

第14章 「無理をする家計」再考

岩田 弘三（武蔵野大学）

1. はじめに

日本学生支援機構が行った、2004年度『学生生活調査』をもとにすれば、大学生生活を送るためには、平均して年間1,940,800円の経費がかかっているとされる¹。もちろん、これは、大学に払う「授業料」・「その他学校納付金」など、狭義の学費だけの経費ではない。大学生生活を送るに当たっては、そのほか、勉学を遂行するために必要な「修学費」に加え、「食費」や「住居・光熱費」などの生活必要経費なども確保しなければならない。さらに、「通学費」や「課外活動費」に加え、それなりの文化的学生生活を送るためには、ある程度の「娯楽嗜好費」も必要になってくる。先に示した、約200万円という平均値は、それらを総計したものである。以上に記したような、学生生活を送るために、つまり大学教育を受けるために必要な直接経費を、ここでは大学教育費と呼ぶことにする。

これら直接経費の他に、大学進学者は、機会費用・放棄所得（*opportunity cost*）と呼ばれる間接経費も負担することになる。高校卒業生にとって、大学進学は、進路に関する一つの選択肢にすぎない。大学に進学せずに就職するという選択肢も存在するからである。大学に進学せずに就職した場合には、所得を得ることができる。しかし、大学進学を選択した人は、その収入を放棄していることになる。機会費用・放棄所得とは、そこで放棄することになる所得を指し示す概念である。このような機会費用・放棄所得など、大学進学にともなう間接費用の問題については、教育経済学をはじめとして多くの研究が明らかにしているのだから、いまはこれ以上、深入りしない。ここで確認しておきたいのは、直接経費だけでも、大学進学にはかなりの費用を要するという点である。

それでは、大学進学にともなうこの直接経費を、学生はどのように捻出しているのだろうか。日本の場合、まず、1970年代後半以降、アルバイト従事学生だけを取り出した場合の、そのアルバイト年収額をみると、学費や生活必要経費などを含めて、1年間の学生生活費支出全体の、実に約4分の1の規模を占めている²。このように、大学教育費の一部は学生自らの自助努力によって賄われていることは、明らかである。また、奨学金を利用することによって、大学教育費の一部を補っている学生もいる。しかし、基本的には、学生生活費の収入源の大部分を占めているのは、家庭からの給付（仕送り）である。このように大学教育費を家庭（正確にいえばほとんどの場合は親）が中心になって負担することは、きわめて日本的な特徴となっているとされる。この点は、他の章でも明らかにされるはずである。そして、このような家計による教育費負担によって、日本の大学進学率は高い水準を達成してきたことは、確かである³。つまり、日本の高等教育進学機会は、家庭からの給付援助によって、維持されているともいえる。

日本において、子弟の大学教育費を家庭が負担することが、一般的傾向であるとすれば、ここで問題になるのは、低所得者層の大学進学である。同じ額の大学進学費用を負担するとしても、家計総所得という総枠が小さいがゆえに、必然的にその負担の程度が大きくなるからである。家計にと

って、大学教育費への援助（「家庭からの給付」）が、かなり負担になるようであれば、子弟の大学進学を断念せざるをえないことになる。逆に、そのような状況にもかかわらず、どうしても子弟の大学進学という念願を実現したいと考える家庭があれば、家計がかなり苦しい状態に陥ることを覚悟しながら、つまり家計的には相当無理をしながら、大学教育費への援助を行わざるをえないのである。後者のような家庭を、小林雅之は「無理をする家計」と名付け、そういった家庭が無視できない程度存在することを、文部科学省による 1996 年度『学生生活調査』データを用いて明らかにした⁴。

『学生生活調査』には、学生の出身家庭の年間家計所得に関する質問項目が含まれている。そこで小林はまず、そのデータをもとに、学生の出身家庭を、所得の低い順に ~ の、5つの所得階層に分類した。そして、以下の点を明らかにしている。(1)所得階層が高いほど、家庭からの給付が大きくなる、という傾向はかなり顕著であること。(2)しかし、所得階層ではなく、家計所得の生データを変数として、それと家庭給付との単相関係数を取ると、その値は、0.2程度で高くない。つまり、「家庭給付の額は、所得階層との関連がないわけではないけれども、同じ所得でも個々の家計による差が大きい」こと。(3)また、小林は、家庭給付についても、その額の多寡によって5つの階層に区分し、所得階層とのクロス表分析を行っている。その結果、「家計所得に対して家庭給付の多い、家計負担度の重い家計が...、割合としては少ないものの、確実に存在している」。具体的にいえば、「国公立とも第 分位の約1割となっていて無視できるほど少ないとは言えない。さらに家庭給付のやや多い層を加えれば、国公立とも第 分位の約2割を占めている」こと。(4)さらに、家計負担度(= 家庭給付 ÷ 家計所得)を指標に取れば、「負担度の定義から当然の結果であるけれども」、所得階層が低くなるほど、家計負担度が高まるという、強い負の相関がみられる。とくに、私立大学進学者についてみれば、所得階層第 分位の家庭の家計負担度の中央値は、30%を越えており、きわめて高いこと。(5)家計所得が小さい家庭出身の学生ほど、奨学金受給額、アルバイト収入額が大きい傾向がみられる。つまり、「低所得者層では、それだけ、家庭負担が重く、家庭給付は限界に近く、奨学金やアルバイトに頼らざるを得ないとみられる」こと。などである。そして、(6)以上より、「家計とりわけ低所得者層の家計は高学費負担に無理をしている様子が見え」と、結論づけている。

けれども、ここで、「無理をする家計」の存在を表している変数は、基本的には家計負担度といった、比率にもとづく指標である。たしかに、それらを指標とした小林の分析結果からも、所得階層第 分位に分類される低所得層を中心として、「無理をする家計」が無視できないほど存在する傾向が透けてみえる。しかし、そこでは、どのような家庭を「無理をする家計」とみなすのかといった基準が設定されていない。というより、比率をもとにした指標を採用しているがゆえに、その基準を設定しにくくなっているのである。たとえば一定の比率以上の大学教育費を負担している家庭を、「無理をする家計」と一律に定義するとして。その場合、所得第 分位のなかでこの条件を満たす家庭が「無理をする家計」に分類されることに問題はないとしても、この定義に該当する家庭は、数こそ少なくなるものの、所得第 分位の家庭にも、確実に存在する可能性が高い。これらの家庭も同じように「無理をする家計」とみなした方がよいのかどうかについての判断は難しい。負担の

程度は比率として大きくても、その負担分を除いた所得だけでも社会的には十分に富裕層に属すると、判断できるケースも多いと予想されるからである。つまり、家計負担度という比率にもとづく指標からは、同じ負担率をもつ家庭であっても、大学教育費を除いた残りの所得で、なんとか家計的にやりくりができると一般的にみなせる水準に留まっているのか、それとも、そのラインを下回る生活水準での暮らしを余儀なくされているのかは、正確には判断できない。それゆえ、後者が真の意味での「無理をする家計」だとすれば、その規模がどの程度に達するのかといった数字も、正確には把握できないのである。

そこで、本章では、大学教育費を支出した後に残る家計所得（＝「家計総所得」－「家庭からの給付」）といった、差をもとにした指標を用いて、より現実を反映すると考えられる形で、「無理をする家計」についての再解析を行うことを目的とする。

2. 「無理をする家計」の定義と分析データ

ここで問題になるのは、大学教育費を支出した後に残る家計所得が、いくら以下の家計を、「無理をする家計」と定義するかである。今回はとりあえず、生活保護水準や相対的貧困ラインなどを参考にし、とりあえず年収 250 万を基準線とすることにした。生活保護水準は、一人当たり年間約 120 万円に設定されている。また、相対的貧困ラインも、ほぼこれと同じ水準に引くことができるとされるからである。ただし、『学生生活調査』では、家計をともにする家庭・家族が、何人で構成されるかについての質問項目が含まれていない。そこで、今回は、学生本人を除く家族が、夫婦 2 人で構成される場合が最も一般的であると仮定し、250 万円を基準とすることにした。

つぎに、本章で使用する分析データについて触れておこう。今回用いるのは、学生支援機構による 2004 年度『学生生活調査』の個票データである。戦後、文部省によって『学生生活調査』が初めて実施されたのは 1947 年にさかのぼる。この調査はその後、断続的に継続されてきたが、1966 年からは、隔年という形で定期的な実施されることになった。なお、2002 年度までの調査実施主体は文部科学省であった。それが、2004 年度からは学生支援機構に移管され、現在に至っている。ただし、移管後も基本的には、調査枠組み、サンプリング方法などは踏襲されており、連続性は保たれている⁵。

本章が対象とするサンプルについていえば、分析は、4 年制大学昼間部の学生に限っている⁶。さらに、それに該当する総サンプル 8,435 人のなかから、調査票記入ミス・データ入力ミスの可能性が明らかに高いと判断せざるをえなかったデータを削除し、8,410 人を有効サンプルとして、解析を進めることにした。

3. 「無理をする家計」はどの程度存在するのか

まず、大学教育費を支出した後に残る家計所得が、250 万円以下の家計、つまり「無理をする家計」が、どのくらいの数存在するのかを、表 14-1 で確かめておこう。なお、この表を含めて、以下に示すクロス表については、すべてカイ二乗検定を行っている。しかし、今回、報告する表については、すべて 1%未満の水準で統計的有意差が確認されたことを、あらかじめ断っておきたい。

大学教育費（「家庭からの給付」）を支出した後に残る家計所得という指標を、単純にもとにすれば、全学生の約1割が「無理をする家計」に分類されることが分かる。しかも、このなかで、家計総所得が250万円以下にもかかわらず、学生への給付を行っている家庭は、全体の4.0%（337人）に達する。以上が厳密な意味での「無理をする家計」である。以下、これに該当する家庭を、「絶対的に」「無理をする家計」と呼ぶことにしよう。

表 14-1 大学教育費を除く家計状態と奨学金・授業料免除の有無

| | 大学教育費を除く 家計状態 | (人数) | 奨学金・授業料免除の有無 | | | | |
|---------------|------------------------|------------------|--------------|----------------|-----------|-------------|------------------|
| | | | 計 | 奨学金 + 授業料免除 | 奨学金 のみ | 授業料免除 のみ | 奨学金も 授業料免除もなし |
| 家庭からの 給付あり | 250万円以下 | 9.8% (820 人) | 100% | 10.1% | 55.6% | 2.3% | 32.0% |
| | 奨学金分を負担した場合 250万円以下 | 3.3% (277 人) | 100% | 9.7% | 90.3% | 0.0% | 0.0% |
| | 奨学金分を負担しても 250万円より高 | 82.4% (6868 人) | 100% | 1.3% | 32.6% | 0.9% | 65.2% |
| 家庭からの 給付なし | | 4.5% (373 人) | 100% | 25.5% | 58.7% | 4.8% | 11.0% |
| | 全体 | 100.0% (8338 人) | 100% | 3.5% | 37.9% | 1.2% | 57.4% |

しかし、奨学金や授業料免除という公的経済支援を受けることにより、家計の負担を少なくし、何とか大学教育費を除く家計所得を250万円より高い水準に維持している家庭もある。つまり、かりに奨学金の恩恵を受けることができず、その分も家庭が負担しなければならなかった場合には、大学教育費を除く家計が250万円以下の水準に落ち込む家庭である。これら家庭は、「潜在的な」「無理をする家計」とみなせる。こういった家庭も約3%存在する。なお、授業料免除については、正確な免除額に関する質問項目がない。だから、かりに授業料免除が受けることができず、その分を家計が負担せざるをえなかった場合に、大学教育費を除く家計状態が、どの程度の水準まで落ち込むのかについては、今回のデータからは知りえない。ただし、授業料免除を受けることにより、どうにか大学教育費を除く家計所得を250万円より高い水準に維持している家庭も加えれば、「潜在的な」「無理をする家計」はより多くなる点だけは、確かである。

ここまでみてきたのは、すべて「家庭からの給付」がなされている家計についての数字である。以上に加え、経済的支援が必要な学生としては、「家庭からの給付なし」の学生も存在し、その比率は、全学生の約1割に達する。しかも、家計総所得が250万円以下の家庭出身者で、「家庭からの給付なし」の学生が、学生全体の1.3%（107人）存在する。「無理をしたくてもできない家計」とみなすこともできる。

以上すべてを加えた数字が、大学教育を負担しながら家計を維持するためにも、「経済的支援の必要度が高い学生」とみなせば、それは約2割に達することになる。

さらに、表14-1の右側には、奨学金と授業料免除の受給状況を示しておいた。かりに奨学金分を家計が負担せざるをえなくなったと仮定しても、大学教育費を除く家計が250万円より高い水準に

なる家庭を、相対的な意味で「余裕のある家計」と、以下では呼ぶことにしよう。表をみると、これら「余裕のある家計」と比べれば、それ以外の家庭出身の学生はいずれも、何らかの公的援助を受けている比率がかなり高い。つまり、それら恩恵を利用することによって、家計の負担を小さくしていることが分かる。ただし、“絶対的に”「無理をする家計」では、「余裕のある家計」と比較すれば、奨学金も授業料免除も受けていない学生は、比率こそ半分にすぎないものの、約3割存在する。授業料免除は別として、本来もっとも奨学金を必要とする低所得者層が、借金を嫌うがゆえに、貸与奨学金を借りない傾向があるとされるが⁷、この数字からも、その一端が垣間みえる。

しかし、別の見方をすれば、先述の定義にもとづく「経済的支援の必要度が高い学生」は、計1,470にのぼる。このうち、奨学金、授業料免除の恩恵を受けている学生は、それぞれ1130人(76.9%)と215人(14.6%)、そのどちらかの恩恵を受けている学生は1167人(79.4%)に達する。そして、この数字を、全学生を母数にとった比率に算出し直せば、それぞれ13.6%、2.6%、14.0%といった値になる。こうしてみると、全学生の14%は、奨学金もしくは授業料免除といった制度がなければ、非常に苦しい学生生活、もしくは過重な家計負担を余儀なくされたことになる。最悪の場合には、大学進学を断念せざるをえなかった可能性さえ考えられる。そして、これら公的経済援助策のなかでも、その比率からみて、とくに奨学金は大きな役割を果たしていることが分かる。

さらに表14-2は、家庭からの給付のみで修学可能かどうかといった、学生の経済状況を、大学教育費を除く家計状態別にみたものである。“絶対的に”もしくは“潜在的な”「無理をする家計」出身の学生の場合、家庭からの給付のみでは「修学不自由」もしくは「修学継続困難」と答えた学生が、圧倒的に多いことが分かる。しかも、表は割愛するが、そう答えた学生のほとんどは、奨学金受給者に対応している。こうしてみると、ここからも、これら「無理をする家計」出身学生が、「家庭からの給付」の不足分を、アルバイトはさておくとして、奨学金によって、何とか補填していることは明らかである。

表14-2 大学教育費を除く家計状態と学生の経済状況

| 大学教育費を除く家計状態 | 経済状況 | | | 計 |
|------------------------|----------------|------------------|-------------------|----------------|
| | 家庭からの給付のみで修学可能 | 家庭からの給付のみでは修学不自由 | 家庭からの給付のみでは修学継続困難 | |
| 250万円以下 | 27.6% | 29.5% | 42.9% | 100.0% (820人) |
| 奨学金分を負担した場合 250万円以下 | 8.3% | 31.8% | 59.9% | 100.0% (277人) |
| 奨学金分を負担しても 250万円より高 | 58.3% | 24.9% | 16.8% | 100.0% (6868人) |
| 全体 | 51.0% | 24.4% | 20.1% | 100.0% (8338人) |

しかも、同じ奨学金のなかでも、表14-3に示したように、その規模からいって、学生支援機構奨学金が、きわめて重要な経済的學生支援策になっていることは明白である。

表 14-3 大学教育費を除く家計状態と奨学金の受給状況

| | 大学教育費を除く 家計状態 | 奨学金の種類 | | | | 計 |
|---------------|------------------------|--------------|----------------|--------------------------|-------|--------------|
| | | 日本学生 支援機構 | 日本学生 支援機構以外 | 日本学生支援機構 + 日本学生支援機構以外 | 奨学金なし | |
| 家庭からの 給付あり | 250万円以下 | 51.2% | 6.7% | 7.8% | 34.3% | 100% (820人) |
| | 奨学金分を負担した場合 250万円以下 | 81.9% | 5.8% | 12.3% | 0.0% | 100% (277人) |
| | 奨学金分を負担しても 250万円より高 | 28.5% | 3.2% | 2.2% | 66.1% | 100% (6868人) |
| 家庭からの 給付なし | | 63.8% | 7.0% | 13.4% | 15.8% | 100% (373人) |
| | 全体 | 34.1% | 3.8% | 3.6% | 58.5% | 100% (8338人) |

4. 大学教育費を除く家計状態と所得階層, 大学種別居住形態

それでは、「無理をする家計」は、どのような所得層に多いのだろうか。この点を表 14-4 で確かめておこう。表は、小林の分析を参考にし、それと同様に、今回のサンプルをもとに、家計総所得（年収）を5つの階層に分けて、その家計状態をみたものである。

表 14-4 所得階層別にみた教育費を除く家計状態

| | 所得階層 | 大学教育費を除く家計状態 | | | | 計 |
|--|-------------------|-------------------|-------------|----------------------------|----------------------------|----------------|
| | | 家庭 からの 給付なし | 250万円 以下 | 奨学金分を 負担した場合 250万円以下 | 奨学金分を 負担しても 250万円より高 | |
| | 第 分位 (480万円以下) | 13.0% | 46.8% | 14.2% | 26.0% | 100.0% (1659人) |
| | 第 分位 (481～660万円) | 3.7% | 1.9% | 2.5% | 92.0% | 100.0% (1669人) |
| | 第 分位 (661～826万円) | 1.3% | 0.3% | 0.0% | 98.4% | 100.0% (1618人) |
| | 第 分位 (827～1000万円) | 3.6% | 0.2% | 0.0% | 96.2% | 100.0% (1224人) |
| | 第 分位 (1001万円以上) | 1.4% | 0.2% | 0.0% | 98.4% | 100.0% (2167人) |

表から明らかなように、「経済的支援の必要度が高い学生」は、当然のこととはいえ、第 分位以上、とくに第 分位以上の階層にはほとんどみられず、第 分位に集中している⁸。しかも、第 分位に限っていえば、この所得階層出身学生の約4分の3が、「経済的支援の必要度が高い学生」であることは、注目に値する。

つぎに、大学教育費を除く家計状態と、大学種別居住形態との関係を表 14-5 で確認しておこう。『学生生活調査』からは調査対象学生が、設置者別にみて、国立、公立、私立のいずれの種類の大学に在籍しているかが、把握できる。また、「自宅」、「学寮」、「下宿・アパート」のいずれの住居から大学に通っているのかといった、学生の居住形態も知ることができる。ただし表では、煩雑さを避けるため、「学寮」と「下宿・アパート」は「自宅以外」として、一まとめにして表示してある。

国立と公立についても、同様である。

表 14-5 大学種別居住形態と学教育費を除く家計状態

| 大学種別居住形態 | 大学教育費を除く家計状態 | | | | 計 |
|----------|---------------|---------|----------------------------|----------------------------|----------------|
| | 家庭からの 給付なし | 250万円以下 | 奨学金分を 負担した場合 250万円以下 | 奨学金分を 負担しても 250万円より高 | |
| 国公立=自宅 | 8.7% | 6.7% | 1.9% | 82.8% | 100.0% (1397人) |
| 国公立=自宅以外 | 3.6% | 10.1% | 3.5% | 82.7% | 100.0% (2686人) |
| 私立=自宅 | 4.6% | 9.1% | 2.6% | 83.8% | 100.0% (2407人) |
| 私立=自宅以外 | 2.4% | 12.8% | 5.1% | 79.7% | 100.0% (1848人) |

大学教育費を除く家計状態が 250 万円以下、もしくは奨学金分を負担した場合に家計状態が 250 万円以下に落ち込む家庭、つまり「絶対的に」または「潜在的な」「無理をする家計」は、自宅生より自宅以外、また国公立より私立大学の学生をもつ家庭に多いことが分かる。

それでは、何が負担となって、以上のような傾向がみられるのであろうか。その原因を確かめるために作成したのが、表 14-6 である。表では、「絶対的に」もしくは「潜在的な」「無理をする家計」はまとめて表示してある。また表には、比較のため、学生全体の傾向もあわせて、掲載しておいた。

表 14-6 大学種別・居住形態別にみた「無理をする家計」の学生生活費収入・支出の中央値

(千円)

| 大学教育費を除く 家計状態 | 大学種別居住形態 | 人数 | 学生生活費 | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|----------------|-------|-----------------|----------------------|-----------|----------|---------|------------------|---------|---------------|---------|-----|------------|---------------|---------------|-----------------|----------|
| | | | 収入 | | | | 支出 | | | | | | | | | | |
| | | | 家庭 からの 給付 | 日本学生 支援機構 の奨学金 | アル バイト | 収入 額計 | 授業 料 | その他 学校 給付金 | 修学 費 | 課外 活動 費 | 通学 費 | 食費 | 住居・ 光熱費 | 保険 衛生 費 | 娯楽 嗜好 費 | その他 の 日常費 | 支出 額計 |
| "絶対的に" もしくは "潜在的な" 「無理をする家計」 | 国公立=自宅 | 119人 | 520 | 360 | 200 | 1121 | 520 | 0 | 30 | 0 | 100 | 63 | 0 | 20 | 50 | 96 | 933 |
| | 国公立=学寮・下宿・アパート | 367人 | 905 | 576 | 242 | 1926 | 520 | 0 | 30 | 12 | 0 | 280 | 520 | 20 | 100 | 100 | 1646 |
| | 私立=自宅 | 280人 | 1040 | 600 | 360 | 1975 | 778 | 190 | 30 | 5 | 107 | 90 | 0 | 27 | 80 | 100 | 1633 |
| | 私立=学寮・下宿・アパート | 331人 | 1500 | 720 | 210 | 2625 | 800 | 200 | 30 | 5 | 5 | 274 | 560 | 28 | 100 | 120 | 2349 |
| 学生全体 | 国公立=自宅 | 1397人 | 658 | 0 | 297 | 1200 | 520 | 0 | 30 | 3 | 100 | 70 | 0 | 20 | 66 | 90 | 1000 |
| | 国公立=学寮・下宿・アパート | 2686人 | 1320 | 0 | 240 | 1966 | 520 | 0 | 30 | 10 | 0 | 300 | 564 | 20 | 100 | 100 | 1739 |
| | 私立=自宅 | 2407人 | 1200 | 0 | 360 | 1870 | 800 | 200 | 30 | 5 | 100 | 90 | 0 | 28 | 100 | 108 | 1660 |
| | 私立=学寮・下宿・アパート | 1848人 | 1845 | 0 | 180 | 2574 | 800 | 204 | 30 | 10 | 1 | 300 | 557 | 24 | 100 | 120 | 2350 |

注) 「日本学生支援機構以外の奨学金」、「定職収入」、「その他収入」の中央値はすべて0であったので、表では割愛してある。

まず、学生全体の傾向からみると、基本的には、第 1 に、自宅以外の学生の場合は、自宅生に比べ、「通学費」はかからないものの、それをかなり上回る支出を、「食費」、「住居・光熱費」で強いられている。第 2 に、私立大学生の場合は、国公立大学生より、「授業料」や「その他学校納付金」

に対する支出が多い。第3に、以上が負担となって、自宅生より自宅以外、また国公立より私立大学の学生をもつ家庭では、「家庭からの給付」が多くなっていることが分かる。そして、「無理をする家計」も、その傾向を踏襲していることも、表から明らかである。

5. 「無理をする家計」出身学生の生活状況

それでは、「無理をする家計」出身の学生は、経済的にどのような学生生活を送っているのだろうか。その点を確認するために、大学教育費を除く家計状態別に、学生生活費収入・支出の中央値をみたものが、表14-7である。なお、表中に示した「収入額計」・「支出額計」の金額は、調査票の形式に準拠して、これら項目を単独の変数として、その中央値を算出している。このため、各収入・支出費目の合計は、「収入額計」・「支出額計」より低くなる形で表れ、一致していないことに注意する必要がある。また、上でみてきたように、“絶対的に”および“潜在的な”「無理をする家計」には、自宅生より自宅以外、また国公立より私立大学の学生をもつ家庭が多かった。そのため、それら家計では、「通学費」は低めに、「食費」、「住居・光熱費」、および「授業料」や「その他学校納付金」が高めに出てくる可能性がある点を念頭に置きながら、検討を進めていくことにしよう。

まず、表の右端に示した家計の年間総所得からみていこう。表14-4の結果からも当然予測されるように、「経済的支援の必要度が高い学生」の出身家庭の年間所得総額は、「奨学金分の経費を負担したとしても、大学教育費を除く家計が250万円より高い水準の家庭」、つまり「余裕のある家計」の半分以下と、かなり低い。とくに“絶対的に”「無理をする家計」の所得水準が低い。

表14-7 大学教育費を除く家計状態と学生生活費の中央値

| 大学教育費を除く家計状態 | 収入 | | | | 支出 | | | | | | | | | | 家計の年間所得総額 |
|--------------|---------|--------------|-------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|--------|-------|-------|---------|-------|-----------|
| | 家庭からの給付 | 日本学生支援機構の奨学金 | アルバイト | 収入額計 | 授業料 | 修学費 | 課外活動費 | 通学費 | 食費 | 住居・光熱費 | 保険衛生費 | 娯楽嗜好費 | その他の日常費 | 支出額計 | |
| 家庭からの給付なし | 0 | 600 | 480 | 1,500 | 520 | 23 | 0 | 48 | 100 | 0 | 20 | 60 | 90 | 1,241 | 4,000 |
| 250万円以下 | 1,100 | 496 | 240 | 2,022 | 600 | 30 | 5 | 24 | 180 | 120 | 24 | 100 | 100 | 1,711 | 2,985 |
| 奨学金分を負担した場合 | 920 | 636 | 240 | 2,050 | 600 | 32 | 10 | 17 | 200 | 352 | 25 | 100 | 100 | 1,737 | 4,000 |
| 250万円以下 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 奨学金分を負担しても | 1,292 | 0 | 259 | 1,941 | 562 | 30 | 10 | 33 | 180 | 50 | 21 | 100 | 100 | 1,721 | 8,100 |
| 250万円より高 | | | | | | | | | | | | | | | |

注) 収入のなかの「日本学生支援機構以外の奨学金」、「定職収入」、「その他収入」、支出のなかの「その他学校納付金」の中央値は、家計状態にかかわらず、すべて0であったので、表からは割愛してある。

にもかかわらず、そのような家計状況のなかで、学生生活費に関する「収入額計」・「支出額計」についてみれば、さすがに「家庭からの給付なし」のグループの低さが目を引くものの、“絶対的に”

および“潜在的な”「無理をする家計」出身の学生は、「余裕のある家計」出身の学生と比較して、経済的に遜色ない同水準の学生生活を送っていることが分かる。そして、その収入源についてみれば、「収入額計」を母数とした場合、“絶対的に”「無理をする家計」では24.5%，“潜在的な”「無理をする家計」では31.0%が、日本学生支援機構奨学金によるものとなっている。ついでに「家庭からの給付なし」学生の、学生生活費「収入額計」にしめる奨学金収入のウエイトも示しておけば、40.0%に達している。さらに、先に指摘したように、各収入費目の合計金額が、「収入額計」より低く算出されていることを勘案すれば、その実際の比率は、より高くなる可能性さえある。つまり、このような収入源に占める比率からみても、日本学生支援機構奨学金の果たす役割の大きさが確認できる。

しかし、「家庭からの給付」についてみれば、“絶対的に”「無理をする家計」では110万円，“潜在的な”「無理をする家計」では92万円と、「余裕のある家計」の129.2万円に比べて、それぞれ約20万円、約35万円しか下回らない額を負担している。別の数値でみると、「家庭からの給付」額は、“絶対的に”「無理をする家計」でも「余裕のある家計」の85.1%，“潜在的な”「無理をする家計」でもその71.2%にあたる金額を支出していることになるのである。なお、“潜在的な”「無理をする家計」は“絶対的に”「無理をする家計」に比べて、奨学金を15万円程度多く借りることによって、「家庭からの給付」を、その金額分だけ低く抑えている様相もみえてくる。

アルバイトによる収入は、「家庭からの給付なし」学生が、他の学生に比べて飛び抜けて高い。しかし、その点を除けば、予想に反し、“絶対的に”および“潜在的な”「無理をする家計」出身学生より、「余裕のある家計」出身学生の方が、むしろその収入額は多い傾向さえみられる。なお、表は割愛するものの、アルバイト従事形態をみれば、「授業期間中の恒常的なアルバイト従事率」（アルバイトを「授業期間中に経常的にした」もしくは「長期期間中も授業期間中もした」学生の比率）¹⁰、さらに、それに臨時的なもの（「長期休暇期間中のみした」もしくは「授業期間中に臨時的にした」アルバイト）も含めた「アルバイト従事率」は、「家庭からの給付なし」の学生で、統計的に有意な水準で、きわめて高かったことを除けば、他の学生間に差はみられなかった（「アルバイト従事率」については、表14-8を参照）。

ここで、先に示した奨学金を除いて、各収入源の「収入額計」を母数とした比率を示しておけば、“絶対的に”「無理をする家計」では、「家庭からの給付」は54.4%、アルバイト11.9%となる。同様に、“潜在的な”「無理をする家計」では、それぞれ44.8%、11.7%となる。また、「余裕のある家計」では、それぞれ66.6%、13.3%である。なお、「家庭からの給付なし」学生の、「収入額計」にしめるアルバイト収入の比重は、32.0%である。

ついで、学生生活費支出に目を移そう。「家庭からの給付なし」学生の「支出額計」が、他の学生に比べて低いことについては、先に指摘したとおりである。その一つの要因となっているのが、「授業料」支出の低さである。それは、表14-1でみてきたように、これら学生の多くが、授業料免除を受けているためと考えられる。しかし、それ例外の学生生活費支出のなかでも、「修学費」、「課外活動費」、「娯楽し好費」といった、居住形態に影響を受けない支出費目に限ってみれば、他の学生に比べて、支出を切り詰めている傾向がみられる。あるいは、「家庭からの給付なし」学生のアルバイ

ト収入額が、他の学生に比べきわめて高いことは、先に指摘したとおりである。このことから類推して、学生生活をなんとか維持するためのアルバイトに時間を取られ、その他の活動に振り向ける時間的余裕を確保できず、その分だけ、勉学、課外活動、遊びなどの活動に対する支出が、少なくなっている可能性もある。つまり、いずれにしろ経済的もしくは時間的な面で、これら学生は、他の学生が享受している、標準的な学生生活の一部を犠牲にしている可能性がある。その意味で、苦学生とも、また「無理をする家計」と同じ言い回しを用いれば「無理をする学生」と呼ぶことも可能だと思われる。

それでは、“絶対的に”および“潜在的な”「無理をする家計」については、どうであろうか。それら家計では「余裕のある家計」に比べて、「通学費」は低く、「住居・光熱費」はきわめて高くなっている。これは、居住形態の差を反映したものと考えられる。そこで、それら居住形態に影響を受ける支出費目を除いて検討すれば、「修学費」や「娯楽し好費」に差はみられない。“絶対的に”「無理をする家計」出身学生の課外活動費が、“潜在的な”「無理をする家計」や「余裕のある家計」出身学生の半額になっている傾向は観察されるものの、実額でいえば5,000円の差にすぎない。こうしてみると、“絶対的に”もしくは“潜在的な”「無理をする家計」出身の学生は、「修学費」に代表される勉学活動についても、さらには「娯楽し好費」に代表される遊び活動についても、「余裕のある家計」出身の学生と、経済的には同水準の学生生活を送っていることになる。

娯楽・レジャーは、経済的に苦しい学生を含めて、いまや「ほとんどすべての学生にとって、『健康で文化的な最低限度の大学生生活』を送る上での」必需品・標準装備とみなされるようになっていくことは、以前に指摘したとおりである¹¹。自分の子どもが、人並みに「健康で文化的な最低限度の大学生生活」を送り、疎外感を感じたり、肩身の狭い思いをしないで済むよう、絶対的に”および“潜在的な”「無理をする家計」は、本当に「無理をしてまで」かなりの額に達する、「家庭からの給付」をつづけているともみなせる。

6. 「無理をする家計」出身学生のアルバイト目的

ここまで、主に「家庭からの給付」の問題に焦点を当てて、考察を進めてきた。つぎに、学生生活費のもう一つの収入源となっている、アルバイトについてもみておこう。

『学生生活調査』では、アルバイトをしている学生に対して、そのアルバイト収入を、主にどの支出に充てているかについて調査している。逆の言い方をすれば、学生生活費のどの費目の支出経費を補うために、アルバイトをしているのか、その目的を知ることができる。そこで、大学教育費を除く家計状態別に、アルバイト目的をみたものが、表14-8である。

まず、「余裕のある家計」出身の学生についてみれば、「娯楽し好費」を稼ぎ出すためとするものが33.2%をしめ、アルバイトを行う最大の目的となっている。「経済的支援の必要度が高い学生」でも、その目的でのアルバイトは、15~20%と低くはない。しかし、「余裕のある家計」出身の学生と比べた場合には、かなり低い。そして、それとは逆に、「授業料」をやり繰りするのためのアルバイトの比率が高いことが分かる。とくに、「家庭からの給付なし」学生のそれは、飛び抜けて高い。また、「余裕のある家計」出身の学生と比較すれば、“絶対的に”および“潜在的な”「無理をする家

計」出身の学生は、「修学費」を捻出する目的でのアルバイトの比率も多い。

表 14-8 大学教育費を除く家計状態とアルバイト収入の使途

| 大学教育費を除く家計状態 | アルバイト収入の主な使途 | | | | | | | | | | | 計 |
|------------------------|--------------|-------|------------------|------|-----------|------|-------|------------|-----------|-----------|------------|----------------|
| | アルバイト 非従事 | 授業料 | その他 学校 納付金 | 修学費 | 課外 活動費 | 通学費 | 食費 | 住居・ 光熱費 | 保険 衛生費 | 娯楽 し好費 | その他 日常費 | |
| 家庭からの給付なし | 13.4% | 19.6% | 0.0% | 1.9% | 5.1% | 8.3% | 12.3% | 8.0% | 0.5% | 16.4% | 14.5% | 100.0% (373人) |
| 250万円以下 | 24.1% | 7.1% | 0.0% | 2.8% | 4.9% | 2.4% | 15.2% | 7.6% | 0.4% | 19.4% | 16.1% | 100.0% (820人) |
| 奨学金分を負担した場合 250万円以下 | 22.7% | 5.4% | 0.0% | 2.5% | 6.5% | 2.5% | 18.4% | 5.8% | 1.1% | 18.4% | 16.6% | 100.0% (277人) |
| 奨学金分を負担しても 250万円より高 | 23.2% | 2.6% | 0.1% | 1.8% | 5.5% | 2.2% | 12.0% | 2.5% | 0.7% | 33.2% | 16.3% | 100.0% (6868人) |
| 全体 | 22.8% | 3.9% | 0.1% | 1.9% | 5.4% | 2.5% | 12.5% | 3.4% | 0.6% | 30.6% | 16.2% | 100.0% (8338人) |

しかし、表 14-7 でみてきたように、「修学費」、「娯楽し好費」への支出額は、“絶対的に”および“潜在的な”「無理をする家計」出身の学生と、「余裕のある家計」出身の学生とで差はなかった。だとすれば、なぜ、前者の学生の方が、「修学費」を捻出する目的でのアルバイトの比率が高く、「娯楽し好費」稼ぎを目的とするアルバイトの比率が低くなっているのだろうか。その原因を確かめるために、大学教育費を除く家計状態別・アルバイト目的別に学生生活費支出の中央値を示したものが、表 14-9 である。なお表では、参考として「課外活動費」についても表示してある。

まず、「無理をする家計」出身者と「余裕のある家計」出身者の別を問わず、「修学費」目的でアルバイトをしている学生は、「修学費」支出・負担が大きいことが分かる。「課外活動費」、「娯楽し好費」についても、同様の傾向がみられる。さらに、「修学費」目的でアルバイトをしている学生は、「娯楽し好費」への支出が小さい傾向もみられる。つまり、勉強に力点を置く学生集団と、遊びに力を入れている学生集団が、二極分化している様相が観察される。それはさておき、いま上でみてきた結果は、調査対象者の学生たちが、社会的望ましさという回答バイアスに引きずられることなく、現実を正直に報告していることを示唆していると考えられる。つまり、とくに「無理をする家計」出身学生が、親が苦しい経済状態のなかで「無理をして」費用を捻出し、そのおかげで大学教育を受けさせてもらっているとか、奨学金をもらっているといった状況を斟酌して、「娯楽し好費」目的のアルバイトをしているとは言いにくいがために、「修学費」目的でアルバイトをしていると答えたわけではないことが分かる。

表 14-9 大学教育費を除く家計状態別・アルバイト目的別にみた学生生活費支出の中央値

(千円)

| 大学教育費を除く家計状態 | アルバイト目的 | 学生生活費 | | |
|-------------------------------|---------|-------|-------|-------|
| | | 修学費 | 課外活動費 | 娯楽し好費 |
| "絶対的に"もしくは"潜在的な" 「無理をする家計」 | 修学費 | 100 | 30 | 63 |
| | 課外活動費 | 30 | 135 | 50 |
| | 娯楽し好費 | 30 | 9 | 178 |
| | グループ全体 | 30 | 6 | 100 |
| 余裕のある家計 | 修学費 | 150 | 7 | 66 |
| | 課外活動費 | 30 | 150 | 70 |
| | 娯楽し好費 | 30 | 6 | 150 |
| | グループ全体 | 30 | 10 | 100 |

そこでつぎに、「修学費」目的でアルバイトをしている学生についてみれば、「余裕のある家計」出身の方が、「無理をする家計」出身者より、「修学費」支出額の中央値が高い。一方、「娯楽し好費」目的でアルバイトをしている学生についてみれば、「無理をする家計」出身の方が、「余裕のある家計」出身者より、「娯楽し好費」支出額の中央値は高い。この点は、「余裕のある家計」出身者の場合は、「無理をする家計」出身者と比べて、「修学費」目的でアルバイトをしている学生と、そうでない学生の間で、「修学費」支出額が二極分化している傾向が強い。そして、「余裕のある家計」出身者については、それら「修学費」目的でアルバイトをしている学生集団の「修学費」支出の高さが、この家計集団全体の「修学費」支出額の中央値を押し上げている可能性が高い。一方、「娯楽し好費」支出については、その逆の傾向がみられることを示唆している。

こうしてみると、「無理をする家計」出身の学生たちは、遊び目的というよりは、勉学活動を維持し、課外活動をつづけるためにアルバイトをしている傾向が強いといっても、間違いないと考えられる。言い換えれば、アルバイト目的だけからみるかぎり、「無理をする家計」出身の学生たちのなかには、親が苦しい経済状態のなかで、「無理をして」大学教育費を捻出していることを認識しているためか、勉学活動に重点的に投資している「まじめ学生」の比率が、「余裕のある家計」出身学生に比べて高いともみさせる。

ただし、公平を期すために、厳しい言い方をするなら、「無理をして」大学教育費を捻出している親の心子知らずというべきか、勉学経費（「修学費」）は最小に抑えて、遊びのために使用する多額の費用（「娯楽し好費」）を稼ぐために、アルバイトに励む学生も一部（2割程度）いることになる。

なお、表 14-8 にもどっていえば、「家庭からの給付なし」学生の場合は、「修学費」を捻出するためのアルバイト、つまり勉学活動を充実させるためのアルバイト比率は、高くない。先にも指摘しておいたように、もっぱら「授業料」の捻出に追われ、そこまで手が回らないためと推察される。

7.本章のまとめ

本章では、学生の出身家庭を、(a) “絶対的に” 「無理をする家計」、(b) “潜在的な” 「無理をする

家計」, (c)「余裕のある家計」, (d)「家庭からの給付なし」の4つのタイプに分類し、それぞれの家計、およびその家計出身の学生の属性や経済行動の特徴を、明らかにしてきた。(a)は、大学教育費(「家庭からの給付」)支出後の年間家計総所得が、250万以下の家庭。(b)は、奨学金を受給している学生について、かりにその奨学金分を家計が負担せざるをえなくなったと仮定した場合に、大学教育費(「家庭からの給付」)支出後の家計年間総所得が、250万以下になってしまう家庭。(c)かりに奨学金分を家計が負担せざるをえなくなったと仮定しても、大学教育費(「家庭からの給付」)支出後の年間家計総所得が、250万より高い家庭、のことである。また、ここで250万円を基準としたのは、学生本人を除く家族が、夫婦2人で構成されると仮定した場合の、相対的貧困ライン、生活保護水準に準拠したものである。

以下、本章で明らかにできたことの、まとめを行っておこう。

(1) “絶対的に”「無理をする家計」は学生全体の9.8%，“潜在的な”「無理をする家計」は3.3%，“家庭からの給付なし”学生は9.8%存在する。以上すべてを加えた数字が、家計を維持するためにも、「経済的支援の必要度が高い学生」とみなせば、それは約2割に達する。

(2)これら「経済的支援の必要度が高い学生」にとっては、奨学金と授業料免除が実質上、「家庭からの給付」を補う、大きな公的経済的支援策として機能している。とくに学生支援機構奨学金は、その恩恵を受けている学生・家計の規模からみて、きわめて重要な機能を担っている。

(4)「無理をする家計」の問題を含めて、「経済的支援の必要度が高い学生」の問題は、当然のことながら基本的には、年間家計総所得が480万円以下の所得第 分位に属する家計に、中心的な問題となっている。

(5)自宅以外の学生の場合は、自宅生に比べ、「通学費」はかからないものの、それをかなり上回る支出を、「食費」、「住居・光熱費」で強いられている。また、私立大学生の場合は、国公立大学生より、「授業料」や「その他学校納付金」に対する支出が多い。そして、以上が負担となって、自宅生より自宅以外、また国公立より私立大学の学生をもつ家庭では、「家庭からの給付」が多くなっている。このため、自宅生より自宅以外、また国公立より私立大学の学生をもつ家庭で、“絶対的に”または“潜在的な”「無理をする家計」が多い。

(6)学生生活費の「収入額計」・「支出額計」についてみれば、“絶対的に”および“潜在的な”「無理をする家計」出身の学生は、「余裕のある家計」出身の学生と比較して、遊びにかかる経費(「娯楽し好費」)を含めて、経済的に遜色ない同水準の学生生活を送っている。そして、それに必要な学生生活費を捻出するために、「無理をする家計」出身の学生は、「余裕のある家計」出身の学生以上に、アルバイトに励んでいるわけではない。奨学金の援助を受けてはいるものの、学生生活費収入の大半は、「家庭からの給付」に依存している。このため、「無理をする家計」の大学教育費負担は、「余裕のある家計」の129.2万円と比べて、実額で約35万円程度しか下回っていない。

(7)「家庭からの給付なし」の学生は、「修学費」、「課外活動費」、「娯楽し好費」といった、居住形態に影響を受けない支出費目に限ってみれば、他の学生に比べて、それら費目に対する支出を切り詰めている傾向がみられる。このため、学生生活費「支出額計」は、授業料免除を受け学生が多いという要因とあわせて、他の学生に比べ、かなり小さくなっている。これら学生は基本的には、

奨学金とアルバイトをもとに、学生生活費を充足せざるをえない。そのためもあって、他の学生以上にアルバイトに傾斜した生活を送っている。それに時間を取られて、勉学、課外活動、遊びなどの活動に振り向ける時間的余裕が少ないことが、それら活動に対する支出を、少なく抑えている可能性もある。いずれにしろ経済的もしくは時間的な面で、これら学生は、他の学生が享受している、標準的な学生生活の一部を犠牲にしている可能性がある。

(8)アルバイトを行う目的についてみれば、「余裕のある家計」出身の学生では、「娯楽し好費」を稼ぎ出すためのものが、最大の目的となっている。これに対し、「無理をする家計」出身の学生たちは、遊び(「娯楽し好費」)目的というよりは、勉学活動を維持し、課外活動をつづけるために、「修学費」、「課外活動費」を補う目的でのアルバイトをしている傾向が強い。また、「経済的支援の必要度が高い学生」、とくに「家庭からの給付なし」学生では、「授業料」やり繰りするのためのアルバイトの比率も高い。

こうしてみると、とくに「無理をする家計」を中心とする、高等教育進学機会の提供に関して、現段階でも奨学金、なかでも学生支援機構奨学金が、重要かつ多大な役割を果たしていることは明らかである。しかし、“絶対的に”「無理をする家計」に代表されるように、まだまだ家計による大学教育費負担は過重であるともみなせる。しかも、「無理をする家計」を抽出・定義するために今回設定した250万円という年収基準は、最低生活水準にすぎないと考えれば、家計にもう少し経済的余裕を担保した水準まで、所得基準を引き上げて検討することも必要になってくる。その場合には、大学教育費が過重な負担としてのしかかり、家計が逼迫状態にある家庭の数は、より大きなものになる。また、とくに「家庭からの給付なし」の学生についていえば、授業料を中心とする学費を確保するために行わざるをえないアルバイトの負担が、重くのしかかっているという現状も、考慮する必要がある。

それらを軽減するためにも、そして、だれもが「健康で文化的な最低限度の大学生活」を送ることができるという意味での、高等教育進学機会の開放を推進するためにも、奨学金を含めた経済的學生支援のより一層の充実が望まれ、それが今後の大きな課題になっていることだけは、確かだと思われる。

<注>

- ¹ 日本学生支援機構『大学と学生』第31号、2006年、第一法規。
- ² 岩田弘三「アルバイトの戦後社会小史」、武内清編『キャンパスライフの今』玉川大学出版部、2003年、P.246。
- ³ たとえば、矢野眞和『高等教育の経済分析と政策』玉川大学出版部、1996年など参照。
- ⁴ 小林雅之「教育費の家計負担は限界か 無理をする家計と大学進学」、『季刊 家計経済研究』No.67、家計経済研究所、2005年7月。
- ⁵ 2004年度『学生生活調査』の概要については、前掲、『大学と学生』第31号、2006年に、既に詳細が報告されているので、ここでは繰り返さない。そちらを参照のされたい。
- ⁶ なお、2004年度『学生生活調査』個票データのなかには、短期大学、大学院に加え、同じ4年制大学でも夜間部に在籍する学生についてのデータも、含まれることを付記しておきたい。
- ⁷ 12月6日に行われた国際カンファレンス「高等教育の費用負担と学生支援の国際的動向」における小林雅之の報告を参照。

-
- ⁸ なお、所得階層第 1 ～ 5 分位に属する家庭のなかにも、大学教育費を負担することによって家計所得が 250 万円を切る家庭が、計 11 存在する。うち 4 つは文科系学部、7 つは医・歯系学部入学者である。
- ⁹ 「その他日常費」についても、自宅生より自宅以外、また国立より私立大学生の方が、負担が大きくなっていることも付記しておきたい。
- ¹⁰ なお、『学生生活調査』では、アルバイトの従事形態の質問項目として、アルバイトを「長期休暇期間中も授業期間中もした」という選択肢を用いている。しかし、この選択肢に関するワーディングの問題として厳密に言えば、「授業期間中」は、「授業期間中に経常的にした」場合も、「授業期間中に臨時的にした」場合も包含されることになる。よって、授業期間中の恒常的なアルバイト従事率は、現在の選択肢のあり方では、正確には把握できない。上の質問項目は、「授業期間中に経常的にするとともに、長期休暇期間中にもした」、「授業期間中に臨時的にするとともに、長期休暇期間中にもした」という 2 つの選択肢に分割した方が、より正確で有意義な集計ができると思われる。
- ¹¹ 前掲、岩田、2003 年、P.262。

第15章 女子における高等教育進学機会規定要因の変化

日下田岳史（東京大学大学院教育学研究科）

1. 「大学全入」時代の高等教育研究

本論文は、18歳の女子の四年制大学進学率および短期大学進学率の規定要因を明らかにすることを目的としている。2007年度には「大学全入」時代が訪れるという。「大学全入」とは、大学・短期大学の収容力（入学者数を志願者数¹で除した値）が100%に達することである。つまり、進学を希望しさえすれば、計算上はどこかしの大学・短期大学には必ず進学できる時代が、今まさに訪れようとしている。そのような時代に、教育社会学の古典的なテーマであった四年制大学・短期大学進学率研究は、一体どのような意味があるのであろうか。1節ではこの研究の背景および意義について述べ、研究設問を設定する(1-1)。そして本論文の構成を説明する(1-2)。なお、本論文では基本的に、四年制大学を「四大」、短期大学を「短大」と略記するが、「大学」という用語も文脈に応じて用いる。

1-1 本論文の背景および意義

なぜ進学率を扱うのかという問題と、なぜ対象を女子に限定するのかという問題について明らかにしておく必要がある。

はじめに、進学率の研究意義について述べることにする。進学率は、その年の四大・短大入学者数を当年の18歳人口で除すことで得られる割合と定義する。18歳人口は、当年からみて3年前の中学校卒業者数で代用される。進学率とは、高等教育の主たる対象を18歳人口と設定した上で、高等教育の量的変化を計測するための指標である。

2005年、中央教育審議会大学分科会（以下、「中教審」と略記する）は『我が国の高等教育の将来像』という答申を発表した。同答申では、高等教育進学需要はほぼ充足され、高等教育政策上の指標として進学率の有用性は減少したという見解が示されている。

同年齢の若年人口の過半数が高等教育を受けるという状態は、進学率50%という値で表現される。高等教育進学需要が充足されているとする中教審の判断は、希望しさえすれば四大・短大には進学できる時代を目前に控え、2000年度以降、進学率が50%近傍を安定的に推移していること²を理由としている。希望すれば誰でも進学できる、にもかかわらず進学率はこれより上昇する気配はない、したがって高等教育進学需要は充足されているのであろう、というのが中教審の考え方ではないだろうか。四大・短大進学率がちょうど半分(50%)というのも、高等教育進学需要は充足されているという判断を直感的に裏付けてくれそうである。よって、高等教育の量的規模の拡大は(それが政策的な誘導であったか否かは別として)達成されたため、量的規模指標である進学率の有用性も減じたということになる。

このように、きたるべき「大学全入」時代における進学率研究の意義は危機に瀕している。しかし、それでも本論文が進学率研究に取り組むのは、「大学全入」という概念自体に疑問を感じているためである。疑問は、以下の3つである。

第一の疑問は、「大学全入」の意義がそもそも信用できないのではないか、というものである。「大学全入」は、進学者数が進学志願者数と等しくなる状況であることはすでに述べた。このことは、進学を希望する者が進学できるということを意味しているのであって、誰でも進学できる機会が保証されているということの意味しているとは限らない。なぜならば、進学希望自体が制約されている者がいる可能性を否定できないからだ。そのような者を除外した上で成り立つ「大学全入」時代を語ることは、何らかの理由で進学希望が制約されている者の存在を隠蔽もしくは忘却することになりかねない。

その制約条件が、高等教育に対する個人的な選好のみであったとした場合、確かにそれは政策の問題ではない。しかし、例えば家計の経済力や出身地域といった属性要因が進学を制約しているという問題は近年でも指摘されている。矢野・濱中（2006）は男子の四大進学率・専門学校進学率・高卒就職率の時系列分析の結果から、個人の選好ではなく進学費用の高さのために四大進学を諦めている者がいること、したがって「大学全入時代」という言葉を用いて、希望すれば誰でも大学に行けるようになったと断定するのは誤りであることを実証している。進学率研究に残された課題は少なくなく、それらの問題は政策的な課題であることは言うまでもない。高等教育の量的規模指標である進学率の有用性は、今日においても減少しているわけではない。

第二の疑問は、男子にとっての「大学全入」と女子にとっての「大学全入」は同列視できないのではないか、というものである。これは、本論文の研究対象を女子に限定する理由でもある。

女子の場合、「大学全入」という言葉の「大学」は四大だけではなく、女子のための高等教育機関としての短大³も含まれていることを忘れてはならない。女子の高等教育進学において短大の果たしてきたこれまでの役割は大きく、1996年度まで、女子の進学先として第1位の座を占めていた。男子の短大進学率はきわめて小さい。この事実こそが、わが国の高等教育進学需要には性差があることを明確に示しており、高等教育進学率の規定要因を男子・女子に分けて分析する根拠の一つとなる。

女子の短大進学率は1994年度の23.9%を頂点に減少し始め、2005年度には13%となっている。一方、女子の四大進学率は1980年代後半より上昇し始め、2005年度には36.8%にまで上昇している。このような短大進学率の低下と四大進学率の上昇という短大離れ・四大志向の流れの中で、短大の存在感は薄まっているようにみえる。短大がわが国の女子教育において支配的とも言える役割を果たした時代は終わった（荒井 2002）のかもしれない。短大経営者の間でも、外国の短期高等教育機関とは異なり女子の高等教育を支えるという独特な使命を負ってきたわが国の短大は、その使命を終えようとしているのではないかという空気が漂っているようである（佐藤・関根・栗坪 2003）。そのような時代の空気を反映してか、中教審答申は、今後の短大の果たすべき役割に関して次のように主張している。

「18歳人口の減少や女子の4年制大学志向の高まりなど、短期大学を取り巻く社会や時代の変化の中で、短期大学は他の高等教育機関と異なる個性・特色の明確化に一層努める必要がある。」

「短期大学の課程は、ユニバーサル段階の身近な高等教育の一つとして、また、地域と連携協力して多様な学習機会を提供する、米国のコミュニティ・カレッジのような知識基盤社会での土台づくりの場として、新時代にふさわしい位置付けがなされることが期待される。」

要するに短大は、高校卒業後すぐに進学してくる18歳のフルタイム女子学生という、いわば伝統的な顧客層を対象としたままでは生き残っていくことが困難なので、米国型のコミュニティ・カレッジのような「新時代にふさわしい」短大へ変化するよう促されている。18歳のフルタイム女子学生に対して高等教育機会を提供してきた短大の役割は縮小し、女子のみならず全ての人々に開放され、生涯にわたる高等教育の「ファーストステージ」(高鳥・館 1998)に短大を位置付けることができるかという点に関心が集まりつつある。

しかし、前出の佐藤・関根・栗坪が述べていたように、18歳の女子に対する短期高等教育機関としての短大の役割は本当に終えたと判断してよいであろうか。

小玉(2005)によれば、最近の短大の置かれた状況は複雑であるという。短大を取り巻く状況は、使命終焉論的な色合いに塗りつぶされているわけではなく、実は光明も差しているからだ。「企業採用、『短大離れ』 - 短大側、生き残りをかけ就職支援」(朝日新聞夕刊 2004年12月13日)といった論調がある一方で、「短大人気、なぜ回復？」(日本経済新聞日曜版 2005年3月13日)という記事もまた掲載されるようになってきている。

その他、小玉・菊池・栗坪(2004)は、短大に「苦学生の時代が来ている」ことを感じ取っている。実証的なデータに基づいたものではなく、短大に勤める小玉らの日常的な実感によるものとみられるが、次のように述べられている。

「高校時代からアルバイトしているというのをみると、遊ぶためじゃなくて、本当に苦学している。それで四年制(大学)に行く学費は払ってもらえないという学生が、われわれが考える以上に出つつあるように思うんです。ちょうど六十年代の我々の時代にだんだん似てきたんじゃないかな。」(pp111)

このように、18歳の女子に対する短大の役割はなくなったか否か、まだ明らかでない。むしろ、「苦学生の時代」という言葉に象徴されているように、低所得階層出身の18歳女子を引き受けるという、教育機会均等の観点から立てば重要な役割を新たに帯びようになっている可能性がある。にもかかわらず、今日、18歳の女子に対する短大の役割への関心は大きいとは言えない。文部科学省は2005年度より「先導的・大学改革推進委託」事業を行なっている。具体的には、文部科学省が調査研究のテーマをいくつか設定し、その実施主体として適当だと考えられる大学等に対して1~2年程度の期間で調査研究を委託・実施している。その中で短大に特化したテーマは、「学生の多様なニーズに対応した短期大学のコミュニティ・カレッジ機能充実に関する調査研究」である(文部科学省高等教育局大学振興課短期大学係 2006)。短大に関する研究

テーマがそれ一つであることを考えると、米国型のコミュニティ・カレッジへわが国の短大を誘導したいという政策的意図が強く表れていると言える。しかし、その調査研究の報告書はまだ提出されていないが、コミュニティ・カレッジ機能の充実は困難であるとの結論に至るものと推測される。なぜならば、天野（2001）が指摘しているように、米国のコミュニティ・カレッジはその名の示すように公立であり、地域の住民の税金で作られた短期高等教育機関である一方、日本の短大の9割がたは私立で占められており、主たる財源は学生納付金であるという根本的な違いがあるからである。関心が向けられるべきは、今なお、伝統的な顧客層として短大に進学してきている18歳女子にはどのような変化が生じたのか（生じていないのか）という問いではないだろうか。

したがって、これまで女子高等教育に対して果たしてきた短大の役割は「大学全入」時代において失われたのかを問うことは、将来の女子高等教育像を提示し、わが国の高等教育政策を設計する際の基礎的な研究の一環として位置付けられる。

女子の短大進学を問うことは必然的に、爆発的に進学率の上昇を遂げた四大との関係について問うことが要求される。「大学全入」に関する「第二の疑問」として男子と女子ではその意味が異なるのではないかと述べたが、それは短大という女子特有の高等教育機関についての問題に限らず、四大進学需要それ自体にみられる性差という問題も含んでいる。それが顕著に現れるのは、女子の四大生が在籍する学科系統の著しい偏りである。

しかし、そのような特質を踏まえた女子高等教育進学需要の規定要因は、いまだ完全には解明されているわけではない。

第三の疑問は、「大学全入」は全国平均としての説であり、地方によっては実感にそぐわないのではないのではないかと、というものである。朴澤（2006）は、東京大学大学経営・政策研究センターにより実施された、全国からランダム・サンプリングされた2005年度11月現在の高校三年生4000名とその保護者についての個票調査データを利用して、2006年度における進路決定の地域差を確認している。男子の四大進学率の場合、もっとも高い京阪神で61.1%、もっとも低い中国・四国で47.4%となっており、13.7%ほどの差が生じている。女子の四大進学率の場合、もっとも高い中国・四国で46.8%、もっとも低い北海道で31.2%⁴となっており、その差はおよそ15.6%である。レンジは女子の方が大であり、女子の方が一層「大学全入」を実感しにくいのではないだろうか。

このような地方と高等教育進学の問題は言い古された感があるかもしれないが、それは過去の問題というよりも残された問題というべきである。

そもそもわが国の高等教育政策は、高等教育の量的拡大が教育機会の平等をもたらすというイデオロギーのもとに行なわれてきたと考えられる。それは1971年度（昭和46年度）の中教審答申（通称、46答申）の、「大衆化の傾向には名目的に高い学歴を目指すという好ましくない側面もあるが、大勢としては複雑高度化する社会に生きる国民が、その能力をいっそう開発する機会を求めていると見るべきであろう」という表現に端的に表れている。

同時に、教育機会の平等化という政策目標には、高等教育進学の地域格差是正も含まれていた。

高等教育懇談会の1972年度(昭和47年度)報告では、高等教育機関の大都市集中を抑制し、地方における大学の拡充を打ち出した。続く1973年度(昭和48年度)報告では地方の教育機会を拡充するため、目標年度(1986年度)までに国公立大学の10万人規模の増員を計画した。1973年度報告の、「今後、地域間の進学率、収容力、専門分野別構成等における著しい格差や不均衡を是正して、高等教育の機会均等を図るとともに、特別の需要に対応する人材の供給を期するためには、(中略)計画をたてやすい国公立の高等教育機関によって、相当部分の拡充を実現することが必要となろう」という表現に見られるように、地方の高等教育機関の量的拡大という政策を通じて教育機会の平等化を図ろうとする意図が、鮮明に表れている。

ところが、1973年の石油危機、1974年の自民党文教部会と文教制度調査会による大学・短大の新增設抑制方針の決定により、高等教育政策は一転して抑制政策に変化した(黒羽 1992)。

その後、大学審議会の1991年答申『平成5年度以降の高等教育計画の量的整備について』により大学抑制政策が事実上放棄される(黒羽 1992、島 1996)までのおよそ15年間、大都市圏で進学が抑制された結果として、1986年までは進学機会の地方格差是正が進んだが、それ以降の地域格差是正は停滞もしくは後退している(島 1996、間瀬 1997)。大都市圏における大学の新增設を制限していた工業(場)等制限法は2002年に廃止され、2005年の中教審答申『我が国の高等教育の将来像』に地域格差是正に関する具体的な政策は見出されない。そこで強調されているのは、「知識基盤社会」における国際競争を勝ち抜くための人材を育成する大学への期待である。国内の地方と高等教育進学の問題は、解決をみぬまま残されていると言ってよい。

その時、地方に分布する傾向の強い短大の存在を思い出さなければならない。かつて国公立の高等教育機関の大増員計画が頓挫した結果、地方の教育機会の拡大は実質的に私立に委ねられることとなったからだ。とくに私立の占める割合の高い短大は、「短期大学についても、女子の教育および職業教育の観点から…」という高等教育懇談会1971年度報告に既に表れていたように、女子向けの高等教育機関としての役割を果たすことも期待されていた。

そのような短大は二つの点において、女子における教育機会の地域格差是正に貢献してきたと考えられる。一つは、教育費用の低廉さである。修業年限が四大の半分であることを考えれば、このことは自明である。しかも、修業期間の短さは、男性は女性よりも一段高い学歴を持つことが望ましいという学歴観と、結婚適齢期を逸することのない安心感とそれぞれ適合的であった(天野 1986)。

いま一つは、進学に要する移動費用をかけずに済むことである。進学に要する移動費用とは、遠隔地への進学のための下宿や学寮生活により生じる生活費等のことであり、広義の教育費用に含まれる。四大は、その歴史的な背景により大都市圏に分布する傾向が強く、地方出身者の場合、大学に支払う授業料等の学生納付金に匹敵する移動費用を要することもある。地域密着型の短大は、そのような進学に要する移動費用をかけずに自宅から通学可能な進学先であり、かつ、そのような特徴は、女子本人あるいは保護者の非金銭的な便益とも合致していた。

しかし、既に述べたように、高校卒業直後に進学している伝統的なフルタイム学生に対する短大の役割への関心は近年あまり高くない。地方と高等教育進学という残された課題に接近するた

めにも、近年の短大の果たしている役割をあらためて問うことは、近年においてもなお有意義である。

ただし、注意しなければならないのは、教育費用の低廉さという短大の教育機会均等化機能は、四大と比較した上での相対的なものであるという点である。教育費用は、四大・短大ともに上昇し続けている。したがって、短大の分析は四大との関係の中で行なわれなければならないことになる。

以上のような問題関心のもとに、わが国の女子の高等教育進学率に関する研究を行なうことにする。その際、短期高等教育機関として、外国に例を見ない独特の役割を果たしてきた短大に着目することは、四大を含む女子高等教育進学構造を解明するための橋頭堡となっている。そこで、本論文における研究設問として、「これまで 18 歳女子に対して高等教育機会を提供してきたわが国の短期大学は、その役割を本当に終えたのか」という問いを置くことにする。

1-2 本論文の構成

本論文の構成は、次の通りである。2 節では、一般に入手可能な官庁統計を中心とした時系列データをもとに、誰が短大に進学しなくなったのか、どのような短大に進学しなくなったのか、短大と四大との関係の変容を踏まえて実証する。主に、所得や就職という二変数について考察する。3 節では、『学生生活調査』個票データ（1990 年度および 2004 年度）を利用することで、地域性という新たな変数を加味し、女子にとっての短大の役割を検討する。

2. 誰がどの短大に進学しなくなったか

2-1 誰が短大に進学しなくなったか

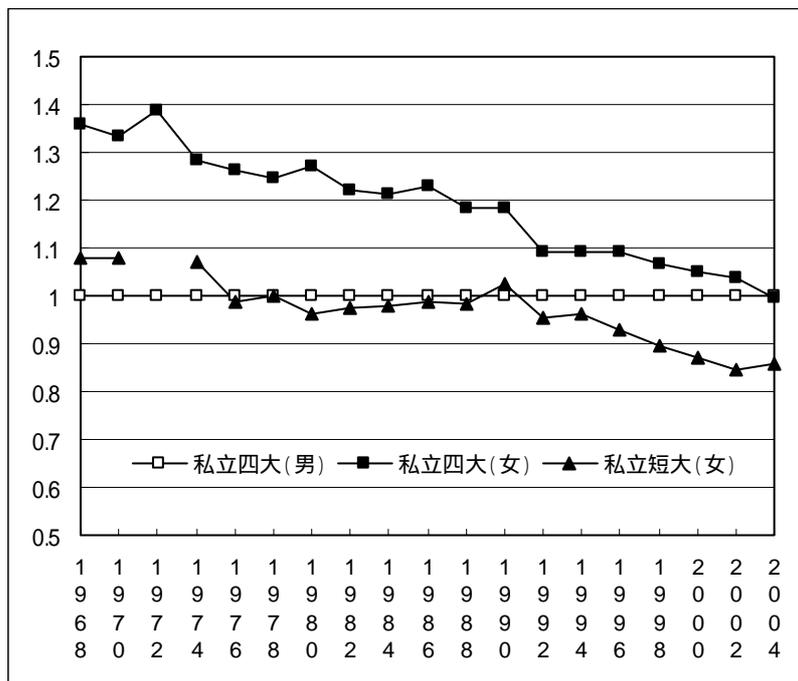
はじめに、日本学生支援機構『大学と学生』誌上で公表されている『学生生活調査』集計データをもとに、短大生女子の属性の変化を確認してみたい。図 15-1 は、私立四大生（女子）および私立短大生（女子）の家庭年収額を、私立四大生（男子）の平均家庭年収を 1 とした時の相対価格で表したものである。

私立短大生（女子）の家庭年収額は、私立四大（男子）とほぼ同じ水準（1 前後）が長く続いていた。しかし 1990 年代に入ると私立短大生（女子）の家庭年収額は落ち込み始め、2002 年度には 0.85 にまで落ち込んだ。

私立四大生（女子）は、私立短大生（女子）よりも家庭年収額がかなり高く、1980 年度における両者の差はおよそ 0.31 に達していた。その後、家庭年収格差は縮小し、1994 年度には 0.13 にまで縮まっていた。しかし 1994 年度から家庭年収格差は拡大し、2002 年度には 0.19 となっている。すなわち、1994 年度以降、短大生は四大生と比較して相対的に豊かではなくなってきているのである。

短大の修業年限は四大の半分だから、卒業までに要する学生生活費も低い。よって、あまり豊かでない階層出身の子弟を引き受ける役割が短大にはもともと与えられていたとみることができる。そのような短大の役割が、1990 年代半ば以降から強まっていると考えられる。

図 15-1 家庭の平均年間収入額（相対価格）



【出所】日本学生支援機構『学生生活調査』各年度⁵。

2-2 どの短大に進学しなくなったか

次に、文部科学省『学校基本調査』を利用して、女子の学科別四大・短大進学率の推移を検討したい⁶。1 節で指摘したように、女子の四大生の在籍学科に著しい偏りがみられる。その理由として考えられるのは、一つは就業期間の問題、一つは性による労働市場の分断の問題である。

前者に関しては、結婚や出産までの短期就業者、子育て後の再就業者、結婚や出産を選択しない長期就業者がそれぞれ存在しており、その就業期間を規定する要因は複雑である。後者に関しては、女子の専攻分野の偏りが卒業時の職業選択（伝統的な女性向けの職種や、キャリアを積むことを要求されない「行きづまり職」（天野 1986）への参入）と関連しているという問題である。さらに、卒業時の職業選択（初職選択）と就業期間の間にも関連がみられる。田中・西村（1986）が指摘しているように、女子の専攻分野は初職選択に影響を及ぼし、その初職ごとに職業継続可能性が異なっているのである。以下、本論文では、田中・西村（1986）および成井（1995）の研究を参考に、図 15-2、図 15-3 の学科分類を下の表 15-1 のように再分類して分析を進める⁷。

図 15-2 女子の学科別四大進学率（【出所】文部科学省『学校基本調査』各年度）

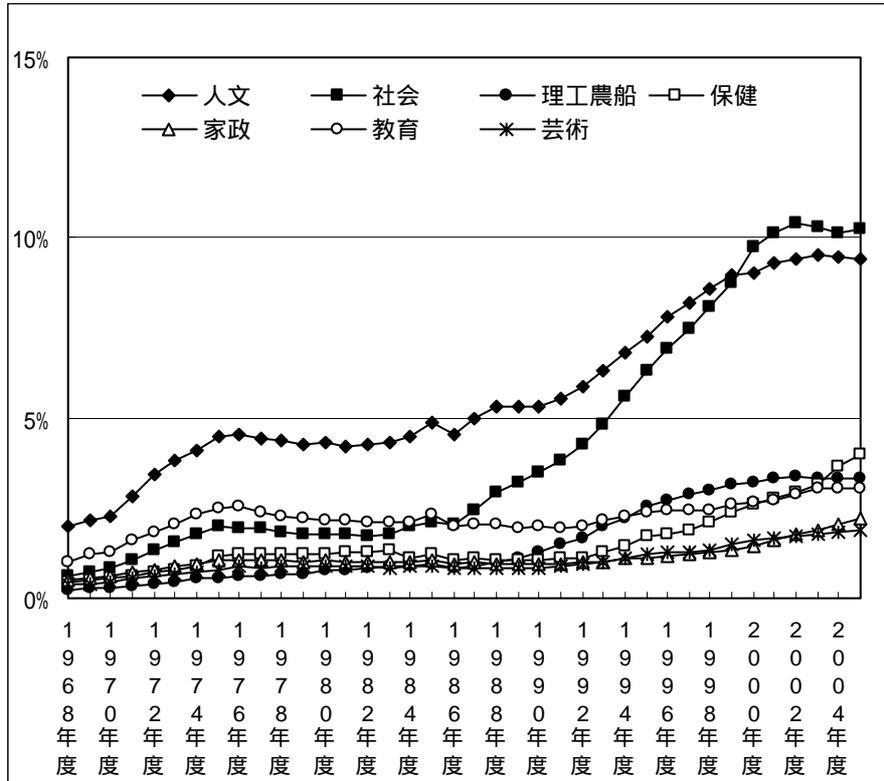


図 15-3 女子の学科別短大進学率（【出所】文部科学省『学校基本調査』各年度）

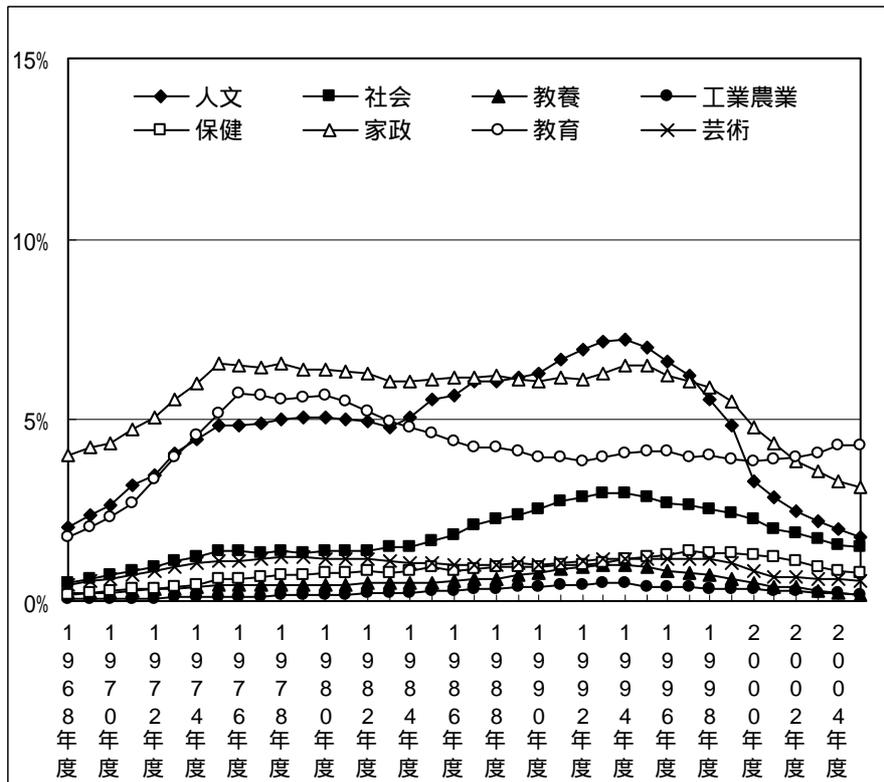


表 15-1 学科の分類

| 変数名 | 含まれる学科 |
|-------------------|-----------------------|
| 「セミ・ホワイトカラー」養成型学科 | 「人文」「社会」 |
| 「中間型」学科 | 「家政」 |
| 「女性型専門職」養成型学科 | 「教育」「保健」 |
| 「理工系」学科 | 短大は「工業」「農業」、四大は「理工農船」 |

図 15-2, 15-3 の示していることは、四大・短大進学率の変動の大部分を担っているのは、「セミ・ホワイトカラー」養成型学科と「中間型」学科であったという点である。この事実は、回転の早い入れ替えのきく、短期サイクルの雇用者を求めている産業社会への人材配分機能を「セミ・ホワイトカラー」養成型学科が担っていたことを意味しているであろう。そして、1990年代半ば以降最近にいたるまでの短大「セミ・ホワイトカラー」「中間型」進学率の凋落は、それらの学科を通じて「セミ・ホワイトカラー」へ短大生が入職する経路が閉ざされつつあることを意味している。さらに、四大「理工系」進学率が、1990年代半ばに失速し、四大「人文」「社会」進学率の上昇がさらに加速したことは、いわゆる男性的な理系分野での就職が困難であり、女性的な就職経路が担保されている学科系統に女子が動いていたことを示唆している。

それに対して、「女性型専門職」養成型学科は、比較的安定していた。短大「女性型専門職」進学率は1990年代を通じて横ばいで、近年では短大の中で最も高い値を示している。短大を通じて、幼稚園教諭や保育士、看護師といったような伝統的に女性により占められてきた専門職に至る経路は、安定的に存在していることが示唆される。

では、1990年代以降、「セミ・ホワイトカラー」養成型学科を中心にして、女子が短大進学から四大進学へシフトした理由は何だろうか。

小方・金子(1997)は次の二点を述べている。第一に、バブル崩壊を契機として企業は管理部門の縮小・合理化を推し進めており、明確な職務を持たず、技能習熟のための予備期間も短い、補助的職務の担当者が整理の対象となること、定型化された職務は外部化されることを指摘し⁸、短大卒事務職に対する需要の縮小を予測している。

第二に、短大卒の職務に要求されたのは特定の知識というよりは一定の素質⁹である。小方・金子が短大卒業生を対象に1991年に行なった質問紙調査(金子編 1992)によれば、職務で最も重視される技能は対人コミュニケーション能力である。そうした点で自分の現在の能力が十分と考えている者は2割程度に過ぎないが、7割程度はどうにかなる水準と感じており、特に意識して学習するようなことはない。職務の補助的性格は、必ずしも学習に依存せず、むしろ素質に関わる側面が大きい、対人関係の技能に深い関連を持っている。そのような素質が学校の選抜性で判断されるものだとすれば、短大卒よりも四大卒の方が選抜性が高いとみなされる。短大卒に求められる職務がまさに補助的であるからこそ、四大卒への需要が高まり、そのことが四大への進学意欲をさらに高め、それがまた四大卒への需要を高めることになる。

小方・金子の一番目の指摘は、これまで短大卒が従事してきた「セミ・ホワイトカラー」職というパイ自体が、不況を背景とする雇用調整のため縮小していくことを意味している。しかし、

「セミ・ホワイトカラー」が完全になくなることは考えにくい¹⁰。

小方・金子の二番目の指摘にみられるように、「セミ・ホワイトカラー」職は、その補助的職務という性質上、四大卒の受け皿となることができる。小方・金子は、補助的職務に必要な素質が学校の選抜性で判断されるならばという前提を置いているが、学歴による選抜が合理的であると企業が判断するための環境は、1980年代半ばから形成されていたと思われる。図15-2、図15-3に示されているように、1980年代半ばに生じた進学率の拡大は、短大および四大の「セミ・ホワイトカラー」養成型学科に特有の現象であった。「セミ・ホワイトカラー」市場において女子の高学歴化が先行して1980年代半ば頃から始まっていた¹¹。そこには、企業側からの新規学卒需要の短大生から四大生へのシフトが内在していたと言えよう。そして、1990年代の長期不況は、「セミ・ホワイトカラー」需要自体の縮小を招いた。よって、短大生は「セミ・ホワイトカラー」職から二重の意味で排除されることとなる。すなわち、四大の「セミ・ホワイトカラー」進学率の上昇に内在していた新規学卒需要の「短大生から四大生へ」というシフトの露見と、経済不況による雇用の変化であった。1990年代の経済状況の悪化は、「セミ・ホワイトカラー」職市場全体としては縮小しつつ、短大卒を排除する形で進行した（図15-4）。また、四大卒による短大卒の代替は、サービスセクターにも伝播している（図15-5）。

図15-4 女子就職者数の推移【事務従事者】

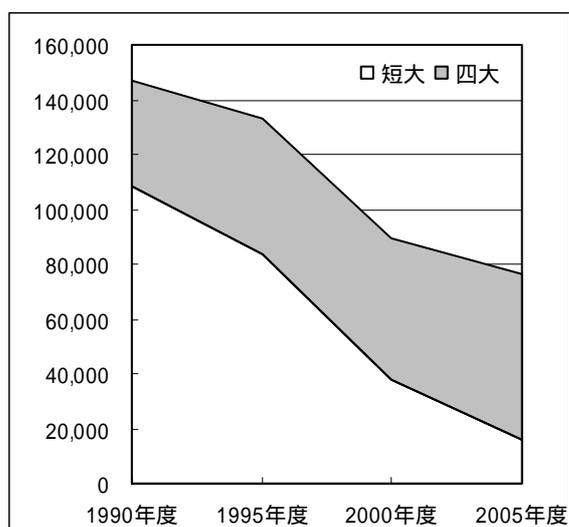
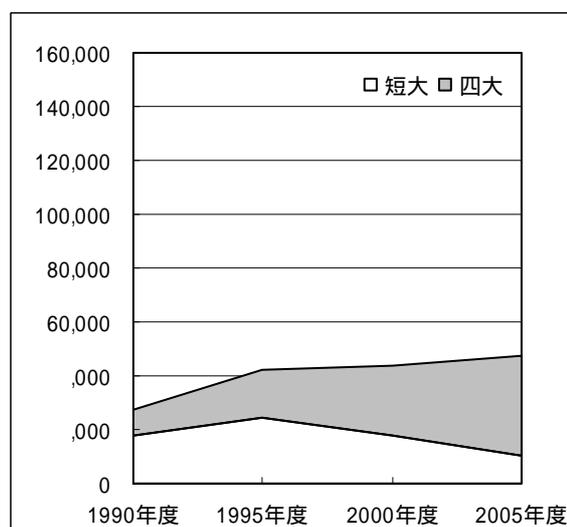


図15-5 【販売・サービス職従事者】



【出所】文部科学省『学校基本調査』各年度。

一方、「女性型専門職」養成型学科の就職状況は比較的安定している。卒業生全員が「女性型専門職」に就くとは限らないがその就職者率は1990年以降安定しており、このことが学科全体の就職状況を安定させている（表15-2）。「確実に就職先を斡旋してくれる女子のための高等教育機関」という短大イメージ（成井 1995）は「セミ・ホワイトカラー」養成型学科を中心として消失の方向に向かい、そのイメージは「女性型専門職」養成型学科に残されるのみとなって

いる。「確実に就職先を斡旋してくれる」か否かという 18 歳女子の就職不安を引き受けうる短大は、「女性型専門職」養成型学科のみだと思われる。学科別・短大進学率の時系列変化を説明する重回帰分析の結果、女子失業率(就職不安の代理変数)が正の効果を及ぼしているのは、「女性型専門職」進学率に対してのみであった¹²。この結果は同時に、就職不安の高まりとともに、女子のための高等教育機関というジェンダートラックとしての役割を、短大の「女性型専門職」養成型学科が強化していると解釈することもできるだろう。

表 15-2 短大の関係学科別就職状況

| | | 1990年度 | 1995年度 | 2000年度 | 2005年度 |
|----|-------------|--------|--------|--------|--------|
| 人文 | 事務従事者就職者率 | 74% | 46% | 32% | 32% |
| | 就職者率(合計) | 89% | 61% | 48% | 54% |
| 教育 | 教員就職者率 | 28% | 22% | 24% | 25% |
| | 就職者率(合計) | 90% | 74% | 73% | 79% |
| 保健 | 保健医療従事者就職者率 | 68% | 65% | 59% | 63% |
| | 就職者率(合計) | 82% | 78% | 76% | 76% |

就職者率 = 就職者数 / 卒業者数

【出所】文部科学省『学校基本調査』各年度。

3. 『学生生活調査』が示す進学機会の変化

3 節では、日本学生支援機構『学生生活調査』の個票を用いることで、地域性を加味して近年の短大の役割を考察したい。本論文において利用が許可されたデータは、日本学生支援機構『学生生活調査』の 1990 年度および 2004 年度実施分である。その両年度を比較することで、誰がどのような短大に進学しているのか(どのような女子が、どのような短大への進学層として残ったのか)という問題に接近してみたい。

はじめに、『学生生活調査』の概要についてまとめておく。『学生生活調査』は文部省(文部科学省)により、「学生に対する奨学援助事業の改善充実を図るための基礎資料を得ることを目的として」実施されてきたもので、調査事業は 2004 年度から独立行政法人日本学生支援機構に移管されている。この調査は主として学生生活にかかる費用を明らかにするものであり、「調査の方法は、大学・短期大学の別、昼間部・夜間部の別、大学院修士課程・博士課程の別(1986 年度以降)、設置者の別に従って、それぞれ抽出率を定め、サンプル数を算出し、在籍学生数に比例して各大学、短期大学にサンプル数を割り当て、調査を依頼したものである」。本章で利用するデータのうち、1990 年度分は 2552003 人中(専攻科、別科、通信教育部および休学者、外国人学生を除く) 50751 人をサンプルとしており、2004 年度分は 2967836 人中 51205 人をサンプルとしている。調査項目は、学生生活の年間収支額はもちろん、居住形態や学科系統、学校所在地、家計支持者の職業や年齢、家庭の年間所得など、多岐にわたっている。このように『学生生活調査』から、進学者本人の社会経済的属性により進学先がどのように異なるかを知ることができる。さらに、1990 年度データと 2004 年度データは短大進学率が頂点に達した時期の前後

に調査されたものであり、本論文の課題を明らかにするためには絶好の時期だと思われる。

次に、データセッティングの方法について述べる。既に指摘したように、『学生生活調査』は学校種、昼夜間、設置形態などにより異なる抽出率でサンプル数を定めている。そこで、大学全体の値を求める場合は、設置形態別の学生数比率に基づいて有効回答数をウェイト・バックしてから計算する必要がある¹³。なお、3節の分析対象は、大学昼間部および短大昼間部の女子学生に限定した。

以下、3-1では所得階層間格差の変化を検討し、どのような短大に、どのような経済的属性の者が進学しているのか明らかにする。3-2では職業階層間格差の変化を検討し、どのような短大に、どのような職業階層出身者が進学しているのか明らかにする。特に、職業区分の中で、第一次産業は地方という属性の代理変数と考えられる。つまり、職業階層と進学との関係から、学生の出身地域と進学との関係を推測することができるだろう。3-3では、所得階層・職業階層が進学先の選択に与える直接効果の変化について計測する。

3-1 所得階層間格差の変化

2節の図15-1からは、女子の四大生と短大生の所得格差が1990年代半ば以降拡大傾向にある点を指摘した。これは、どの学科間で、どの地域で生じた現象なのかについて確認したい。

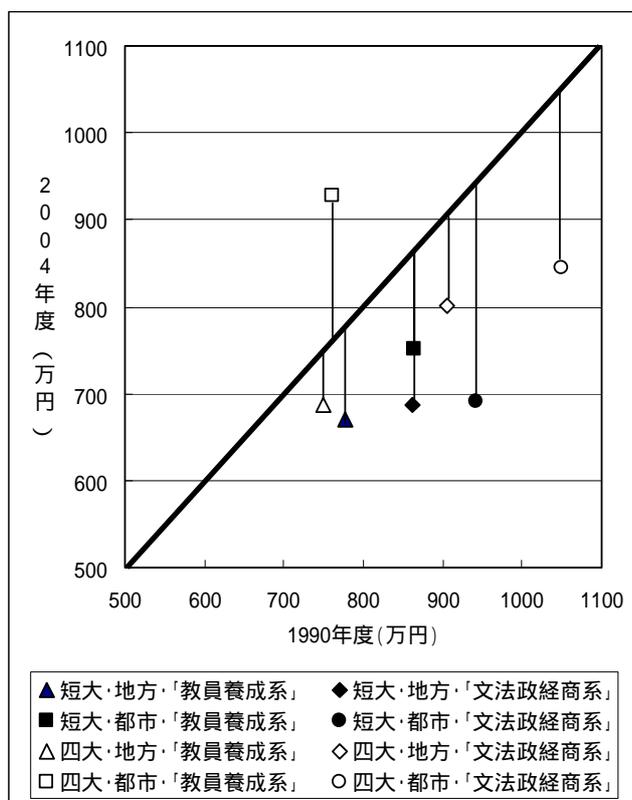
どの短大に進学しなくなったのかという問題に対して、2節では、短大・四大の学科系統を「セミ・ホワイトカラー」養成型学科（人文・社会）、「中間型」学科（家政）、「女性型専門職」養成型学科（保健、教育）、「理工系」学科（理学、工学、農学、商船）の4つに分類した。ところがその分類方法を3節に適用することはできない。3節で用いる『学生生活調査』の学科系統分類は、「文法政経商系」「理工農薬系」「医歯系」「教員養成系」「その他」の5つになっている¹⁴。

「文法政経商系」は「セミ・ホワイトカラー」養成型学科に、「理工農薬系」は「理工系」学科に、「教員養成系」は「女性型専門職」養成型学科にそれぞれ対応すると考えても大きな間違いではないだろう。しかし、「その他」に含まれる学科は、「家政学、食物学、被服学、児童学等家政関係の学科及び専攻、保健学、衛生看護学、芸術学、体育学関係の各学科及び専攻」で、2節でいうところの「中間型」学科と「女性型専門職」養成型学科の両方を含んでしまっている。よって、ここでは主に、「文法政経商系」と「教員養成系」に焦点を当てることとしたい。

地域分類については『学生生活調査』の四大・短大所在地¹⁵から「都市」「地方」の2つに分類することにする。

図15-6は、横軸に1990年度の、縦軸に2004年度の家計所得をとった散布図である。金額は消費者物価指数を用いて2005年度価格に変換されている。図中の太線で示された対角線上にプロットされている場合、そのカテゴリーの家計所得水準は1990年度から2004年度にかけて変化していないことになる。対角線上よりも左上にプロットされていれば、そのカテゴリーの家計所得が増加していたことを、右下にプロットされていればそのカテゴリーの家計所得が減少したことをそれぞれ意味している。そして、プロットされた点から対角線までの距離が長いほど、1990年度から2004年度にかけての家計所得水準の変化が大きかったと解釈できる。

図 15-6 家計所得平均値の変化



【出所】日本学生支援機構『学生生活調査』各年度。

図 15-6 から明らかなのは、次の点である。

第一に、ほとんどのカテゴリーは、1990 年度から 2004 年度にかけて家計所得は減少している。唯一の例外は四大・都市・「教員養成系」で、家計所得の平均値は 762 万円から 927 万円へ増加している。「教員養成系」は、『学生生活調査』の定義に照らし合わせれば、「国立大学の教員養成課程、その他の教員養成を目的とする各学科及び各専攻」を指す。つまり四大の「教員養成系」は授業料の低廉な国立大学（の教員養成課程）であるとみなしても大きな誤りではない。わが国における家計所得が減少を経験していた時期に、女子の進学機会がより高所得階層に偏っていったのが、都市部に立地する、安価な国立大学教員養成課程であったと考えられる。

第二に、家計所得が減少したカテゴリーで、同一地域・同一学科系統間における短大生と四大生の家計所得を比較すると、いずれの場合も短大生の方が所得の減少幅が大きい。プロットされた点と対角線との距離を比（短大生：四大生）で表すと、地方・「教員養成系」は 2：1，地方・「文法政経商系」は 1.7：1，「都市・文法政経商系」は 1.3：1 であった。2-1 で述べたように、近年の短大生は四大生に比べて低所得層が多くなってきていることが示されている。

特に地方・「教員養成系」について、家計所得を 1990 年度と 2004 年度で比較してみると、短大生で 778 万円，四大生で 750 万円であったものが、それぞれ 670 万円，687 万円となってい

る。上でも述べたように四大「教員養成系」を国立大学とみなすことにすると、低所得階層の学生を受け入れるように変化している短大を、国立大学以上に教育機会の均等化に寄与しているという観点から評価しても良いのではないだろうか。地方の国立大学は低所得階層の学生を多く受け入れており教育機会の均等という観点から評価できると加藤(1994)は述べている。しかし、そのような地方国立大学の受け入れている学生よりもさらに低所得階層出身の学生を受け入れるようになっているのが、地方・「教員養成系」の短大に他ならない。そして、都市・「教員養成系」の四大に高所得階層が増えていることを勘案すれば、都市・「教員養成系」における短大の役割も、いっそう強調されて良いのではないだろうか。

3-2 職業階層間格差の変化

『学生生活調査』では、「主たる家計支持者の世帯区分(学生の出身職業階層)」を、「勤労者世帯」「個人営業世帯」「法人経営・自由業世帯」「農林・水産業世帯」「その他」の5つに分類している¹⁶。四大生と短大生の職業階層分布の変化は、共通しているところが多い。第一に、勤労者世帯の割合がそれぞれ増加している点(67.63% 72.55%, 67.18% 74.97%), 第二に、個人営業世帯, 法人経営・自由業世帯, 農林・水産業世帯の割合はそれぞれ減少している点である。しかし、3-1のように四大・短大を地域別・学科系統別に計8カテゴリーに分類すると、カテゴリーごとの職業階層分布の偏りが見出される(表15-3)。

表 15-3 四大・短大生の各カテゴリー別職業階層分布(単位:パーセント)

| | | 勤労者世帯 | 個人営業世帯 | 法人経営・自由業世帯 | 農林・水産業世帯 | その他 | 合計 | サンプル数 | |
|------|--------|--------------|--------|------------|----------|-----|-------|-------|--------|
| 四大 | 都市 | 文法政経商 1990年度 | 68.1 | 15.1 | 14.5 | 0.7 | 1.6 | 100.0 | 194799 |
| | | 2004年度 | 69.1 | 14.1 | 12.0 | 1.1 | 3.8 | 100.0 | 369267 |
| | 教員養成 | 1990年度 | 67.9 | 18.6 | 5.4 | 2.7 | 5.4 | 100.0 | 11292 |
| | | 2004年度 | 76.3 | 14.9 | 6.7 | 0.0 | 2.1 | 100.0 | 18249 |
| | 地方 | 文法政経商 1990年度 | 69.7 | 13.9 | 10.9 | 3.4 | 2.0 | 100.0 | 164955 |
| | | 2004年度 | 72.5 | 15.4 | 5.6 | 2.8 | 3.8 | 100.0 | 249308 |
| 教員養成 | 1990年度 | 73.7 | 11.9 | 8.4 | 3.9 | 2.0 | 100.0 | 50689 | |
| | 2004年度 | 77.0 | 11.8 | 4.4 | 3.0 | 3.8 | 100.0 | 32225 | |
| 短大 | 都市 | 文法政経商 1990年度 | 67.8 | 18.7 | 10.5 | 1.4 | 1.7 | 100.0 | 74412 |
| | | 2004年度 | 71.6 | 15.6 | 6.6 | 0.6 | 5.6 | 100.0 | 31225 |
| | 教員養成 | 1990年度 | 62.9 | 19.5 | 13.5 | 2.7 | 1.3 | 100.0 | 15266 |
| | | 2004年度 | 81.2 | 11.3 | 3.8 | 1.4 | 2.3 | 100.0 | 19774 |
| | 地方 | 文法政経商 1990年度 | 67.9 | 16.4 | 9.3 | 4.6 | 1.9 | 100.0 | 101894 |
| | | 2004年度 | 76.3 | 13.4 | 6.2 | 1.3 | 2.8 | 100.0 | 30312 |
| 教員養成 | 1990年度 | 69.0 | 18.0 | 7.7 | 3.8 | 1.5 | 100.0 | 42109 | |
| | 2004年度 | 76.7 | 12.8 | 5.7 | 3.4 | 1.3 | 100.0 | 28369 | |

【出所】日本学生支援機構『学生生活調査』各年度。

特に注目したい職業階層は、農林・水産業世帯である。農林・水産業が他の職業(勤労者, 個人営業, 法人経営・自由業)と比べて際立つ特徴は、その地域性・地方性にある。農林・水産業が営まれる地域、すなわち農山村・漁村は都市よりも地方に分布していると考えてよいだろう。よって、農林・水産業世帯

は、地方出身という属性を意味する代理変数と捉えることができよう。

表 15-3 は、地域別・学科系統別に分類された計 8 カテゴリーに占める、女子学生の出身家庭の職業階層分布を、1990 年度と 2004 年度について示したものである。農林・水産業世帯の占める割合に着目して、四大と短大の変化を確認したい。

はじめに四大をみてみると、都市・「教員養成系」において、2.7%から 0.0%に減少していることが目立つ。地方出身者が都市・「教員養成系」(すなわち都市の国立大学)に進学できる機会がきわめて制約されていることが示唆される。進学機会を拡大させたのは勤労者世帯で、67.9%から 76.3%に増加している。四大の都市・「教員養成系」への進学機会が高所得階層へ偏っていた(3-1)ことを踏まえれば、地方出身で低所得階層の者の進学機会が制約されているのかもしれない。裏を返せば、おそらく都市出身と見られる勤労者世帯で、高所得階層の者の進学機会が高まっていると思われる。

一方、地方の場合は、「文法政経商系」においては 3.4%から 2.8%、「教員養成系」においては 3.9%から 3.0%というように、比較的安定しているようである。地方から地方への進学を地元進学と見なすことが可能であれば、地元進学の可能性は相対的に高まっていると思われる。地元進学機会は安定していても、地方から都市への進学機会が狭まっているとみられるため、相対的には地元進学しやすいことになる。

短大についてみてみると、割合が軒並み半減しているのが目立つ(都市・「文法政経商系」1.4% 0.6%、都市・「教員養成系」2.7% 1.4%、地方・「文法政経商系」4.6% 1.3%)。唯一 1990 年度と同水準を維持しているのが、地方・「教員養成系」である(3.8% 3.4%)。四大の場合と同様、短大についても、地元進学の可能性が相対的に高まっているとみられる。しかし四大と決定的に異なるのは、地元進学先として進学可能性が高まっているのは「教員養成系」のみで、「文法政経商系」の進学可能性は下がっているということである。

3-3 二項ロジスティック回帰分析による在籍確率分析

これまで、四大・短大進学機会の所得階層・職業階層格差の変化について、四大・短大の類型別に明らかにしてきた。3-3 では、以上の四大・短大進学機会の所得階層・職業階層格差が生じる構造の変化について、所得階層と職業階層の二変数に注目し、二項ロジスティック回帰分析により明らかにする。

具体的な分析方法としては、『学生生活調査』の 1990 年度および 2004 年度の個票データをブーリングしたデータを用いる。関心のある所得階層や職業階層という変数と、2004 年度ダミー変数との交互作用項のロジスティック回帰係数の符号条件を推定する¹⁷ことにより、他の事情が一定のもとで誰の、どの短大に対する進学確率が下がっているかがわかる。

ところで、3 節の『学生生活調査』分析では度々、「進学」という言葉を用いてきた。しかし、正確には「在籍」という言葉を用いるべきである。したがって、「進学確率」や「進学機会」はそれぞれ、「在籍確率」「在籍機会」と言い直さねばなるまい。その理由は、『学生生活調査』の母集団は四大・短大生であるからに他ならない。非進学者は母集団に含まれていないため、そこから進学意思決定者の進学確率を得ることはできない。

そのような制約はあるけれども、二時点間における短大在籍確率の変化を計測することで、誰が短大進学層として残っているのか、そしてその短大はどのような特徴を持つのかという二点を推測することは可能だろう。二項ロジスティック回帰分析における被説明変数は次の 8 つのダミー変数となる。

- 短大・地方・「教員養成系」ダミー
- 短大・地方・「文法政経商系」ダミー
- 短大・都市・「教員養成系」ダミー
- 短大・都市・「文法政経商系」ダミー
- 四大・地方・「教員養成系」ダミー
- 四大・地方・「文法政経商系」ダミー
- 四大・都市・「教員養成系」ダミー
- 四大・都市・「文法政経商系」ダミー

例えば、短大・地方・「教員養成系」ダミー変数は、短大・地方・「教員養成系」に在籍する女子に 1 を、他の短大ならびに四大に在籍する（「教員養成系」や「文法政経商系」以外の学科系統も含む）女子に 0 を割り当てる変数である。他のダミー変数も同じ要領で作成されている。

3-2 で述べたように、家計支持者の世帯区分の持つ意味、特に農林・水産業世帯に引き続き着目することにしたい。『学生生活調査』は学生の出身地域を調査していないという弱点を持つ¹⁸が、農林・水産業世帯に着目することでその問題は回避されうるからである。なぜならば、農林・水産業世帯はその職業の性質上、農山村・漁村といった地域に多いと考えられるため、地方出身者だと捉えても大きな間違いではないとみられるからだ。したがって、農林・水産業世帯出身の女子が「地方」短大に進学する時、それは長距離にわたる地域移動を伴わない地元進学だと捉えることができる。

なお、職業階層を表す各ダミー変数については、勤労者世帯を参照カテゴリーとして用いた。例えば個人経営ダミーのロジスティック回帰係数が正の場合、勤労者世帯よりも在籍確率が高いと解釈される。

表 15-4 二項ロジスティック回帰分析
短大在籍確率の変化（90年度と04年度のプーリング・データ）

| | 地方 | | 短大 | |
|---------------|----------------------------|---------------------------|----------------------------|---------------------------|
| | 「文法政経商系」 | 「教員養成系」 | 「文法政経商系」 | 「教員養成系」 |
| 家計所得(2005年価格) | -.002 (1135.437) *** | -.005 (2110.243) *** | .000 (5.574) ** | -.002 (251.164) *** |
| 家計所得×04 | -.005 (970.697) *** | -.004 (331.946) *** | .001 (91.139) *** | .000 (3.959) ** |
| 個人経営 | .052 (32.146) *** | .135 (103.997) *** | .183 (333.490) *** | .306 (208.690) *** |
| 個人経営×04 | -.130 (44.146) *** | -.290 (165.149) *** | .025 (1.815) | -.576 (342.943) *** |
| 法人経営・自由業 | -.211 (329.235) *** | -.318 (279.922) *** | -.151 (138.100) *** | .275 (121.079) *** |
| 法人経営・自由業×04 | -.071 (6.897) *** | -.041 (1.643) | -.100 (14.195) *** | -1.153 (649.064) *** |
| 農林・水産 | .538 (1062.283) *** | .223 (70.019) *** | -.716 (509.981) *** | .024 (.233) |
| 農林・水産×04 | -1.011 (353.084) *** | .267 (38.703) *** | -.412 (26.239) *** | -.425 (28.854) *** |
| その他 | -.098 (16.519) *** | -.462 (126.186) *** | -.190 (40.948) *** | -.383 (29.086) *** |
| その他×04 | -.538 (153.909) *** | -1.003 (223.353) *** | .640 (270.682) *** | -.305 (12.675) *** |
| 2004年度ダミー | -1.044 (4839.784) *** | -.326 (337.854) *** | -1.178 (14982.874) *** | .271 (151.001) *** |
| 定数 | -2.069 (111790.987) *** | -2.732 (65803.177) *** | -2.566 (160071.586) *** | -4.103 (69516.028) *** |
| 2(df=11) | 65092.651 *** | 14515.639 *** | 31044.137 *** | 1918.862 *** |
| -2対数尤度 | 951221.124 | 617862.315 | 829667.016 | 362003.748 |
| Nagelkerke R2 | .078 | .026 | .043 | .006 |
| N | 2337644 | 2337644 | 2337644 | 2337644 |

斜体の太字の数値はロジスティック回帰係数、その下の括弧内の数値はWald統計量である。
有意水準は次の通り。***1% **5% *10%

表 15-4 の、家計所得効果と 2004 年度ダミーとの交互作用項に注目すると、地方の短大への在籍確率が負と推定されている。1990 年度と比較すれば、家計所得が下がるほど、地方の短大への在籍確率がいっそう高まるのが 2004 年度であると解釈できよう。

職業階層と 2004 年度ダミーとの交互作用項に注目すると、概ね負の効果も推定されている。勤労者世帯（職業階層の参照カテゴリー）の在籍確率が、1990 年度から 2004 年度にかけていっそう高まっていることを表している。

しかし、短大・地方・「教員養成系」における農林・水産業世帯ダミーと 2004 年度ダミーとの交互作用項、および短大・都市・「文法政経商系」におけるその他世帯ダミーと 2004 年度ダミーとの交互作用項が例外で、それぞれ有意に正と推定されている¹⁹。その他世帯ダミーの意味するところを解釈するのは困難なので、前者にのみ着目することになると、短大への在籍確率が

高まっている唯一のカテゴリーが農林・水産業世帯であり、かつ、その短大の特徴は地方に立地し「教員養成系」であるということの意味がそれぞれ強調されなくてはならない。

農林・水産業世帯出身者が地方の短大に進学するという事は地元進学を示唆している。地元の短大への進学は、当然ながら、四大進学と比較してきわめて低費用なのである。地方出身者が四大に進学する際、大学に支払う入学金や授業料等の学費に加え、進学に伴う地域移動費用をしばしば伴う。例えば、東京や大阪などの大都市で一人暮らしするための費用を想起すればよいだろう。2004年度『学生生活調査』によれば、国立大学に通う女子の年間生活費（食費、住居・光熱費）は自宅通学者でおよそ9万円に過ぎないが、下宿通学者で84万円にものぼる。つまり、自宅から国立大学への通学が不可能な場合、1年間に75万円の支出が求められる。これが進学に伴う地域移動費用であり、その額は年間学費を上回っている。学費は、国立大学に通う女子の場合、自宅通学者で69万円、下宿通学者で62万円である²⁰。地元短大在籍確率の高まりは、学費自体の安価さだけでなく、進学に伴う地域移動費用を抑えることができるという地理的制約の高まりを反映したものとなっていると考えられる。

同時に、地元の「教員養成系」を選択するという事は、地元で就職し生活していくためにはもっとも堅実的だとみられる学科を選択していると解釈できよう。2節で用いた表現で言えば、「教員養成系」は「女性型専門職」である。近年短大の進学先として1位となっているのが「女性型専門職」養成型学科だが、同学科が女子の就職不安の受け皿となりうることに留意すべきである（2-2）²¹。

地元短大への進学のを保証することは、進学費用の抑制を意味しているので、教育機会の均等を図る上ではたいへん重要である。実際、地方の短大・「教員養成系」学生の平均所得は、地方の四大・「教員養成系」学生の平均所得よりも低い水準である。同時に女子の場合の地元進学はしばしば、卒業後にわたる長期的な「地元志向」を含意している可能性がある。地方の「教員養成系」（「女性型専門職」）への農林・水産業世帯出身者在籍確率が高まるのは、以上のような二つの理由によるものだと解釈できよう。

4. 最近の短大の役割は何か

4節では本論文の実証分析から得られた結論を総括して、最近の短大が担っている役割を指摘する（4-1）。最後に、わが国の女子高等教育進学に関する研究について残された課題を指摘する（4-2）。

4-1 矛盾する短大の役割

「これまで18歳女子に対して高等教育機会を提供してきたわが国の短期大学は、その役割を本当に終えたのか」という本論文の研究設問に対しては、必ずしもそうとは言えないと結論できる。短大は低所得層や地理的制約の強い者を受け入れる役割を強めている。同時に、「女性型専門職」養成型学科に関しては、就職不安の高まりの受け皿としての役割を保持し続けている。しかし、教育機会の均等化と、自由な就職機会の保証との両立の困難さも指摘しなければならない。地方の「教員養成系」短大への進学は安価であるため、低所得階層出身者の教育機会を確保する

ためには重要である。実際、そのような短大への在籍確率が高まっているのは低所得階層出身の女子であった。しかし、そのようにして「残された短大」に付与される意味合いは、「女性型専門職」入職への可能性、および女子が将来にわたって地元で生活していく（地元残留）可能性を高めるといふ、ジェンダートラック、地元残留トラックとでも言うべきものだと考えられる。短大進学者は減少し、短大規模の縮小は現実であるが、残された短大が近年担っているそのような役割は、短大にとって決して目新しいものではない。女子に特化した高等教育という短大のこれまでの特徴が煮詰まって残されたことにより、上のような困難な状況が顕在化していると思われる。

4-2 残された課題

最大の課題は、専門学校への進学動向を考慮した研究の蓄積である。近年、専門学校進学率は短大進学率を上回っており、専門学校は四大に次ぐ 2 番目の選択肢となっている。短大と専門学校との関係²²、四大と専門学校の関係、そして三者の関係を明らかにする必要があるだろう。にもかかわらず、専門学校に関するデータの整備が不足している。例えば『学生生活調査』は専門学校生を調査対象としておらず、専門学校生の生活状況は不明である。データ環境の早急な改善が求められる。

<注>

¹ 志願者は、現役志願者と過年度志願者（いわゆる浪人）を含む。

² 専門学校進学率を含めれば、2005 年度にはおよそ 75% に達している。専門学校は、入学試験による選抜を行わないところも少なくない。

³ 亀田（1986）が指摘しているように、1960 年代後半以降「短大＝女子の高等教育機関」というイメージが定着した。

⁴ 四大進学率の全国平均は、男子で 53.9%、女子で 41.3% であった。それらの数値は『学校基本調査』から得られる値よりもやや高く、データのサンプルが偏っている可能性が示唆される。

⁵ 『学生生活調査』は旧文部省・文部科学省により隔年実施されてきたが、2004 年度実施分から日本学生支援機構に移管された。本論文では、調査主体名を日本学生支援機構に統一して表記する。なお、私立短大（女子）の 1972 年度データは、公開されていない。

また、2004 年度の私立短大生（女子）で年収額が 7 億円を超えるサンプルが一つあり、その影響で著しく平均値が上方に偏っていた。よって、該当サンプルは外れ値として除外した。このような措置が可能であった理由は、筆者が東京大学大学総合教育研究センターの小林雅之助教授の許可を受け、1990 年度と 2004 年度の『学生生活調査』個票を分析する機会を得ていたためである。

⁶ 『学校基本調査』の表「関係学科別学生数」を利用し、学科別「1 年次」生を進学者数とみなした。それを 3 年前の中学校卒業生数で除することにより、学科別進学率を得ることができる。

⁷ 田中・西村は、卒業時に就いた職業分野から、職業継続の可能性に関して四大・短大の専攻分野を次のように 3 つに分類している。第一は卒業生の大部分が専門職に就き、長期就業の可能性が高いグループである。これには保健・教育・芸術各学部が入る。四大ではこれに工学部と理学部が入る。これらの分野では、職業に直接役立つ専門能力を養成しており、資格を特別に必要としない専門職、教員や保健師などのように資格を比較的容易に取得でき、伝統的に女性の多い専門職に就くことができる。

第二は、卒業生の大半が事務職に就き、短期就業が予測されるグループである。人文科学系、社会科学

系、短大ではこれに教養学部、家政学部が加わる。ここでは「教養を身につける」目的で入学する学生が多い。

第三は、卒業生が事務職と専門職に二分されるグループである。短大の農業・工業、四大の農学部・家政学部である。ここでは学生の意欲いかんで、長期就業の可能性はある。

以上の田中・西村による学科系統の3分類は、職業継続可能性に着目したものであるが、同時に、地元就業可能性の大小をも含意していると考えられる。田中・西村が述べているような、第一の専門職グループで例示されている伝統的に女性の多い専門職（教員や保健婦）は、公共・ケア部門に分類されるものであり、地方出身者にとっては数少ない有力な地元就職先と言えるだろう。「女性型専門職」養成機関としての側面は、地元就職への可能性と結びついていよう。そのように考えると、四大の工学部や理学部をこの範疇に入れることは難しい。男子進学者が今なお主流である理工系学部は、「理工系」グループとして独立させた方がよいと思われる。

そして、第二の事務職グループに属する学科系統を持つ短大は、成井の主張するところの「セミ・ホワイトカラー」養成機関としての側面が強調されている。ただし、短大の家政系は栄養士資格を取得することができる。これを踏まえれば、家政学部は「セミ・ホワイトカラー」と「女性型専門職」の中間に位置付けられる「中間型」と分類した方がよいだろう。

よって、本論文で用いる学科系統は「セミ・ホワイトカラー」養成型、「中間型」「女性型専門職」養成型、「理工系」の4区分とする。この4区分は、女子の働き方、生活の仕方というライフスタイルの観点における分類だと言えよう。

⁸ 女性一般労働者とパートタイマーとの間に代替関係があることを実証している牧野（1987）のような研究もある。

⁹ 成井（1995）によれば、「一定の資質」は「何でもすぐこなせる一般的教養」に換言できよう。

¹⁰ 小方・金子（1997）は、短大卒が担当していた業務は、対人関係能力を中核とする組織的な補助業務であると分析し、オフィスのOA化等で不要になるとは考えられないと述べている。

¹¹ 田中・西村（1986）は、労働省『女子労働者の雇用管理に関する調査』1981の分析から次のように述べている。

採用後の女性の処遇としてもっとも多いのは、大卒の場合でも補助職への配置である。（中略）高学歴女性が進出して、かつての「一般職＝大卒男子、事務職＝高卒女子」という図式が崩れ、男女の学歴格差が縮まりあるいは解消しても、なお女性は補助職に留め置かれているということである（p216）。

田中・西村が依拠しているデータが1980年頃のものであることを踏まえれば、1980年代半ばから「人文」「社会」学科から「セミ・ホワイトカラー」職場へ四大生の進出が一層顕著になった結果、短大よりも四大の方が選抜性が高いと判断される環境が形成されていったと考えても誤りではないだろう。

¹² 2-1、2-2の知見は、四大・短大の学科別進学率を被説明変数とする重回帰分析でも支持される。逐次チヨウ検定の結果、1994年度に構造変化が確認された。本論文では紙幅の都合上、結果（附表15-1～3）のみを示す。具体的な変数作成方法や、個々の偏回帰係数の解釈などは、拙稿『「大学全入」時代における女子の高等教育進学に関する研究 四年制大学と短期大学の関係に着目して』（東京大学大学院教育学研究科総合教育科学専攻比較教育社会学コース修士学位論文（2006年度））に詳しい。また、変数はすべて対数変換後の値を用いた。

¹³ 重み付けに用いた値は、附15-4の通りである。同表における学生数の出所は、文部科学省『学校基本調査』各年度である。

¹⁴ 2004年度の『学生生活調査』では、「理工農薬系」はさらに「理工系」「農系」「薬系」に細かく分類されているが、5分類法に統一した。

¹⁵ 1990年度の『学生生活調査』によれば、学校所在地は「東京都」「京阪神（京都府・大阪府・兵庫県）」「その他」の3つに分類されている。「東京都」と「京阪神」を「都市」、「その他」を「地方」とした。また、2004年度の同調査によれば、学校所在地は「東京圏（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県）」「京阪神」「その他」となっており、地域分類が変更されているが、「東京圏」「京阪神」を「都市」に、「その他」を

「地方」にそのままあてはめた。

¹⁶ 1990年度の調査区分は、1「労務作業」、2「民間職員」、3「官公職員」、4「商人および職人」、5「個人経営者」、6「法人経営者」、7「自由業者」、8「農林・水産業」、9「その他」の9分類である。2004年度の調査区分は、1～3を「勤労者世帯」、4～5を「個人営業世帯」、6～7を「法人経営・自由業世帯」というように統合している。その方法にならって、1990年度の調査区分を統合した。

¹⁷ 類似の手法による推計例は、樋口・黒澤・石井・松浦（2006）がある。

¹⁸ 2006年度に実施された『学生生活調査』には、出身高校の所在地および現在の居住地を都道府県単位で尋ねる項目が含まれている。

¹⁹ 主効果の項と交互作用の項との多重共線性の問題も考えられるため、1990年度の個票データと2004年度の個票データをプーリングせず、別々に農林・水産業世帯ダミーのロジスティック回帰係数Bの推定を念のため試みた。その時、それぞれ0.223（標準誤差0.027）、0.490（標準誤差0.034）なる結果を得た。回帰係数の99%信頼区間の上限と下限は、 $B \pm t_{0.005} \cdot SE(B)$ で表される。t分布の自由度は（サンプル数 - 2）だが、両年度の個票データのサンプル数は十分大きいと判断し、t分布表から $t=2.576$ を用いた。その結果、1990年度・2004年度における農林・水産業世帯ダミーの回帰係数の99%信頼区間はそれぞれ、 $0.153 < B < 0.293$ 、 $0.402 < B < 0.578$ となった。したがって、ここからも、2004年度の農林・水産業世帯ダミーの回帰係数の値は1990年度よりも有意に高いと言える。

²⁰ ちなみにこの差は授業料によるものではなく、「修学費、課外活動費、通学費」による差である。「修学費、課外活動費、通学費」を、学生生活の質を高めるための自己裁量支出だと捉えれば、下宿通学者の予算制約は自宅通学者よりも強いと言える。これは進学に伴う地域移動費用の重さと無関係ではないだろう。

²¹ 日下田（2007）は、短大における「女性型専門職」養成型学科が女子の就職不安の受け皿たりえる理由について、同学科への進学により就職への可能性や期待が高まるという点だけではなく、卒業後の生活場所をも展望した地元志向を指摘している。

²² 女子高校生の短大・専門学校進学決定要因に関する研究として、長尾（2005）が挙げられる。

<参考文献>

天野郁夫 2001 『大学改革のゆくえ 模倣から創造へ』玉川大学出版部。

天野正子 1986 「女子高等教育のなにが問題か」天野正子編『女子高等教育の座標』垣内出版、pp11 - 29。

荒井一博 2002 『教育の経済学・入門 公共心の教育はなぜ必要か』勁草書房。

朝日新聞夕刊 2004年12月13日。

中央教育審議会大学分科会 2005 『我が国の高等教育の将来像（答申）』
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05013101.htm 2006年12月30日検索。

日下田岳史 2007 『「大学全入」時代における女子の高等教育進学に関する研究 四年制大学と短期大学の関係に着目して』東京大学大学院教育学研究科総合教育科学専攻比較教育社会学コース修士学位论文（2006年度）。

樋口美雄・黒澤昌子・石井加代子・松浦寿幸 2006 「年金制度が男性高齢者の労働供給行動に与える影響の分析」独立行政法人経済産業研究所ディスカッションペーパーシリーズ
http://www.rieti.go.jp/publications/act_dp.html 2006年12月11日検索。

朴澤泰男 2006 「地域における大学進学行動と機会」東京大学大学経営・政策研究センター公開シンポ

-
- ジウム『現代日本の大学進学と政策』当日配布資料。
- 亀田温子 1986 「女子短大 教育とセクシズム」天野正子編『女子高等教育の座標』垣内出版, pp119 - 139。
- 金子元久編 1992 『短期大学教育と現代女性のキャリア 卒業生追跡調査の結果から』高等教育研究叢書 18。
- 加藤毅 1994 「学生生活調査からみた大学選択と機会均等」矢野眞和編『高等教育費の費用負担に関する政策科学的研究』pp139 152。
- 小玉武 2005 「短大激動 の中で起きていること 冬の時代 を抜け出すために」『短期大学教育』第 61 号, pp79 - 84。
- 小玉武・菊池純一・栗坪良樹 2004 「対談 短期大学生を包囲している諸状況」『短期大学教育』第 60 号, pp90-113。
- 厚生労働省『労働力調査』各年度。
- 黒羽亮一 1992 「1960 年代以降の大学政策 - その体験的整理と検討 - 」『大学研究』第 10 号。
- 間瀬泰尚 1997 「大学進学率の地域格差の変動 高等教育計画期を中心として」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第 37 巻, pp91 - 100。
- 牧野文夫 1987 「女子労働の増加と男女間雇用代替」雇用職業総合研究所編『女子労働の新時代 キャッチアップを超えて』東京大学出版会。
- 文部科学省『厚生補導』各年度。
『大学と学生』各年度。
『学校基本調査』各年度。
- 文部科学省高等教育局大学振興課短期大学係 2006 「短期大学をめぐる諸状況について」『短期大学教育』pp86 - 91。
- 長尾由希子 2005 「女子高校生にとっての短期高等教育と将来展望 専門学校進学者と短大進学者の比較から」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第 45 巻, pp97 103。
- 成井隆太郎 1995 『短期大学制度の生成と発展 大衆化と「女性化」をめくって』東京大学大学院教育学研究科総合教育科学専攻比較教育社会学コース修士学位論文。
- 日本学生支援機構『大学と学生』各年度。
- 日本経済新聞日曜版 2005 年 3 月 13 日。
- 小方直幸・金子元久 1997 「『女子事務職』の形成と融解」『日本労働研究雑誌』No.445, pp2-12。
- 佐藤弘毅・関根秀和・栗坪良樹 2003 「短期大学は生き延びられるか」『短期大学教育』pp116 - 141。
- 島一則 1996 「昭和 50 年代前期高等教育計画以降の地方分散政策とその見直しをめくって」『教育社会学研究』第 59 集, pp127 - 143。
- 総務省『小売物価統計調査』各年度。
- 高鳥正夫・館昭編 1998 『短大ファーストステージ論』東信堂。
- 田中佑子・西村由美子 1986 「職業継続に及ぼす学歴効果」天野正子編『女子高等教育の座標』垣内出

版, pp203 - 224。

矢野眞和・濱中淳子 2006 「なぜ、大学に進学しないのか」『教育社会学研究』第79集, pp85 - 104。

上記のほか、2006年7月29日に開催された、東京大学大学経営・政策研究センター公開シンポジウム「現代日本の大学進学と政策」における、金子元久教授（東京大学）の発言が参考になった。

< 附表 >

附表 15-1 説明変数一覧

| 変数名 | 理論的意味 | 出所 |
|-----------------|----------------|---------------|
| 家計所得 | 資金調達力 | |
| 四大初年度納付金 | 需要のある財の価格 | |
| 短大初年度納付金 | 需要のある財の価格 | 『全国小売物価調査』各年度 |
| 女子(20~24歳)完全失業率 | 女子の不安(「状況意識」) | 『労働力調査』各年度 |
| 幼稚園在園者数 | 「女子型専門職」就職への期待 | 『学校基本調査各年度』 |

印の付されたデータは、東京大学大学総合教育研究センターの小林雅之助教授より頂いた。

附表 15-2 学科別・四大進学率(女子)【計測期間：69~03年度(全35期)】

| | 「セミ・ホワイトカラー」 (人文・社会) | 「中間型」 (家政) | 「女性型専門職」 (保健・教育) | 「理工系」 (理工農船) |
|--------------------------------------|-------------------------|-----------------------|------------------------|-----------------------|
| ln(家計所得) | 2.883 (18.926) *** | 1.288 (6.672) *** | 1.653 (7.720) *** | 2.962 (11.688) *** |
| ln(家計所得) × 1994以降ダミー | .329 (12.478) *** | .177 (5.295) *** | .146 (3.929) *** | .277 (6.301) *** |
| ln(四大初年度 納付金) | -.231 (1.929) * | -.998 (-6.581) *** | -1.390 (-8.266) *** | .831 (4.170) *** |
| ln(女子失業率 (20~24歳)) | -.184 (-2.267) ** | .496 (4.810) *** | .643 (5.624) *** | -.306 (-2.259) ** |
| ln(女子失業率 (20~24歳)) × 1994以降ダミー | 1.337 (11.130) *** | .799 (5.224) *** | .641 (3.796) *** | 1.042 (5.202) *** |
| adj R2 | .990 | .930 | .933 | .987 |
| F 値 | 699.947 *** | 91.294 *** | 96.165 *** | 532.760 *** |
| DW 比 | 2.165 | 1.170 | 1.291 | 1.339 |
| 残差平方和 | .078 | .125 | .154 | .217 |
| Chow Test (F値) | 192.160 *** | 15.128 *** | 9.159 *** | 95.571 *** |

斜体の太字の数値は非標準化偏回帰係数，その下の括弧内の数値はt値である。
有意水準は，次の通り。***1% **5% *10%

附表 15-3 学科別・短大進学率（女子）【計測期間：74～03年度（全30期）】

| | 「セミ・ホワイトカラー」 (人文・社会) | 「中間型」 (家政) | 「女性型専門職」 (保健・教育) | 「理工系」 (工業・農業) |
|--------------------------------------|-------------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|
| ln(家計所得) | 4.244 (5.253) *** | 2.372 (3.528) *** | .740 (1.959) * | 4.393 (3.828) *** |
| ln(家計所得) × 1994以降ダミー | -.320 (-7.926) *** | -.155 (-4.633) *** | .090 (4.749) *** | -.298 (-5.199) *** |
| ln(短大初年度 納付金) | -.825 (-2.453) ** | -.945 (-3.377) *** | -.485 (-3.086) *** | .429 (.897) |
| ln(女子失業率 (20～24歳)) | .129 (1.024) | .105 (1.002) | -.090 (-1.521) | .411 (2.289) ** |
| ln(女子失業率 (20～24歳)) × 1994以降ダミー | -1.417 (-7.978) *** | -.719 (-4.859) *** | .335 (4.027) *** | -1.212 (-4.802) *** |
| ln(幼稚園 在園者数) | .267 (1.208) | .597 (3.246) *** | 1.006 (9.739) *** | .267 (.852) |
| adj R2 | .948 | .905 | .933 | .971 |
| F 値 | 88.869 *** | 46.933 *** | 53.391 *** | 162.772 *** |
| DW 比 | 1.647 | 1.089 | 1.622 | 2.017 |
| 残差平方和 | .074 | .051 | .016 | .150 |
| Chow Test (F値) | 36.189 *** | 16.569 *** | 48.750 *** | 25.393 *** |

斜体の太字の数値は非標準化偏回帰係数，その下の括弧内の数値は t 値である。
有意水準は，次の通り。***1% **5% *10%

附表 15-4 重み付け一覧

| | 学生数 | 有効回答数 | 重み付け値 |
|----------|-----|---------|------------|
| 1990年 四大 | 国立 | 421569 | 4481 94.1 |
| | 公立 | 52317 | 3103 16.9 |
| | 私立 | 1395148 | 6655 209.6 |
| 短大 | 国立 | 10113 | 4111 2.5 |
| | 公立 | 19047 | 3528 5.4 |
| | 私立 | 419082 | 4085 102.6 |
| 2004年 四大 | 国立 | 444467 | 2270 195.8 |
| | 公立 | 99588 | 1858 53.6 |
| | 私立 | 1863640 | 4307 432.7 |
| 短大 | 国立 | 2732 | 364 7.5 |
| | 公立 | 15032 | 1768 8.5 |
| | 私立 | 220864 | 2381 92.8 |

第16章 予約奨学金への申請と採用 都道府県別採用枠の及ぼす影響

朴澤泰男（日本学術振興会特別研究員）

1. はじめに

1-1 本章のねらい

本章では、どのような家庭の高校生が日本学生支援機構（以下、「機構」）の第一種奨学金（無利息）予約採用に申し込み、そして採用されるのかについて、高校生とその保護者を対象としたアンケート調査のデータを用いて分析する。奨学金事業の社会的効果を明らかにするためには、その前提として、必要な人に奨学金が届けられているか否かを検討しておくことが重要だと考えるためである。特に関心があるのは、都道府県別の採用枠（後述する「配分率」、つまり18歳人口に対する第一種奨学金予約採用予定者数の割合）の多寡が、予約採用への申請そのもの、さらには採用の可能性を左右するのかという問題である。

1-2 対象の限定

本章では特に断りのない限り、「奨学金」とは「日本学生支援機構の奨学金」を指し（「機構奨学金」と呼ぶこともある）、「予約採用」は第一種奨学金の予約採用、それも大学（学部）に関するものに議論を限定する。

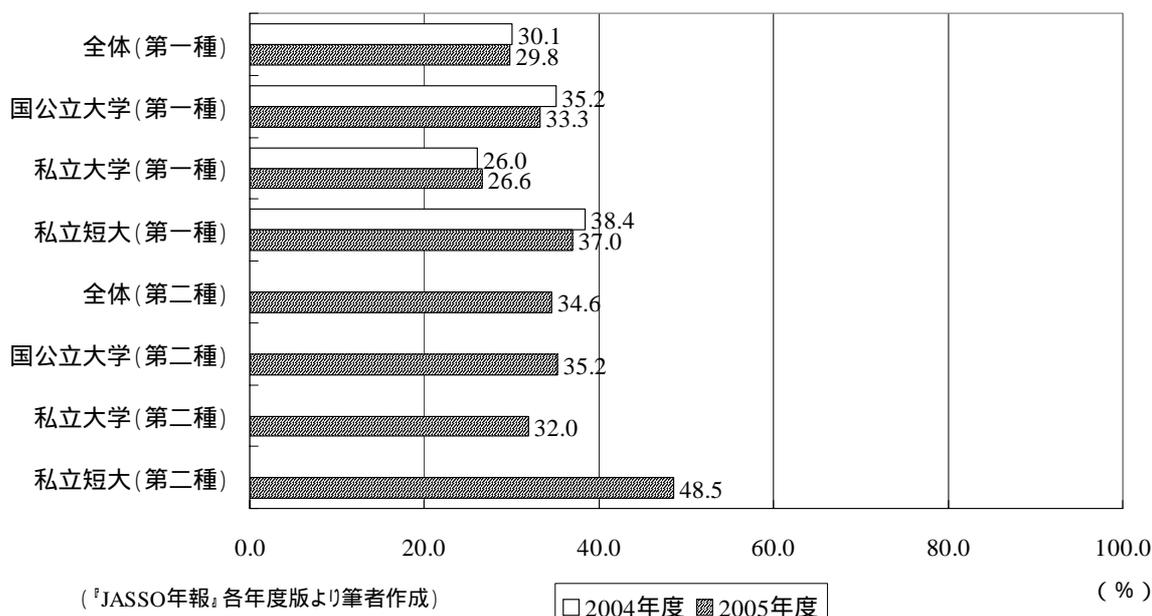
周知のように、機構はその前身である（大）日本育英会（以下、「育英会」）時代から、「優秀ナル学徒ニシテ経済的理由ニ因リ修学困難ナルモノ」（大日本育英会法第1条）に学資を貸与する事業を行ってきた。機構の奨学金の種類には、第一種奨学金（無利息。以下、「第一種」と呼ぶことがある）と第二種奨学金（利息付。以下、「第二種」と呼ぶことがある）とがあり、採用方法は、大きく予約採用と在学採用の二つに分かれている（ほかに緊急採用・応急採用がある）。進学先の学校に入学する前に奨学金を予約するのが「予約採用」であり、入学した後に申し込むのが「在学採用」である。

本章が「機構の第一種奨学金（大学学部）予約採用」（以下では、「予約奨学金」と呼ぶことがある）のみに焦点を当てるのは、次の理由による。第一に、第一種は従来、国の奨学金事業の「根幹」と位置づけられてきたためである。1984年に利息付の第二種奨学金が創設される際、日本育英会法案（日本育英会法の全部改正）の国会審議において政府は、無利息の奨学金を育英奨学制度の根幹として堅持する考えを示している（日本学生支援機構2006, 244-245頁）。現在では、奨学生の採用数こそ第二種が第一種を上回るものの、無利息の奨学金貸与が機構の最も中核的なミッションであることは疑いないように思われる。

第二に、教育の機会均等に寄与する上では、在学採用よりも予約採用の方が望ましいと考えるためである。すでに高等教育の機会を享受している在学者のみが対象であり、奨学金が受けられるか否かが入学してしばらく経たないと判明しない在学採用方式では、高校から大学への

進学にともなう費用を支弁できない家庭には恩恵をもたらさない⁽¹⁾。卒業後の進路で迷う高校生や保護者に奨学金が影響を与え、大学進学を促すと想定することは、「高校生は進学先の大学で在学採用される可能性の多寡をも考慮して進学先を選択する」といった仮定を置かない限り難しいためである。なお、従来は在学採用が主流だったとは言え、機構奨学金採用者数全体にしめる予約採用の割合は、2005年度には第一種全体で29.8%、第二種全体で37.0%に達している（図16-1）。第一種の3割という数字は、決して小さなものではない。

図16-1 機構奨学金採用者数全体にしめる予約採用の割合（2004-05年度）



2. 課題と方法

2-1 奨学金採否の都道府県間格差 本当に問題か？

予約奨学金においては、希望する生徒（ないし家庭）の全てが採用の内定を得られるわけではない。学力基準や家計基準を満たし、申し込むことができたとしても（申し込みは高等学校または専修学校高等課程を通して行われる）、当然のことながらその年度の予算の枠内で採用が行われるため、採用されない場合がある（『日本学生支援機構 奨学金ガイド 2006』）。予約採用の場合、奨学生採用候補予定者数の枠（「割当数」）は都道府県（以下、「県」）別に割り当てられる。基準を満たした申込者の中から県ごとに、各県の割当数に達するまで採用者が選抜される仕組みである（総務庁行政監察局 1995）。

この仕組みの大枠自体は、一般でも入手可能な資料を見る限りでは、総務庁（当時）の行政監察が行われた1994年当時から変わっていないようである。2007年度進学（予定）者向けの予約奨学金は、割当数を各県の全高校生徒数（65%）、過去の適格者数実績（15%）、県民所得（10%）、進学率（10%）に基づいて決定し、そのうえで申込者の成績、家計所得、人物評価

を点数化して高い順に採用するというものであった。なお「適格者」とは、貸与基準を満たした申込者のことを指し、適格者のうち、実際に貸与を受けられる予定者の割合は「割当率」と呼ばれる（毎日新聞 2006a）。

さて、この「割当率」の県間差がにわかに問題となりつつある。2006年9月2日付の『毎日新聞』大阪夕刊は、「奨学金：採否に格差」と題する記事で、2007年度進学（予定）者向けの第一種奨学金予約採用の適格者数、割当数、割当率を県別に掲載している（大阪府立高校の教員らでつくる「府立学校人権教育研究会」が情報公開請求などで入手した資料に基づく）。この記事はさらに、全国平均で約3割の「割当率」には、県間格差が存在すると指摘する。すなわち、最高の東京（44.5%）や神奈川、富山、山口、山梨といった40%を超える県と、最低の大阪（21.2%）や沖縄、宮崎といった21%台の県との間には2倍近くの開きがあるというのである（毎日新聞 2006a）。このことを受けて大阪府教育委員会は同9月11日、「奨学金を活用せざるをえない生徒が大阪府は多い」などとして、より経済的に困難な生徒を優先して採用できるように、奨学生の決定方法を改善することを文部科学省と機構に要望することが報じられている（毎日新聞 2006b）。

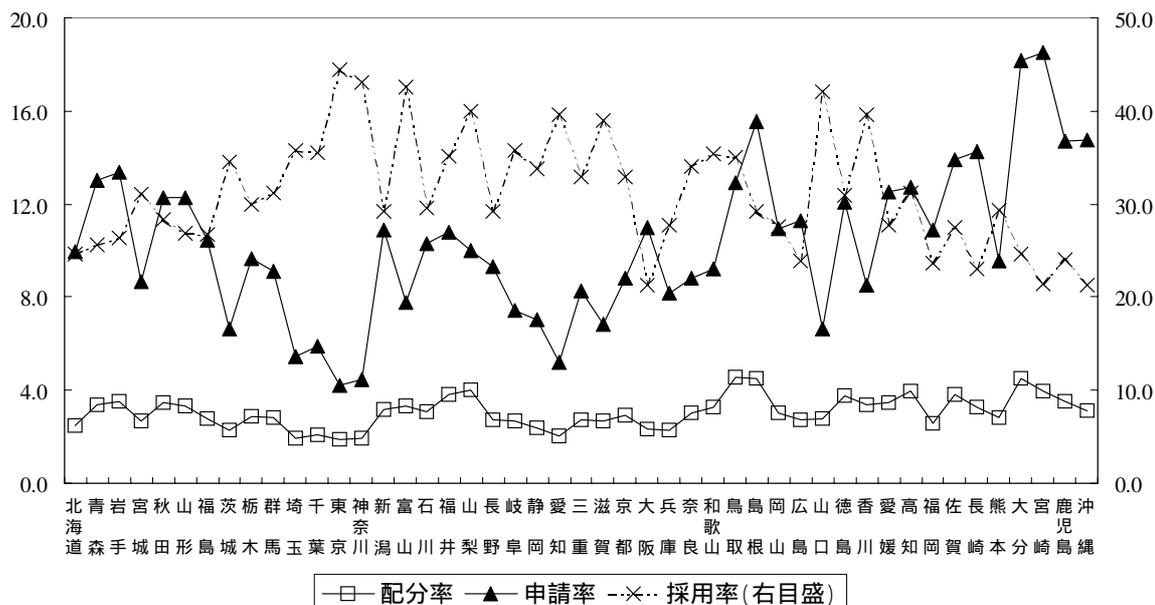
では、「割当率」に県間差が存在することは本当に問題なのだろうか。「割当数」（＝採用候補予定者数）が最終的な採用者数にほぼ等しいならば、「割当率」は、県別の予約奨学金の「採用率」を指す⁽²⁾。そもそも採用率（採用者数／申込者数）の県間差は、採用枠の県別割り当てを行わなくても生じるはずである。県別の割り当てを行わない場合には、例えば申込者総数が少ない県において、その県の同一コホート（年齢集団。例えば18歳人口）のうち、所得のとりわけ低い生徒ばかりが申し込んでいけば、他の県に比べて相対的に採用率が高くなることありうる。したがって、「割当率」の県間差の全てが、採用枠の割り当てを行うことに起因するわけではない。

むしろ重要なのは、どのような生徒が予約奨学金に申し込むのかという問題である。繰り返しになるが、そもそも現在の仕組みは、「潜在的な適格者」（実際に申し込むかどうかはともかく、学力基準や家計基準を満たしている生徒）のうち、「申し込みを行った者」の中から、予算の範囲内におさまるように採用者を選抜するというものである。そのため、「適格なはずだが、敢えて申し込みをしない生徒」が生ずることは避けられない。したがって、「申し込みを行った者のうち、どれだけの生徒が採用されるか」（採用率）ではなく、「同一コホートのうち、どれだけの生徒が申し込みを行ったか」（申請率）や、「同一コホートのうち、どれだけの生徒に対する採用枠が用意されているか」（配分率と呼んでおく）に関する県間差、およびその規定要因こそが問われなければならない。

次の図 16-2 には、2007年度進学者向けの第一種奨学金（予約採用）の配分率、申請率（以上、左目盛）、採用率（右目盛）を県別に示した。「配分率」「申請率」「採用率」の定義は表 16-1 の通りであり、データの出典は、「割当数」「適格者数」は毎日新聞（2006a）、中学校卒業者数は学校基本調査による（なお配分率、申請率、採用率は、日本全体ではそれぞれ2.6%、8.8%、

29.8%となる。このグラフからわかるのは、第一に、配分率の高い県ほど申請率も高いこと、第二に、申請率の高い県ほど採用率が低いことである。配分率と申請率、申請率と採用率の相関係数をそれぞれ算出すると、前者は.802、後者は-.753となる（相関係数は二つの変数がどれだけ強く結びついているかを示す指標で、両者が完全に一致する場合は1、全く無関係の場合は0の値をとる）。

図 16-2 第一種奨学金（予約採用）の都道府県別配分率・申請率・採用率（2007年度）

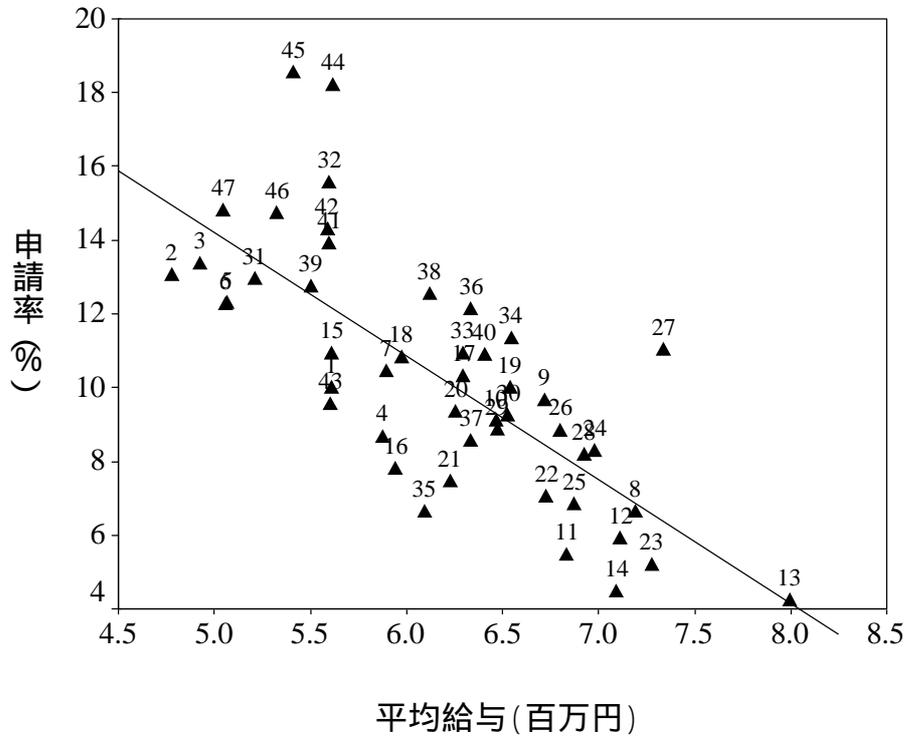


申請率（や配分率）は、東北や四国、九州の県で高くなっている。そうした県では大都市圏の県に比べて平均的には所得が低いから、県別の申請率は、各県の平均的な所得水準と関連していることが容易に想像される。そこで高校生の父親世代（45-54歳男子）の勤労者平均給与（年間）を県別に算出し⁽³⁾、申請率との散布図を描いたものが次の図 16-3 である。

表 16-1 配分率・申請率・採用率の定義

| 変数 | 定義 | 意味 |
|---------|---|-----------------------------------|
| 配分率 (%) | ＝ 「割当数」÷3年前(2004年3月)中学校卒業生数×100 | 各県の18歳人口に対する第一種奨学金予約採用枠の割合 |
| 申請率 (%) | ＝ 「適格者数」÷3年前(2004年3月)中学校卒業生数×100 | 各県の18歳人口のうち、第一種奨学金予約採用に申し込んだ生徒の割合 |
| 採用率 (%) | ＝ 「割当数」÷「適格者数」×100 (機構では「割当率」と呼ばれる) | 各県の第一種奨学金予約採用への申込者のうち、採用予定の生徒の割合 |

図 16-3 父親世代平均給与と都道府県別申請率の散布図



図中の印は個々の県を、その上の数字は都道府県番号（JISコード）を示す。例えば「1」は北海道、「15」は新潟県、「19」は山梨県といった具合である。直線は、最小二乗法による線形回帰分析（定数項を含む）に基づいている。言い換えれば、図中の各々の印からこの直線に垂線を下ろし、「垂線の長さの二乗を全47都道府県について足し合わせた値」が最小になるようにして引いた直線である。この図を見ると、父親世代平均給与が低い県ほど、申請率が高いことがわかる。つまり、平均給与と申請率との間には統計的に有意な負の相関関係がある（相関係数は-0.748）。

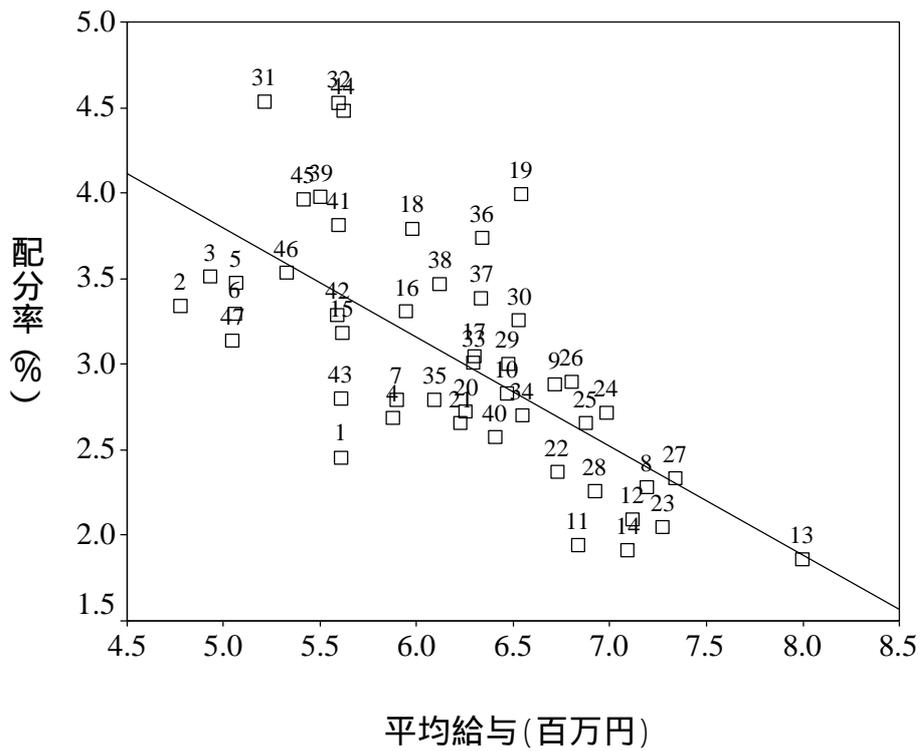
表 16-2 には、平均給与、配分率、申請率、採用率の相関行列を示した。平均給与と配分率の相関もマイナスで、相関係数は-0.684 となっている（散布図は図 16-4）。つまり、父親世代が平均的に豊かでない県ほど第一種予約採用に申し込む生徒の割合は大きい。奨学生の採用数も、そうした豊かでない県ほど多くなるように割り当てられているのである。そのため、（その県の18歳人口に対して相対的に）申込者数が多い県には、より多くの割当数が実際に配分される結果となる（先述のように、申請率と配分率の相関は0.802 と高い）。父親世代の平均給与が低い県ほど第一種奨学金の「潜在的な適格者」が多いはずだと考えるならば、割当数の配分そのものは適切に行われている（必要性の高い県に多めに配分されている）と言えよう⁽⁴⁾。

表 16-2 父親世代平均給与・配分率・申請率・採用率の相関行列

| | 1 | 2 | 3 | 4 |
|------------|----------|---------|----------|----|
| 1 父親世代平均給与 | -- | | | |
| 2 配分率 | -.684 ** | -- | | |
| 3 申請率 | -.748 ** | .802 ** | -- | |
| 4 採用率 | .517 ** | -.266 | -.753 ** | -- |

** $p < .01$.

図 16-4 父親世代平均給与と都道府県別配分率の散布図



2-2 分析すべき課題

以上を要するに、奨学金採否の都道府県間格差（各県の採用率 = 「割当率」の違い）は、それ自体では重要な問題ではない。ある県の採用率が低いのは申請率が高いためだが、そうした申請率の高い県（父親世代の平均所得が低い県）ほど、採用枠がより多く割り当てられる（配分率が高い）仕組みになっているのである。

では、現在の割当数の配分結果にはまったく問題がないのか。そう結論づける前に指摘しておくべき点は3つある。第一に、採用枠は父親世代が平均的に豊かでない県ほど多めに配分されているとは言え、それはあくまで全国的な傾向としての話である。図16-4をもう一度見てみると、同じように父親世代平均給与が550万円程度の県の中でも、北海道（都道府県番号1）のように配分率が低い団体もあれば、島根（32）や大分（44）のように高い団体もある。

第二に、以上の議論はあくまで県単位のものであり、それぞれの県内には家庭の所得が高い高校生もいれば、そうでない高校生もいるという当たり前の事実を考慮していない。本来議論すべきは、地域間の予約奨学金申請率・採用率の相違ではなく、生徒個人間のそれである。

にもかかわらず、第三に、たまたま住んでいる県の違いが予約奨学金に採用されるチャンスを左右するとすれば、やはり改善の余地があるのではないか。学力や所得など他の条件が同一でも、住んでいる県の採用枠（いわば「奨学金の予約を受ける機会」）の違いによって奨学金採否の個人間格差が生ずるとするのは、ありうることである。さらに言えば、県別の採用枠の総量が決まっていることが、（採用可能性に関する予期の形成を通して）予約奨学金への申請を断念させる可能性さえ否定できない。

そこで本章では、次の2つの課題に取り組みたい。第一に、予約奨学金に申請するのはどのようなバックグラウンドをもつ生徒であり、都道府県別の採用枠の違いは申請の有無に影響するか。第二に、同様に、予約奨学金の採否に都道府県別採用枠は影響を及ぼすのか。これらの問題に関して、高校生とその保護者を対象としたアンケート調査のデータを用いた分析（クロス集計および多変量解析）を行う。

2-3 データ

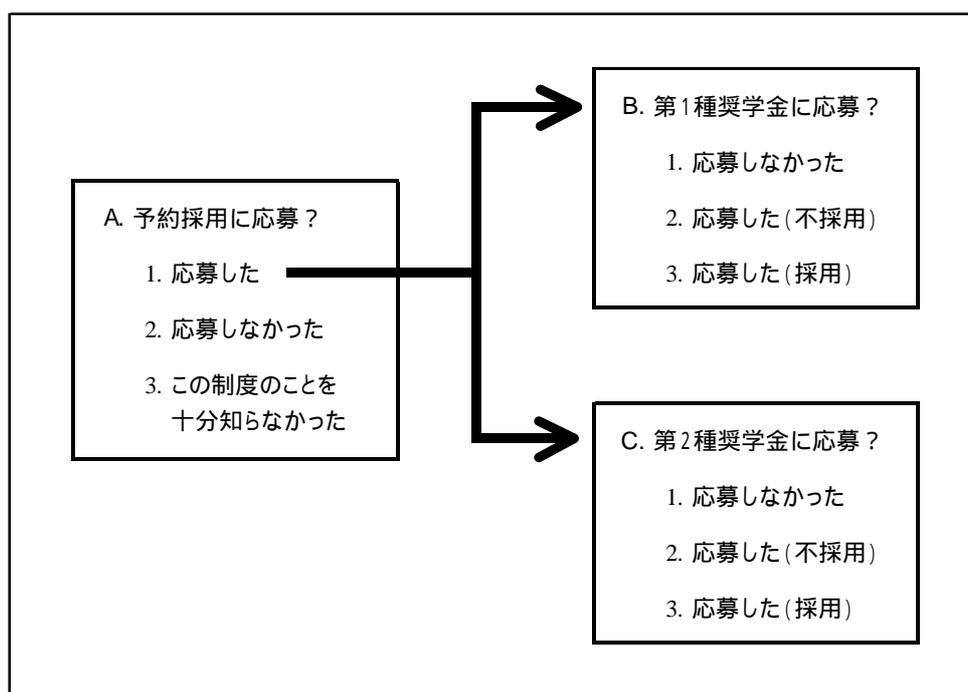
分析に使用するのは、先に定義した都道府県別「配分率」と、東京大学大学院教育学研究科 大学経営・政策研究センターが2005年11月に実施した「高校生の進路についての調査」（以下、「高校生調査」）によるデータである。この調査は、層化二段抽出法によって無作為に選ばれた全国4,000人の高校3年生（男女各2,000人）、およびその保護者を対象に留置法で行われた。まず、都道府県別・都市規模別（5区分）の比例配分により全国400地点が抽出され、次に各地点ごとに、エリアサンプリングによって男子5人、女子5人の合計10人ずつの生徒が抽出された。これにより、県ごとの回答者数は、基本的には地域間の人口分布を反映したものである。彼（女）ら高校生用の質問紙には高校生活や学習状況、希望進路などの項目が、保護者用の質問紙には、家庭背景や保護者の希望する進路などが含まれている⁽⁵⁾。

3. 予約採用への申請・採用状況

第一種奨学金（予約採用）の申請や採否と、都道府県別採用枠との関係を分析する前に、第二種も含めた予約採用への申請・採用状況をまとめておきたい。申請・採用状況は保護者用質問紙で尋ねており（問13）、その質問項目は図16-5のような構造となっている。回答者はまず、「日本学生支援機構（旧日本育英会）の奨学金（後で返済が必要）についてお聞きします。予

約採用に応募されましたか」という質問に対して、「応募した」「応募しなかった」「この制度のことを十分知らなかった」の中から回答を1つ選ぶ(図のA)。次に「応募した方は、どの奨学金に応募されましたか」と尋ねられ、第一種(B)、第二種(C)のそれぞれについて、「応募しなかった」「応募した(不採用)」「応募した(採用)」の中から1つ選択することになる。

図 16-5 高校生調査の機構奨学金に関する質問項目



この質問項目をもとに、予約採用への申請状況をまとめたものが次の表 16-3 である。まず、第一種、第二種を問わず「応募した」という家庭は全体(4,000人)の約15%ほどであり、いずれにも「応募しなかった」のは約60%となっている。また、「この制度のことを十分知らなかった」という回答も約4分の1にのぼっている。なお、9ケースが無回答であった(全体の0.2%)。

「応募した」と回答した保護者の内訳を整理してみると、第一種と第二種の両方に申請したと考えられるケースが最も多く(244人)、全4,000ケースに対する割合は6.1%となる。次に多いのが第二種だけの申請(4.2%)、その次が第一種だけの申請(2.7%)である。なお、図16-5のAの質問で、予約採用そのものには「応募した」と回答していても、B(第一種)やC(第二種)のいずれか(または両方)の質問には無回答というケースを考慮し、「少なくとも一種」「少なくとも二種」「一種・二種どちらか」への申請状況もまとめておいた。

表 16-3 予約採用への申請状況

| | 度数 | 割合 (%) |
|------------------|-------|--------|
| 応募した | 595 | 14.9 |
| 一種・二種の両方に応募 | (244) | (6.1) |
| 一種のみに応募 | (108) | (2.7) |
| 二種のみに応募 | (167) | (4.2) |
| 少なくとも一種には応募 | (44) | (1.1) |
| 少なくとも二種には応募 | (22) | (.6) |
| 一種・二種どちらかに応募 | (10) | (.3) |
| 応募しなかった | 2,414 | 60.4 |
| この制度のことを十分知らなかった | 982 | 24.6 |
| 無回答 | 9 | .2 |
| 計 | 4,000 | 100.0 |

この表の中で、「一種・二種の両方に応募」「一種のみに応募」「少なくとも一種には応募」の合計を第一種奨学金（予約採用）への申請者数とし、全体に対する割合をとったものが前節でみた「申請率」に対応する（ただし、ここでは欠損値を除く）。さらに、第一種への申請者数のうち採用の内定を得た者の割合は「採用率」に対応するはずである。同様の考え方で第二種の申請率や採用率も高校生調査データから算出し、整理したものが表 16-4 である。

表 16-4 予約採用への申請状況

| | 割合 (%) |
|---------------------|--------|
| 申請率 （申請者数 / 全体） | |
| 第一種 | 10.0 |
| 第二種 | 11.0 |
| 採用率 （採用内定者数 / 申請者数） | |
| 第一種 | 33.2 |
| 第二種 | 96.0 |

ただし、第一種奨学金（予約採用）の申請者数は、
 ・ 一種・二種の両方に応募
 ・ 一種のみに応募
 ・ 少なくとも一種には応募
 の合計。「少なくとも二種」「どちらかに応募」は欠損として扱った。
 第二種の申請者数も同様に算出した。

先にみたように、毎日新聞(2006a)に掲載された「適格者数」「割当数」と、学校基本調査の中学校卒業生数を用いて算出した第一種の申請率、採用率(2007年度採用分)はそれぞれ8.8%、29.8%であった(なお、中学校卒業生数の代わりに2006年5月1日現在の全日制高校の3年生を分母とした申請率は10.0%)。したがって、高校生調査データによる10.0%、33.2%という数字の方が若干高めだということには注意が必要だが、概ね近い値と言え、分析には十分耐えうるものである⁽⁶⁾。

4. 予約奨学金の申請

4-1 申請の有無と配分率のクロス集計

それでは以下、予約奨学金への申請の有無と、都道府県別採用率(配分率)との関係进行分析していく(予約奨学金への採否と配分率との関係は、次の5節で扱う)。

まず、(都道府県単位の)連続変数である配分率を、3つのカテゴリに整理し直した変数(配分率階級)を作成し、申請有無とのクロス集計を行った。具体的には、都道府県を配分率の低い方から16県(低位県)、その次に低い方から15県(中位県)、高い方から16県(高位県)の3つに分類し、各類型の在住者に占める申請者の割合をみたものが次の表16-5である(欠損値を除く。以下同じ)。図16-2でみたように、配分率が低いのは大都市圏の県に多いから、低位県には中・高位県よりも、高校生調査への回答者が多いことに注意する必要がある。

表 16-5 申請の有無と配分率階級のクロス集計

| 予約奨学金への申請 | 配分率3カテゴリ | | | 計 |
|-------------|----------|-------|-------|-------|
| | 低位県 | 中位県 | 高位県 | |
| 申請した (%) | 8.6 | 11.2 | 14.6 | 10.0 |
| 申請しなかった (%) | 91.4 | 88.8 | 85.4 | 90.0 |
| 計 (%) | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| N | 2,572 | 820 | 567 | 3,959 |

$p < .001$.

この表からは、配分率の高い県ほど、予約奨学金に申請した家庭も多いことがわかる(カイ二乗検定0.1%水準で統計的に有意)。つまり、予約奨学金に申請したのは全体では10%の家庭だが、低位県では平均して8.6%に過ぎないのに対し、高位県では14.6%にのぼっている。

もっとも、これは当然の結果とも言える。2節で見たように、父親世代の平均給与が低い県ほど配分率も申請率が高いから、ここでの配分率(3カテゴリ)と申請有無との関係は見せかけのものであって、所得の低い家庭が多い県で申請が多い、というだけのことも知れない。

そこで、所得階級別に申請有無と配分率階級とのクロス集計を行ったもの（三重クロス表）が次の表 16-6 である⁽⁷⁾。

表 16-6 申請の有無と配分率階級のクロス集計（所得階級別）

| 予約奨学金への申請 | 配分率3カテゴリ | | | 計 |
|----------------|----------|------|------|-------------|
| | 低位県 | 中位県 | 高位県 | |
| 500万円未満 | | | | |
| 申請した (%) | 12.8 | 16.6 | 18.9 | 15.1 |
| 申請しなかった (%) | 87.2 | 83.4 | 81.1 | 84.9 |
| <i>N</i> | 360 | 187 | 148 | 695 |
| 500-700万円未満 * | | | | |
| 申請した (%) | 9.6 | 15.6 | 15.2 | 11.7 |
| 申請しなかった (%) | 90.4 | 84.4 | 84.8 | 88.3 |
| <i>N</i> | 570 | 173 | 138 | 881 |
| 700-900万円未満 ** | | | | |
| 申請した (%) | 11.3 | 5.3 | 18.0 | 11.0 |
| 申請しなかった (%) | 88.7 | 94.7 | 82.0 | 89.0 |
| <i>N</i> | 576 | 170 | 111 | 857 |
| 900万円以上 * | | | | |
| 申請した (%) | 3.3 | 7.0 | 7.4 | 4.4 |
| 申請しなかった (%) | 96.7 | 93.0 | 92.6 | 95.6 |
| <i>N</i> | 806 | 201 | 108 | 1,115 |

⁺ $p < .10$ * $p < .05$ ** $p < .01$ *** $p < .001$.

この表から明らかなのは、次の二点である。第一に、所得の低い家庭ほど（期待される通り）予約奨学金に申請している（二重クロスを取った場合、0.1%水準で有意）。表の最も右にある列のうち、太字の数字は所得階級別の申請割合を示しているが、年収が900万円以上の家庭では4%に過ぎない申請者の割合が、500万円未満の家庭では15%に達する。第二に、配分率の高い（階級に属する）県ほど、申請者の割合が高いという関係は、「700-900万円未満」という所得階級を除いては成立する（ただし、「500万円未満」では有意でない）。以上から、所得をコントロールしても、配分率が申請の有無に影響を与える可能性がある、

高校時代の成績別に申請有無と配分率階級とのクロス集計を行った表 16-7 の場合も、成績（5段階評価の自己申告）が「中の上」や「中くらい」では、同様の関係が見られる。言い換えれば、成績中位層に対してのみ配分率が申請の有無に影響を与える可能性が示唆される⁽⁸⁾。

なおこの表からは、高校時代の成績がよい生徒ほど予約奨学金に申請していることも同時に明らかとなる（二重クロスを取った場合、0.1%水準で有意）。

表 16-7 申請の有無と配分率階級のクロス集計（高校時代の成績別）

| 予約奨学金への申請 | 配分率3カテゴリ | | | 計 |
|--------------------|----------|------|------|-------------|
| | 低位県 | 中位県 | 高位県 | |
| 上のほう | | | | |
| 申請した (%) | 13.1 | 18.6 | 18.2 | 15.0 |
| 申請しなかった (%) | 86.9 | 81.4 | 81.8 | 85.0 |
| <i>N</i> | 533 | 161 | 137 | 831 |
| 中の上 ⁺ | | | | |
| 申請した (%) | 11.7 | 13.0 | 18.8 | 13.0 |
| 申請しなかった (%) | 88.3 | 87.0 | 81.3 | 87.0 |
| <i>N</i> | 618 | 185 | 144 | 947 |
| 中くらい ^{**} | | | | |
| 申請した (%) | 7.0 | 9.3 | 15.4 | 8.6 |
| 申請しなかった (%) | 93.0 | 90.7 | 84.6 | 91.4 |
| <i>N</i> | 754 | 247 | 149 | 1,150 |
| 中の下・下のほう | | | | |
| 申請した (%) | 3.9 | 6.6 | 5.9 | 4.8 |
| 申請しなかった (%) | 96.1 | 93.4 | 94.1 | 95.2 |
| <i>N</i> | 664 | 227 | 135 | 1,026 |

⁺ $p < .10$ * $p < .05$ ** $p < .01$ *** $p < .001$.

4-2 申請の有無の多変量解析

以上のクロス集計からは、申請の有無と配分率との関連性が示唆されたが、申請の有無には配分率以外の変数も影響を与える可能性を（所得や高校時代の成績以外については）考慮していない。そこで、そのような他の変数の効果を一定とした場合の配分率の効果（が依然として存在するのか）を検討するため、多変量解析を行う。具体的には、第一種奨学金（予約採用）に申請した場合は1、しなかった場合は0をとる二値変数（申請の有無）を被説明変数とし、配分率を主たる説明変数とする二項プロビット・モデルである。

その他の説明変数には、以下を用いた。性別（男子を1、女子を0とするダミー変数）。家庭所得（両親の合計税込み年収の自然対数）、父親の職業（自営業を1、それ以外を0とするダミー変数）。兄弟姉妹数。中学時代の成績（「下のほう」「中の下」「中くらい」「中の上」「上のほう」にそれぞれ、1から5までの数字を割り当てた）。高校時代の成績（中学成績と同様の数

字を割り当てた)。クラス内の大学・短大などへの進学希望者の割合(「5割未満」「5-9割未満」「9割以上」の3つの値をとるダミー変数。基準カテゴリは「5割未満」)。四年制大学の収容率(住んでいる県内の2005年度大学入学者数を、2002年3月中学校卒業生数で除した値)。

パラメータの推定にあたっては、もとの高校生調査では個々の回答者が県ごとにクラスター化されていることを考慮して、クラスター(県)内の誤差項の相関に対し頑健な標準誤差(cluster-/clustering robust standard error)を用いた(Skrondal & Rabe-Hesketh, 2004)。

表 16-8 申請の有無に関する二項プロビット・モデル

| 被説明変数 = 申請の有無 | | |
|--------------------------|------------|------|
| 説明変数 | 係数 | 標準誤差 |
| 性別(基準: 女子) | | |
| 男子 | -.006 | .067 |
| 家庭所得 | | |
| 両親年収 | -.508 *** | .052 |
| 父親の職業(基準: 自営業以外) | | |
| 自営業 | -.116 + | .064 |
| きょうだい数 | .101 ** | .037 |
| 中学時代の成績 | .115 ** | .034 |
| 高校時代の成績 | .184 *** | .027 |
| 進学希望者割合(基準: 5割未満) | | |
| 5-9割未満 | .246 * | .108 |
| 9割以上 | .349 ** | .114 |
| 収容率 | .003 *** | .001 |
| 配分率 | .249 ** | .073 |
| 定数 | -.239 | .541 |
| <hr/> | | |
| -2 Log Pseudo-Likelihood | 2085.8 | |
| Wald χ^2 (df) | 275.7 (10) | |
| 有意確率 | < .001 | |
| McFadden's R^2 | .085 | |
| サンプルの大きさ | 3536 | |

+ $p < .10$ * $p < .05$ ** $p < .01$ *** $p < .001$.

欠損値を除いた全てのサンプル。

表 16-8 に示したのが分析結果である。サンプルサイズは 3,536 で、モデル全体で有意な結果が得られているが ($p < .001$)、擬似決定係数の値は.085 と小さい。この表からは、性別以外はすべて、10%水準で(自営業ダミーを除けば 5%水準で)申請の有無に有意な関連をもつことがわかる。言い換えれば、申請の有無には男女による違いは見られない。(他の変数の効果を一定として)両親年収が低いほど、兄弟姉妹数が多いほど、中学時代や高校時代の成績がよいほど、予約奨学金に申請する可能性が高い。以上は(制度的に)期待される通りの結果である。

このほか、父親が自営業よりも自営業以外の方が、また、クラス内の進学希望者が5割未満よりも5割以上の方が、応募する傾向にある。さらには、住んでいる県内の収容率が高いほど、また、住んでいる県の四年制大学収容率、そして配分率が高いほど、申請する見込みが高い。

以上の結果から、所得や学力(中学や高校の成績)をコントロールしてもなお、配分率の高い県に住んでいる高校生ほど、申請する可能性が高いということが明らかとなった。

4-3 申請状況の多変量解析

ところで、予約採用に「申請しなかった」家庭の中には、そもそもこの制度のことをよく知らないために申請できなかったケースが存在するはずである。そこで、(知っているも)「応募しなかった」家庭と、「この制度のことを十分知らなかった」ために申請しなかった家庭との間にはどのような違いがあるのかについて分析しておきたい。

表 16-9 申請状況に関する多項ロジット・モデル

| 説明変数 | 被説明変数 = 申請状況 (基準: 2. 応募しなかった) | | 応募した (申請状況 = 1) | | 知らなかった (申請状況 = 3) | |
|--------------------------|----------------------------------|-------|--------------------|------|----------------------|-------|
| | 係数 | 標準誤差 | 係数 | 標準誤差 | 係数 | 標準誤差 |
| 性別(基準: 女子) | | | | | | |
| 男子 | -.093 | .099 | | | .083 | .080 |
| 家庭所得 | | | | | | |
| 両親年収 | -1.044 *** | 0.106 | | | -0.282 ** | 0.085 |
| 父親の職業(基準: 自営業以外) | | | | | | |
| 自営業 | -.228 + | .134 | | | -.092 | .105 |
| きょうだい数 | 0.093 | 0.066 | | | 0.042 | 0.055 |
| 中学時代の成績 | .157 *** | .043 | | | .079 * | .039 |
| 高校時代の成績 | .285 *** | .040 | | | .030 | .027 |
| 進学希望者割合(基準: 5割未満) | | | | | | |
| 5-9割未満 | .483 * | .197 | | | .393 ** | .116 |
| 9割以上 | .773 *** | .187 | | | .444 *** | .127 |
| 収容率 | 0.005 * | 0.002 | | | 0 | 0.001 |
| 配分率 | .428 ** | .127 | | | -.207 * | .083 |
| 定数 | 1.946 + | 1.006 | | | .658 | .620 |
| -2 Log Pseudo-Likelihood | | | 6349.6 | | | |
| Wald χ^2 (df) | | | 517.0 (20) | | | |
| 有意確率 | | | < .001 | | | |
| McFadden's R^2 | | | .040 | | | |
| サンプルの大きさ | | | 3563 | | | |

+ $p < .10$ * $p < .05$ ** $p < .01$ *** $p < .001$.

欠損値を除いた全てのサンプル。

表 16-9 は、奨学金の予約採用(ただしここでは、第一種・第二種のいずれか)への申請状況

に関する多項ロジット・モデルの分析結果をまとめたものである。「応募した(=1)」「応募しなかった(=2)」「この制度のことを十分知らなかった(=3)」という3つの値をとる変数(申請状況)を被説明変数とし(基準カテゴリは「応募しなかった」)、さきほどと同じ説明変数を用いて分析を行った。

この分析からわかるのは、「応募しなかった」ではなく「応募した」と回答した家庭や、「応募しなかった」ではなく「知らなかった」と回答した家庭の高校生の、それぞれどんな人たちなのかということである。ここでは についてのみ見てみよう。表からは、「応募しなかった」と「知らなかった」との間には、両親年収、中学時代の成績、クラス内の進学希望者割合、配分率において有意な差があることがわかる。すなわち、(他の変数の効果を一定として)両親年収が低いほど、中学時代の成績がよいほど、進学希望者が5割以上のクラスにいる人ほど、さらには住んでいる県の配分率が低いほど、「応募しなかった」ではなく「知らなかった」と回答する傾向にある。

多項ロジットによる分析からは、次の二つの知見が得られた。第一に、機構の奨学金の対象として想定している層(低所得や高学力)ほど、意外にも機構奨学金の予約採用について「十分知らなかった」と回答している点である。第二に、配分率が低い県に住んでいる高校生ほど申請しない(この節の4-2参照)理由の一端は、そうした県ほど、予約採用制度が十分に知られていない点にある点である。

5. 予約奨学金の採用

5-1 採否と配分率のクロス集計

次に、予約奨学金への採否と配分率との関係の分析に移ろう。4節で用いた配分率階級と予約奨学金採否のクロス集計を行ったものが、表16-10である。

表 16-10 予約奨学金の採否と配分率階級のクロス集計

| 予約奨学金への採用 | | 配分率3カテゴリ | | | 計 |
|-----------|-----|----------|-------|-------|-------|
| | | 低位県 | 中位県 | 高位県 | |
| 採用された | (%) | 30.0 | 38.0 | 36.1 | 33.2 |
| 採用されなかった | (%) | 70.0 | 62.0 | 63.9 | 66.8 |
| 計 | (%) | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| <i>N</i> | | 220 | 92 | 83 | 395 |

$$p = .314$$

予約奨学金(第一種のみ)に申請した人だけを選び、採用されたか否かを配分率階級別に整理している。それによれば、予約奨学金の採否に、配分率階級による有意な違いはないことが

わかる($p = .314$)。性別や中学時代の成績、高校時代の成績でも同様のクロス集計を行ったが、やはり有意な差はなかった。なお、収入階級(4分類)別の集計を行うと、概ね収入が低い家庭が採用されやすいという関係が見られた(0.1%水準)。所得の低い家庭(「500万円未満」)では44%が採用されているのに対し、高い家庭(「900万円以上」)では20%程度にとどまっている(表は省略)。

5-2 予約奨学金の採否の多変量解析

それでは前節と同様に、採否と配分率の関係を多変量解析によっても確かめてみよう。予約奨学金への応募者のみを対象に、採用(内定)を1、不採用を0にとる二値変数を被説明変数とし、表16-8、表16-9と同一の説明変数を用いた二項プロビット・モデルによる分析を行った。その結果、やはり性別は有意ではなく(つまり、機構は奨学金採否で男女差別をしていない)、中学時代の成績や収容率も有意な関連を示さなかった。表16-11はこれらの変数を除いた分析結果である(自営業ダミーや進学希望者割合も有意ではなかったが、統制変数として残した)。

表 16-11 予約奨学金の採否に関する二項プロビット・モデル

| | 差 | | | |
|--------------------------|----------|-------|----------|-------|
| 自営業 | .274 | .180 | .278 | .182 |
| きょうだい数 | .359 ** | .109 | .349 * | .145 |
| 高校時代の成績 | .164 ** | .061 | .149 | .107 |
| 進学希望者割合(基準: 5割未満) | | | | |
| 5-9割未満 | -.145 | .191 | -.168 | .231 |
| 9割以上 | -.083 | .189 | -.122 | .274 |
| 配分率 | .092 | .121 | .077 | .154 |
| 定数 | 3.389 ** | 1.208 | 3.432 ** | 1.238 |
| ρ | | | -.093 | |
| -2 Log Pseudo-Likelihood | 380.6 | | 2432.6 | |
| Wald χ^2 (df) | 37.7 (7) | | 22.4 (7) | |
| 有意確率 | < .001 | | < .01 | |
| McFadden's R^2 | .104 | | | |
| サンプルの大きさ | 348 | | 348 | |

+ $p < .10$ * $p < .05$ ** $p < .01$ *** $p < .001$.

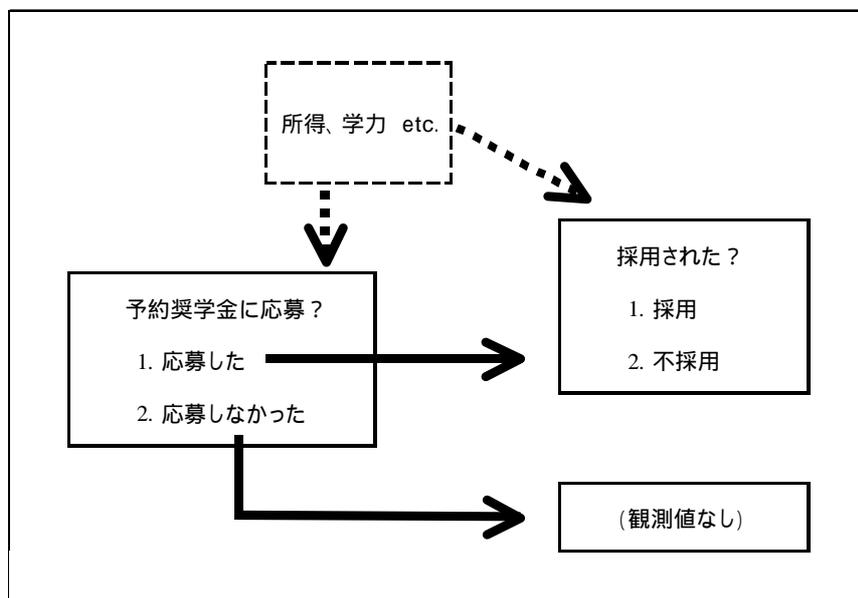
第一種奨学金(予約採用)への応募者のみ。欠損値を除く。

左側の「プロビット・モデル」の列を見てみると、両親年収、兄弟姉妹数、高校時代の成績

が予約奨学金の採否と有意な関連をもっていることがわかる。すなわち、(他の変数の効果を一定として) 両親年収が低いほど、兄弟姉妹数が多いほど、高校時代の成績がよいほど、予約奨学金に採用されやすいということである。これは期待通りというよりむしろ、当然の結果とも言える。それに対して、配分率は奨学金採否には影響しないようである。

ところで、ここには一つ分析上の問題がある。先にみた図 16-5 に明らかなように、高校生調査(保護者票)では、予約奨学金の採否は応募した人にしか尋ねていない。当然のことながら、そもそも応募しなければ、採用も不採用もない(観測値が存在しない)ためである(図 16-6)。では、ここで「採否」と言わず、「予約奨学金受領(内定)の有無」と呼ぶことにすればどうか。「応募したか否かにかかわらず、どんな人が予約奨学金を受けやすいのか」という問題として捉えると、応募した人のみにサンプルを限って予約奨学金の受領確率を分析すれば、所得などの効果(推計値)にバイアスを生じる可能性がある。そもそも、応募する人の中には所得の低い家庭が多いからである。これがサンプル・セレクション・バイアスと呼ばれる問題である。データが生み出されたプロセスそのものの中に、推計値のバイアスを生じさせるメカニズムが内包されているとも言える。

図 16-6 高校生調査の機構奨学金に関する質問項目



こうしたバイアスを補正し、「応募しなかった人も含めた受領確率」を推計する手法の一つに、ヘックマンの二段階推定法がある(Heckman, 1979)。次の2つのステップを踏んで、予約奨学金の受領確率を推定する。まず、第一段階では予約奨学金に応募する確率を推計する(応募した場合を1、しなかった場合を0とする申請の有無のプロビット分析)。第二段階では、被説

明変数（ここでは予約奨学金の採否）について、応募したという条件付きの期待値（ここでは予約奨学金採否の確率）を推計するというものである。第一段階の式の誤差項と、第二段階の式の誤差項との相関係数を ρ とし、帰無仮説： $\rho=0$ が棄却できない場合、サンプル・セレクション・バイアスが生ずることになる。

実際に二段階推定法を用いて分析したところ（第一段階のセレクション関数の説明変数は、表 16-8 で用いたものと同じ）、尤度比検定の結果からは帰無仮説： $\rho=0$ は棄却されなかった。つまり、予約奨学金の申請有無に関する推計式の誤差項と、採否に関する推計式の誤差項の相関係数はゼロであることが否定できず、二つの式は互いに独立であることになる。つまり本章の分析では、サンプル・セレクション・バイアスは存在しなかった⁹⁾。実際、表 16-11 の二つの推計結果を比べてみても係数の値はほとんど変わらないし、配分率はやはり有意でない。

6. まとめにかえて

本章では、高校生とその保護者を対象としたアンケート調査のデータを用い、日本学生支援機構の第一種奨学金（予約採用）に申し込み、そして採用されるのはどのような家庭背景をもつ高校生なのかという問題について分析を行った。特に焦点を当てたのは、家庭の所得や学力など他の条件が同一でも、住んでいる都道府県の採用枠（いわば「奨学金の予約を受ける機会」）の多寡が予約採用への申請の有無、さらには採否を左右するのかという点である。

分析の結果、次の三点が明らかになった。第一に、所得や学力をコントロールしてもなお、配分率の高い県に住んでいる高校生ほど、予約奨学金に申請する可能性が高い。しかしながら第二に、配分率は（申請の有無にかかわらず）予約奨学金の採否に影響を及ぼさない。第三に、配分率が低い県に住んでいる高校生ほど、予約採用制度のことを十分知らない傾向にある。したがって第四に、配分率の低い県ほど予約採用制度について十分知られておらず、そのため、（優れた学生で経済的理由により修学に困難がある者であっても）申請も行わない、といった家庭が少なくないことが示唆される。

では、県別の採用枠は取り払うべきなのか。それは次の意味で現実的ではないように思われる。日本の初等中等教育における学力評価は従来、義務教育のみならず、高校教育においても修得主義ではなく、事実上の履修主義のもとで相対評価で行われてきた。予約奨学金の学力基準、つまり評定平均 3.5 というルールは進学校の成績下位層には不利で、非進学校の上位層には有利な仕組みとなるから、予約奨学金は低所得・高学力層だけでなく、低所得・学力中位層にも幅広く奨学金が無利子貸与されてきた可能性がある。その意味では、重要なのは事実上所得のみという、ニードベースに近い運用がなされてきたとさえ言えるのかも知れない。高校間の学力水準の違いは県によって異なるから、県別に採用枠をはめることで、ある意味では全国の高校生を学力によって一元的に序列づけする困難に直面せずに済んできたのである。

県別の採用枠を取り払えば、予約奨学金に申請する全国の高校生の「優秀さ」を、何らかの学力指標で序列化する必要がにわかには生じる。しかし、そうした便利なツールを私たちは今の

ところ持ち合わせていない。したがって、当面は採用枠を設定することそのものは維持し、設定方法を変える方途が探られる必要があるだろう。

今後の課題は、少なくとも二点ある。第一に、採用枠の配分を変えた場合に予約奨学金への申請や採用の可能性はどう変化するのか、シミュレーションを行うことである。特に「潜在的な適格者」と考えられる生徒（一定以上の学力を持ちながら、家庭の所得が低い生徒）に焦点を当てる必要がある。第二に、奨学金の進学に与える効果の分析である。本章冒頭で述べたように予約奨学金は、それによって進学に迷う高校生や家庭にとって、進学が可能となるところに意味がある。しかし、日本の高校生の大学進学に及ぼす奨学金の効果を分析した研究は、いまだ数えるほどしかない（藤村 2006）。奨学金の進学促進効果の分析には固有の問題が存在するが（正確な測定が困難であるか不可能だが、進学と奨学金受領の両方に共通して影響する重要な要因 例え、生徒の「本来持っている能力」があるために、奨学金効果を過大に推計しやすい）、今後取り組んでいきたい。

<注>

- 1 そのために在学採用に対しては、大学に入学できた学生の生活に（事後的に）経済的なゆとりをもたらすもの、といった見方もある（加藤 2005、金子 2005）。世上、「奨学金で、カメラを買ったり、音楽会に出かけたり、スキーに行ったりしている大学生が多い」（釘本 1957）といった批判が半世紀前から繰り返される理由の一つも、在学採用方式が主流であることにありと思われる。
- 2 総務庁（1995）も、「奨学金適格者に対する奨学生採用候補予定者の割当ての割合」のことを「採用率」と表現している（239-240 頁）。その意味では機構でいう「割当率」は、ややミスリーディングな表現かも知れない。「割当率」という言い方はむしろ、本章の言う「配分率」のようなニュアンスをもつように思われる。また、機構にいう「適格者数」も誤解を生じやすい。「申し込んでいれば、学力基準や家計基準を満たしてははずだが、（敢えて）申し込まなかった家庭」も、ある意味では適格者と言える。そのような「潜在的な適格者集団の中から、申し込みに踏み切った人」という意味では、「申込者数」の方が明快である。
- 3 厚生労働省統計情報部編、2006、『賃金センサス 平成 17 年賃金構造基本統計調査 第 4 巻 都道府県別』労働法令協会。賞与込み
- 4 表 16-2 によれば、平均給与と採用率は有意な正の相関関係にある（相関係数は.517）。散布図は省略するが、父親世代平均給与が高い県ほど採用率も高いことになる。しかしこれは、平均給与と申請率の負の相関、申請率と採用率の負の相関があいまって、結果として生じた見せかけの関係（擬似相関）と考えるべきである。採用率を従属変数とし、申請率と平均給与の 2 つを独立変数に用いた重回帰分析を行うと、申請率（標準化偏回帰係数は-.833）、平均給与（同-.106）のいずれも採用率に負の効果をもつものの、前者が 0.1%水準で有意であるのに対し、後者は有意ではないためである。
- 5 「高校生の進路についての調査」は、平成 17 年度～21 年度文部科学省科学研究費補助金（学術創成研究費）「高等教育グランドデザイン策定のための基礎的調査分析」（研究代表者 金子元久）の交付

を受けて行われた。2005年11月の第1回調査(高校生,保護者)以後,これまでに2006年3月(第2回)と2006年11月(第3回)に高校生の追跡調査が行われている。本章で使用するものは,第1回調査の高校生および保護者の回答結果である。調査方法の詳細や結果の概要は矢野(2006)を,調査の単純集計は大学経営・政策研究センターのウェブサイト(<http://www.p.u-tokyo.ac.jp/crump/>)を参照。この調査のデータを用いた論稿としては矢野(2007)など。

- 6 なお,高校生調査から得られる予約奨学金の申請や採否に関するデータは,2006年度採用分に対応することには注意が必要である。後の申請・採否と配分率との関連についての分析では,配分率が(採用可能性に関する予期の形成を通して)申請するか否かという行動に対して影響を与える(さらにそれによって,採否の違いが生ずる)と仮定している。したがって,2005年度や2006年度採用分の配分率データを用いることが本来望ましい(情報公開制度などにより入手する必要がある)。ここでは都道府県相互間の配分率の相対的な大きさは,1,2年では大きく変わらないと考え,あえて(新聞上に)公開されているデータを用いた。
- 7 ここでの「所得」とは,父親,母親それぞれの税込み年収の合計である。
- 8 中学時代の成績を用いて同様の三重クロス集計を行った場合は,「上のほう」や「中の上」で,同様の関係が見られる(低位県より中位県,中位県より高位県で申請割合が大きい)。なお,中学時代の成績と,高校時代の成績の相関係数は.148と低い。
- 9 この理由の一つは恐らく,前節の4-3で明らかになったように,「応募しなかった」人よりも予約採用について「十分知らなかった」人の方が,低所得であったり高学力であったりするためである。つまり,応募しなかった人全体の中でも,「知らなかった」という理由で応募しなかった人の属性は,むしろ応募した人の方に近い。そのため,応募した人だけにサンプルを限った分析ではバイアスが生じなかったということかも知れない。

<参考文献>

- 加藤毅,2005,「学生生活調査からみた教育機会と学生の経済基盤」『大学研究』第33号,57-80頁。
- 金子元久,2005,「高等教育の次の焦点 奨学金と授業料」『IDE 現代の高等教育』No.474,5-11頁。
- 釘本久春,1957,「日本育英会奨学生に対するある批判をめぐって」『文部時報』第957号。
- 小林雅之,2004,「高等教育機会と育英奨学政策」『高等教育研究紀要』第19号,108-129頁。
- ・濱中義隆・島一則,2002,『学生援助制度の日米比較』文教協会平成13年度研究助成報告書。
- 総務庁行政監察局編,1995,『大学行政の現状と課題 大学の質的充実をめざして』大蔵省印刷局。
- 日本学生支援機構,2006,『日本育英会史 育英奨学事業60年の軌跡』日本学生支援機構。
- 藤村正司,2006,「大学進学に及ぼす学力・所得・奨学金の効果 貸与奨学金は所得格差を是正するか」
東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター公開シンポジウム「現代日本の大学進学と政策」当日配布資料(2006年7月29日)。
- 古田和久,2006,「奨学金政策と大学教育機会の動向」『教育学研究』第73巻第3号,207-217頁。
- 毎日新聞,2006a,「奨学金:採否に格差 割当率は東京44%,大阪21%」『毎日新聞』大阪夕刊(2006

- 年 9 月 2 日付)
- 毎日新聞, 2006b, 「大阪府教委: 奨学金格差改善, 文科省に要望へ」『毎日新聞』大阪朝刊 (2006 年 9 月 10 日付)
- 矢野眞和, 2006, 「なぜ大学に進学しないのか 高校生のための高等教育政策」東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター公開シンポジウム「現代日本の大学進学と政策」当日配布資料 (2006 年 7 月 29 日)
- , 2007, 「高校生の進学行動と大学政策」『IDE 現代の高等教育』No. 489, 13-19 頁。
- Breen, Richard, 1996, *Regression Models: Censored, Sample Selected, or Truncated Data*, Thousand Oaks: Sage.
- Heckman, J. J., 1979, "Sample Selection Bias as a Specification Error," *Econometrica*, 47, 153-161.
- Skrondal, Anders and Rabe-Hesketh, Sophia, 2004, *Generalized Latent Variable Modeling: Multilevel, Longitudinal, and Structural Equation Models*, Boca Raton: Chapman & Hall/CRC.
- Wooldridge, Jeffrey M., 2006, *Introductory Econometrics: A Modern Approach*, 3rd ed., Mason, Ohio: Thomson/South-Western.

第4部

日本の奨学政策へのインプリケーション

第17章 教育費の社会学

- スウェーデン・オーストラリアの経験から日本の教育費負担を考える

矢野眞和（東京大学）

1. 教育政策と責任の所在

「高校までの教育は親の責任だが、大学からは本人の責任。大学生は自立した大人だというのがわが国の教育政策の基本的考え方だ」。スウェーデンを訪問した時に耳にした言葉である。どの国で聞かされてもおかしくないこの言葉に、私は興味をおぼえた。わが国でも、こうした説はしばしば登場するし、賛成する者も多いに違いない。しかし、スウェーデンと日本では、教育に対する実際の責任の取り方が大きく異なっている。にもかかわらず、「親の責任」「本人の責任」という言葉をこのように用いると、日本でも共有化できる考え方だと思いがちである。この言葉を聞きながら、責任という言葉が無用心に使われる危うさを実感させられた。後で少し説明を加えるように、スウェーデンがこのように話すのは適切だが、日本は安易に同じような言葉遣いをするのは慎むべきだと思った。

冒頭の発言は、教育を受ける側、学ぶ側の姿勢を語ったもので、責任を果たさなくても法的に罰せられるわけではない。大学生が大人になりきれなくても、嘆いてみたり、揶揄したりするくらいだろう。ここでいう責任は、いわば「道義的責任」の範疇であって、学校教育の費用を、親、あるいは本人の責任によって分担しているわけではない。費用分担の話ではないが、費用分担と無関係に道義的責任を語るのは適切ではない。

教育問題として取り上げられるものは数多いが、それらが「社会（公共）の問題」であるか「個人（私的）の問題」であるかの区別は、責任の所在によって決まる。社会に責任があると考えれば社会問題、個人に責任があるなら個人問題。個人問題であれば、その問題解決のために政府が介入する必要はない。しかし、こうした区別の基準が客観的に定まるとは限らないので、最終的には社会の価値判断に委ねられる。しかも、この価値判断は時代とともに揺らぐから、教育の責任という言葉は変幻自在に用いられることになり、その意味は各自の都合に合わせて解釈されやすい。教育問題の議論が、しばしば空回りして、責任のなすりあいや犯人探しに終始し、具体的な政策として収斂しない場合が少なくないのはそのためである。

教育政策の根幹は、責任の所在を明確にすることだ。責任論に決着がつかないと政策は迷走する。政策の責任には次の二つの形式がある。一つは、法的責任。教育行政において、最終的に責任をもつのは、文部科学省なのか、教育委員会なのか、学校なのか。この責任を明確にする法制度の整備が必要になる。最近の教育委員会や地方教育行政の改革は、教育の責任を最終的に誰がとるのか、という問題である。

いま一つは、経済的責任。教育という営みには、膨大なお金と時間がかかる。この教育費を誰が負担するのかという問題は、お金からみた責任の取り方である。教育が純粋に個

人の責任であれば、教育費を負担するのは教育を受ける本人。逆に、社会の責任であれば、税金を投入するのが道理だ。そして、そのいずれを選択するかは、最終的には社会の選好であり、価値判断である。

2. 教育の精神論・制度論・資源論

長く続く教育改革を振り返ってみると、その議論は、「責任」の語り方と深く関係していることが分かる。道義的責任を強調する議論は、しばしば「精神論」になりがちである。教育を悪くした犯人探しは、子どもたち自身・親・先生・世間の大人たちに向けられ、それぞれの道義的責任が問題視される。そして、その解決には「道徳」教育が大事だということお決まりの、そして繰り返しの議論になる。

こうした「精神論」よりも「法的責任」を重視するのが、「制度論」である。その典型は、民主党党首の小沢一郎の教育改革論である。日本の教育の行政は、最終的な法的責任が明確になっていないという欠陥を批判し、その無責任体制が、教育現場の事なかれ主義をはびこらせているという。そして、教育の最終責任を国家にもたせることを主張する（小沢一郎『小沢主義』集英社 2006 年）。

日本の教育改革は、「精神論」とそれに基づいた「制度論」が支配的である。改革という言葉は、暗黙に「法制度」の変更を含意しており、教育の法やルールを変えれば、教育がよくなるという前提にたっている。しかし、法的責任の所在を明確にすることは大事だが、法律によって教育がよくなるかどうかは、別の問題である。

教育をよくするためには、教育に投入する資源の量と質を向上させなければならない。教育環境の条件整備が、教育行政の第一になすべき事柄だが、この視点から教育のあり方を考える「資源論」は必ずしも活発ではない。法制度の変更が「改革」であり、資源配分の変更が「政策」である。わが国では、「資源論」からアプローチした教育政策が極めて貧困だ。不況による財政難のために、予算や資源を増やすような政策論が成り立たない。それが一つの主な理由だろう。しかしながら、「資源論」を欠いた「精神論」や「責任論」は、無力だと思う。教育の道義的責任を語る場合にも、法的責任を語る場合にも、経済的責任の実態を踏まえなければならない。経済的責任の取り方がまったく異なっているにもかかわらず、道義的責任を同じ言葉で語るのは間違っているし、言葉としての誠実さに欠ける。教育改革の論議には、「精神論」「制度論」「資源論」に一貫性を持たせなければならない。

冒頭に引用したスウェーデンでは、教育の経済的責任は、すべて政府にある。だから、もちろん、個人負担の授業料は存在しない。私立大学も存在するが、それは設置形態の違いに過ぎなく、経済的には公立と同じである。授業料が無料であるだけではない。大学生には、生活費がローンとして貸与される（一部は給付され、返却を必要としない）。月におよそ 10 万円の生活費を手にする事が出来るから、大学生は経済的に自立できるようになっている。学生組合は、生活費支給の増加を要求しているが、たとえ豊かな家計の子弟でも、親が生活費を負担するケースは稀であり、学生たちは、親の援助をあてにせず、経済

的に自立している。余談ながら，一人で生活するよりも二人で生活するのが経済効率的だから，学生同士の同居が多いようである。

教育環境条件の整備は，政府が責任をもって担保する。その学校でどのように学ぶかは，学習者の責任だ。高校までは親の責任であり，大学は本人の責任である。スウェーデンの経済責任の構造を踏まえて，冒頭の言葉を振り返ってみれば，話していることの意味がはっきりする。経済的責任の上に築かれた道義的責任であり，二つの責任の間に一貫性が保たれている。

スウェーデンの話聞いて、「日本も同じだ」あるいは、「同じであるべきだ」と主張するのは，奇妙だし，筋が通らない。教育の家計負担が大きいわが国において，「教育は親の責任」と言えば，家計の教育負担をますます増加させることになる。「大学生が大人になっていない」「自立していない」と語ったり，嘆いたりする前に，学生が自立できる経済事情にないことを考えなければならない。日本の教育の責任論は，道義的責任を問う「悪いもの探し」が多く，法的責任や経済的責任の所在が無視されている。そして，経済的責任の所在，つまり，資源配分の現状とそれがもたらしている問題の解決を図るという「資源論」の「政策」が極めて希薄だ。

3. 経済的責任の負担区分

- 社会責任の衰退

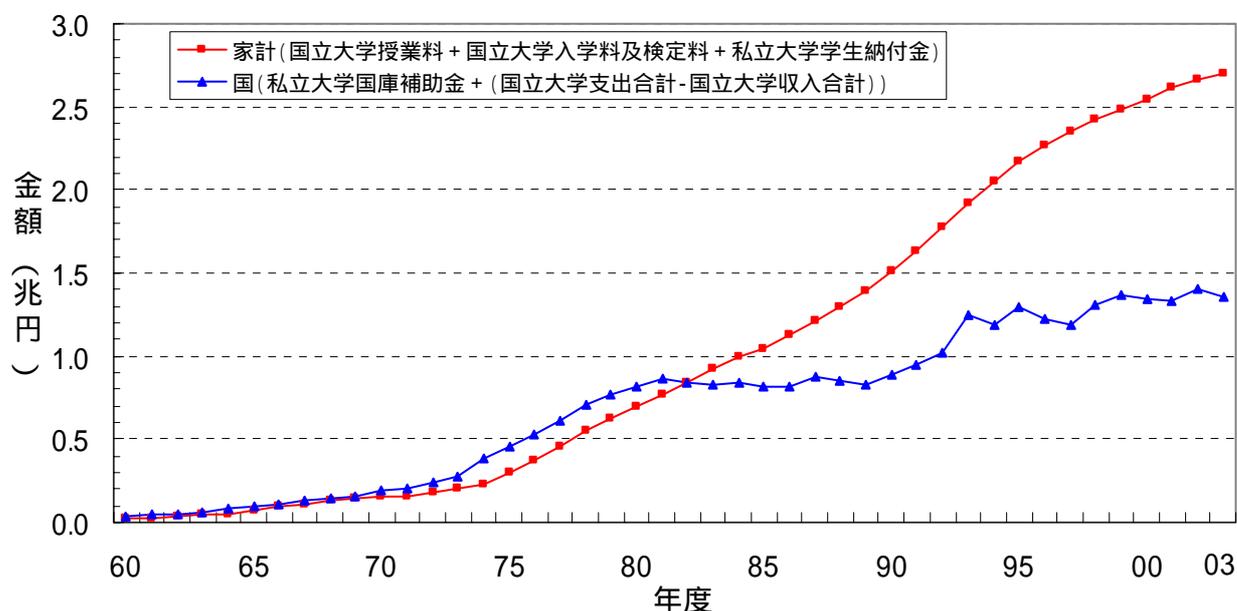
大学を例にして，経済的責任の時代変化を確認しておこう。図に，政府と家計の支出総額の変化を示した。政府の支出は，国立大学（法人）の支出から収入を差し引いた金額に私立大学の国庫補助金を加えた総額。家計の支出は，国立（法人）の授業料・入学料・検定料および私立の学生納付金の合計である。

戦後から 1982 年までの間は，政府の負担額が家計の負担額をやや上回る程度に推移していた。政府と家計の責任分担がほぼ折半という関係にあった。ところが，82 年以降には，状況が一変する。1992 年までの 10 年間は，政府の総額はほとんど増加せず，9 千億円程度に低迷していた。土地と株に膨大な投資がなされたバブルの時代に，政府が大学に投資するという機運はまったくみられなかった。その後の不況対策もあって，1兆4千億ほどまでに増加したが，この 10 年間は再び停滞している。

その一方で，家計の教育費負担総額は，戦後一貫として，増加の一途を辿っている。現在では，2兆7千億円ほどで，政府の二倍ほどの金額。大学教育費総額 4兆1千億円のうちの三分の二は家計の責任だという勘定になる。

こうした数字は，「大学は誰のためにあるのか」という問いに対する回答である。大学が社会のためにあるなら，税金を投入して社会が責任を負わなければならない。個人のための大学であれば，家計の負担になる。この 30 年ほどの間に，日本の大学は，社会のための大学から，個人のための大学に大きく変わった。それが，大衆化した大学に対する社会の価値判断である。

図 17-1 国と家計の経済責任



(出典:「学校基本調査」及び「私立学校の支出および収入に関する調査報告書」並びに「今日の私学財政」)

4. 「わが子さえよければよい」を醸成する社会の責任放棄

日本人の責任論に一貫性がないと述べたが、「論」は混乱していても、暗黙の前提になっている責任「観」はかなり一貫している。「教育は親の責任」という責任観（家族責任主義）が、道義的にも、経済的にも、広く深く浸透してきたからである。

周知のように、教育費の家計負担が大きいのはわが国の大きな特徴である。特に、就学前教育と高等教育の家計負担が大きい。専修学校を含めれば、高校生の四人に三人が進学する時代である。専修学校の教育費はほとんどが家計負担だから、高等教育における政府と家計の責任分担はさらに家計に傾斜する。長子が大学生になる家計では、その貯蓄率がマイナス 10%にもなる。子どもが高校生までの間にせっせと貯金して、大学進学後にその貯蓄を取り崩す。それが日本の家族の平均像だ。

公立の小中学校に在籍していれば、子どもの教育費はそれほど深刻ではない。ところが、最近では、大都市の小中学校を中心に、私立志向が強まっている。しかも、塾などの学校外教育費も膨大になる。大胆に推計すると塾などの家計支出だけで、3兆円ほどになる。この総額は、大学の学生納付金の総額にほぼ一致する。

これほど膨大な家計負担になっているにもかかわらず、教育に投入する税金を増やすべきだとする政治的機運は生まれない。助け合いの税金を活用して、わが子と他人の子どもを一緒に育てようとする気持ちは弱く、それよりも、なるべく税金は支払わずに、わが子のためだけにお金を使いたいと思っている。「教育熱心の素敵な家族」だと思えば美しいが、それほど立派な親たちばかりではない。それよりも、「わが子さえよければよい」という顔

つきをした親たちが増えている。これでは、決して美しくない。

教育費の多くを自己負担している生徒・学生たちを前にして、世のため、他人のために貢献しなさいと教えるのは難しい。彼・彼女のために、見知らぬ他人が経済的支援をしてくれているなら、その恩返しを忘れないでほしいと教えることはできるし、そのように教えるのが望ましい。自己負担をしながら社会奉仕をする素敵な人もいないわけではないが、平均的人間像を考えれば、自分のお金は自分の利益のために使う。

「わが子さえよければよい」という親が増えていることを嘆くのは筋違いだ。政府は、大学に対する経済責任を放棄しつつあり、その責任感の弱さが、「わが子さえよければよい」という生き方を醸成している。

5. 格差是正ではなく、機会の平等化

大学を社会全体で支援するという責任観は希薄になり、他人に対する思いやりも、経済的理由のために進学できない人に対する社会的関心もなくなった。格差社会が政治の争点だといわれているが、その論点はいま一つはっきりしない。格差という言葉は、争点ずらしにも便利な言葉だ。「格差があるのは、あたりまえ」と居直られて、「いや、格差是正が大事」といってみても、その会話だけで終わり。

格差社会をつくるのは、家庭と教育である。家庭の影響を排除するのは政策的に不可能だから、政策的に残された唯一の方法は、教育の機会に対する家庭の影響を最小限にとどめることである。教育の機会が、家庭の資金力によって強く規定されれば、家庭と教育の相乗効果によって格差はさらに拡大する。

教育基本法の第4条は「教育の機会均等」を定めており、その3項にはこう記されている。「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」。

能力があるにもかかわらず、経済的理由によって大学に進学が困難になっている者は現実に存在している。このように断言する証拠については、すでに報告したので繰り返さない（「高校生の進学行動と大学政策」『IDE 現代の高等教育』2006年4月号）。基本法で定められた事柄が実現していない。この法的責任はどこにあるのか。法的責任と経済的責任にも一貫性がない。教育基本法の改定は大騒ぎだったが、新旧ともに変わっていないこの条項に対する社会的関心は皆無だ。

機会を平等化すれば、格差が是正されるかどうかは、実のところ、不確かである。しかし、機会の平等化によって格差が拡大することは決してない。格差を拡大させることは決してなく、そして、格差を是正する可能性が高い。これが機会平等政策の強みである。「機会を平等化しても、格差が是正しない」という事例を取り上げて、機会の平等政策を排除すべきではない。機会は、常に広く開かれているところに価値がある。

格差是正という曖昧な表現よりも、進学機会の平等化を明確な目標として掲げ、その実現に向けた振興計画を示すのが、教育政策の根幹であり、社会の責任の所在である。若者

の進学機会を閉ざして、つまり、人生の入り口を閉ざして、「最近の若者は意欲が欠ける」と議論する鈍感な大人の感性が理解できない。近頃の若者がおとなしいのでもない。若者の静かなる造反がながく続いているように私には見える。

6. 奨学金の二つの役割

進学したくてもできない経済的理由は、授業料が家計所得の伸びをはるかに上回っているからである。0.5%消費税を追加徴収して、授業料を半額にするのがよい。図1を参照すれば分かるように、0.5%の消費税収入は1兆1千円ほどだから、実現できる数字だ。そうすれば、大学の進学率はかなり上昇する。大きな政府のスウェーデンと比べれば、日本は小さい政府である。とくに、教育分野においては、最小の政府である。

しかし、このような増税提案に賛成するものは、ほとんどいないようだ。ところが、児童手当や子ども手当については、月に一万円前後の金額をめぐって、与党と野党が論争している。月1万/年12万円を9年間続くと計算すると108万円になる。1年の世代が120万人ほどだから、1年に1兆円を上回る予算になる。先に述べたように、小中学校時代の教育費用は、それほど高いわけではない。そこに1万円が給付されれば、子どもの塾に支出されるか、親の飲み代になるだけだろう。にもかかわらず、子ども手当の論争をしながら、大学の授業料を論争しない。不思議な国である。

そして、現状は、消費税導入に反対、かつ財政難。だから、動きが取れない。そこで登場するのが、奨学金政策である。基本法の「奨学の措置」が「奨学金政策」のことなのかどうか、私は知らない。法的責任は、奨学金による支援を実施していますということでOKなのかもしれない。

奨学金は、教育政策の殺し文句である。増税も、財政投入もなく、機会の平等化が実現できる魔法の杖のようになっている。そんな万能薬がこの世の中にあるはずがない。

奨学金政策は、二つの機能をもっている。一つは、資本市場の不完全性を緩和する機能。投資のために資金を調達できる者とできない者がいるのは、資本市場が不完全だからである。そこで、誰でも借金できるようなし、その借金で投資事業を起こせるようにする。投資機会の利用と便益は本人の才覚だ。この考えに立てば、誰でも、担保なしで、奨学金を借りたい人が借りられるようにすればよい。この有利子ローンが、現在の奨学金の主流である。

いま一つは、所得の再分配機能。豊かな家計から貧しい家計に所得を再分配する考え方である。貧しい家計に税金を多めに分配すれば、貧しい家計も進学できる。返還免除（贈与）の奨学金がその典型であり、無利子・低利子の貸与は、利子補給額の再分配になる。

貧しい家計に対する贈与と利子補給による再分配は、機会の平等化政策である。しかし、そのための奨学金総額は限られたもので、ほとんどが借金した本人の負担になっている。つまり、現実の奨学金のほとんどは、資本市場の不完全性を緩和する役割を担っている。この機能は、もちろん重要だが、機会の平等化に役立っているとはいえない。誰でも借金

できるようになっているとして、誰が借りるだろうか。豊かな家計も貧しき家計もともに借金して教育に投資するわけではない。豊かな子弟は、親の援助を受けるのが普通だから、経済的に苦しい家庭の子どもは借金をしなさいというシステムになっている。借金した者だけが返却するのは、平等化ではなく、不平等の先送りだ。

奨学金の規模を拡大しても、この形式に変わりはない。借金できる環境を整えるのは、もちろんいいことだ。それは否定しないが、だからといって、機会の平等化問題の解決になるわけではない。しかも、実際の返済は、若い世代の給与からみてかなり大変だ。年末のボーナスで十数万円から二十万円を長期に返却し続けるのは、結構つらい。働いていない女性の場合だとかなり深刻な問題になる。

日本の奨学金の現状は、機会を平等化にする再分配機能よりも、借金をしやすい便利で有利な「公的銀行」に近い機能を果たしている。

7. 奨学金の家族社会学

奨学金の借金を返すのは、親ではなく、本人である。教育費を本人が負担する仕組みは有意義である。本人がローンを返却するのは当然だと主張し、利子つき奨学金を推奨する者も少なくない。その一方で、授業料ぐらいは親が負担してあげたい、子どもに借金をさせたくない、という親も多い。奨学金を借りる者が想像以上に少ないのは、こうした親子関係、ないし子ども観があるからだろう。

しかし、もし、奨学金のような本人負担責任を推奨するなら、豊かな者も貧しき者もすべて本人負担にするのが合理的だ。この方式を導入したのがオーストラリアである。教育費の三分の一から半分ほどの金額をすべての学生が借金して、卒業後に所得に応じて返却する。HECS (Higher Education Contribution Scheme) と略称される本人負担方式は、国際的に大きな影響を与えた。

政府と家計という二分法ではなく、学生本人という分担者を加えて、三者の責任分担を考える必要がある。オーストラリア方式を参考にするのもいいだろう。しかし、外国の方式をすぐに輸入するという発想には注意したほうがいい。本人と親との関係は、家族社会学のテーマである。親と子どもが一体になっている日本の家族と親子が自立しているスウェーデンやオーストラリアの家族では、親の贈与と借金に対する考え方が異なるはずである。

一例を挙げておこう。HECS では、事前に一括して前払いできるようになっている。前払いは負担額の 25% 割引である。この前払い制度を考えると、日本ならかなり多くの親が 25% 割引の前払いを選択するように思われる。オーストラリアもかなり多いのではないかと想像したが、私の予想よりは少なく、2 割ほどである。

いずれにしろ、親子関係を考慮した日本型の三者分担システムを開発する必要があるだろう。家族関係を無視した教育費負担のシステム設計は、非現実的だと考えるからである。親子一体の家族主義が日本の教育を支えてきたが、この家族主義による過剰な家計負担が

限界に来ている。この限界が機会の不平等を固定化させている。日本の現状を考えると、本人負担を大きくするよりも、社会（政府）の責任を再考すべきだと私は思う。

8. 社会 / 家族 / 本人の助け合いと社会システムの設計

教育の経済的責任の取り方は、国によって、大きく異なっている。日本の教育改革は、諸外国の輸入版が多いけれども、「制度論」を輸入することはあっても、「資源論」を輸入することは稀のようである。資源論が輸入されているのは、社会（政府）の責任を小さくするという話だけである。しかし、諸外国では、社会の責任が大きすぎたから、その一部を家族と本人の負担に移行したいという政策である。日本のように、家族責任が大きいにもかかわらず、社会の責任をさらに小さくするという政策は、諸外国の経験に学んだとはいえない。

教育には膨大なお金がかかるのは事実であり、すべての教育費を税金で負担するのは、かなり難しい。スウェーデンのような例もあるが、そのためには、それにふさわしい高負担の税制度が必要になる。オーストラリアが 1989 年に HECS を導入したのは、財政難のためである。それまでは、授業料も徴収されておらず、政府が費用のすべてを負担していた。その財政負担緩和のために、学生本人が費用の一部を負担する HECS 方式を導入したのである。大学進学による所得の増加という便益は、本人に帰属するから、費用を本人が負担するのは一つの合理的判断である。この方式は、イギリスの授業料制導入にも適用され、そのほかの国々にも様々な影響を与えている。

HECS 方式を考えると、教育費を「税金」「家計」「本人」の三者の間でどのように分かち合うのが望ましいか、という問題になる。そして、三者の負担区分は、一つに集中する方式から、二者の折半、あるいは、三者の三分の一の分かち合いまで、いくつかのパターンが想定される。

そのイメージを三角グラフで表示すれば、図 2 のようになる。ほとんどを税金で賄うケースが、社会責任主義になる。スウェーデンは、このタイプである。しかも、教育の直接費用だけでなく、生活費までの負担を支援している。教育費のほとんどを家計が負担しているケースは、家族責任主義。日本の私立大学は、この領域に含まれる。本人が負担するケースは自己責任主義だが、HECS は、すべてが本人負担になっているわけではない。本人と政府の折半方式に近い。

日本の国立大学は、家族責任主義と社会責任主義の間にあるが、最近では、家族責任主義の方向へ動いている。このような状態に加えて、本人の負担を加味する政策を奨励しているのが、奨学金拡大政策である。三者の分かち合いシステム（図の中央）の模索が、一つの方向性を示唆しているのかもしれない。

図は、考え方の概念枠組みを示したものにすぎなく、三者の等分担を推奨したいわけではない。それよりも、教育費の負担だけを取り出して、三者の負担を議論すべきでないことに注意してほしい。教育費の三者分担は、年金制度のあり方と大きく関係してくるから

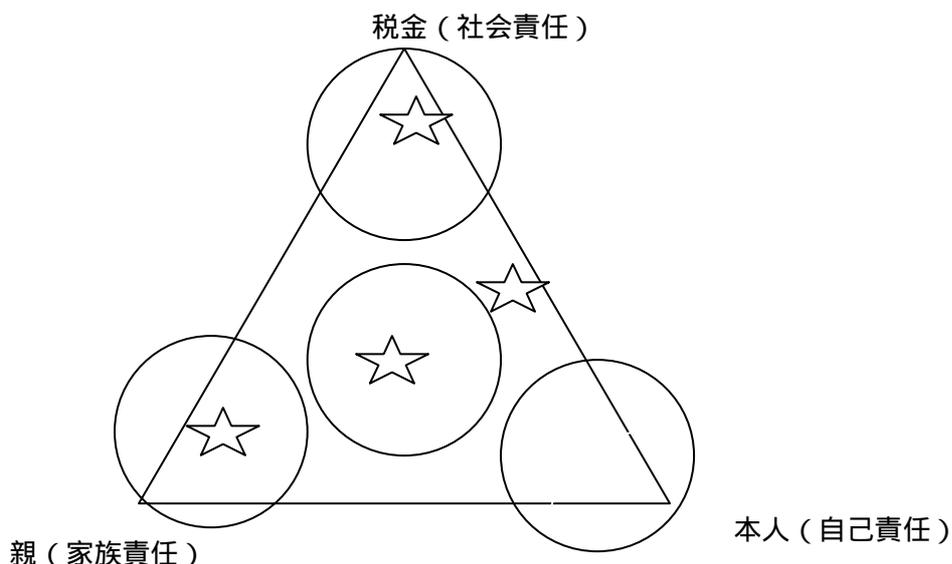
である。日本の年金制度は、基本的に、働いている世代が引退者を支える賦課方式である。雇用世代と年金世代の分かち合いのシステムを考慮して、教育世代と雇用世代の分かち合いを考えなければならない。年金制度も、本人の積み立て方式（自己責任主義）にするという考え方もある。もしそれを選択するなら、教育の自己責任主義を貫徹させるのも理解しやすい。しかし、教育費を自己責任主義にして、卒業後に働く者に年金世代の負担を課すのは、若者にとって残酷だろう。

教育費の負担は、誰のための大学か、という価値判断だが、同時に、誰のために役立っているか、という教育効果の事実判断でもある。教育は、本人の経済的便益だけでなく、社会全体の経済に役立つ公共投資である。しかも、経済的便益だけでなく、生活の質を向上させる非貨幣的便益も大きい。ここでは、教育の経済的責任という視点だけから、教育費の負担区分を考察するにとどめたが、その政策的展開を明らかにするためには、「教育の社会経済効果」というマクロの事実判断と「教育・雇用・年金」という人生の負担システムを視野に入れなければならない。

教育費の負担区分というテーマは、社会の、そして人生の再分配システムの設計問題である。こうした広い視野から、地道な実証分析を重ね、教育の「資源論」を活性化させることが、現在の日本の教育改革において最も大切だ。諸外国の事例は、その必要性和重要性を示唆しているように私には思われた。

（付記：本稿は、拙稿「誰が教育費を負担すべきか」『IDE 現代の高等教育』（近刊）に加筆したものである）

図 17-2 助け合いの負担システム



第18章 日本の高等教育改革への示唆

小林雅之（東京大学大学総合教育研究センター）

各国の授業料と奨学金制度は、日本の授業料と奨学金制度改革にも重要な示唆を与える。本章では、これまでの国際比較と実証分析の結果から、日本における奨学制度のあり方について、政策的インプリケーションを提示する。

まず第一に教育費の負担の問題がある。各国とも国公立大学における授業料の徴収あるいは値上げと、グラント（給付奨学金）からローンへの移行が急速に進展している。この結果、教育費の負担は公的から私的へと、さらに親から子へとシフトしている。しかし、公的から私的負担へのシフトは既に日本では経験済みのことであり、日本学生支援機構の奨学金は貸与のみでありグラントはない¹。これ以上のシフトを求める必然性に乏しい。これに対して、親から子へのシフトについては、日本では親負担が高いけれども、子負担のこれ以上の増加については、年金、医療保険、介護などの負担とも合わせて議論の余地があろう。

教育費負担問題は、各国とも公的負担と私的負担、機関補助と個人補助を組み合わせしており、これらを総合的に検討する必要がある。さらに、公財政の逼迫の中で、教育費負担は単に教育費だけで完結するのではなく、年金、介護、医療といった問題と合わせて考える必要があり、より広い視野からの検討が必要とされる。さらに、親と学生を分けるのも、1世代だけの問題だけでなく、2世代、3世代にわたる問題であることを意味し、時間的にもさらに広い視野からの検討が必要である。教育費負担問題は、このように時間的・空間的に広い視野から検討することが求められており、今後の高等教育政策の重要政策課題である。

第二に、各国のシステムで参考になるのは、ローン回収スキームである。各国ともローン未返済に対するペナルティが強化されている。しかし、日本ではこれまで未返済率があまり高くなかったため、ローンの回収にはあまり努力を払わなかった。しかし、日本でも1998年以降の日本育英会第2種奨学金の大幅な拡大のため、未返済の増加が危惧されている。このため、日本学生支援機構でも近年ペナルティの強化がなされてきている。しかし、教育機会の均等を損なわずにいかにしてローン回収を強化するかが大きな問題である。

回収スキームの強化というと、まずペナルティの強化が考えられる。しかし、ローン返済に対するペナルティが厳しくなれば、未返済に陥るリスクを恐れて、ローン回避やひいては高等教育

¹ 実質的にグラントとしての役割を果たしていたのが、特別免除制度であるが、大学院の一部を除いて廃止された。このため、日本の奨学金はグラントがないという点で、各国と大きく異なることになった。

進学を断念する者が発生する可能性が高い。既にふれたように、英米の多くの研究は、ローン負担が低所得層で厳しいことを明らかにしている。日本でもとりわけ低所得層で、ローン回避傾向が確認された。とりわけ低所得層がローンを回避すれば、奨学金の本来の目的である高等教育機会の格差の是正には効果がなく、本末転倒になる可能性が高い。こうした観点から、公的奨学金のあり方を検討する必要がある。

ローンは返済すべきものという奨学金に対する通念と表裏一体になっているのは、返済不要のグラント(給付奨学金)は教育機会の均等のために必要であるというもう一つの公正の通念である。英米ではグラントからローンへの移行が大きな争点になっている。このことは裏を返せば、それだけ従来はグラントの比率が高かったことを意味している。この点、公的奨学金のほとんどがローンのみでグラントが乏しい我が国の現状では、単なるペナルティの強化はますます教育機会の均等に影響を与える可能性が高い。ローンの未返済に対するペナルティの強化は、グラントの充実などと合わせて考える必要がある²。

これに関連して、ローン返済で最も問題となるのは、返済できないのか、返済しないのかという問題である。卒業後、所得が高い者で返済可能とみられながら、未返済の者に対しては、各国とも訴訟で対処している。しかし、我が国ではこうした訴訟にまで至っているケースはきわめて少ない。これに対して、低所得の者や失業している者からローンを取り立てるのは難しい。

この返済できないのか返済しないのかという問題に対処するために有効と思われるのは、各国が導入している ICL (所得連動型ローン) である。ICL では、返済期間が長期にわたり、所得が最低基準額以下の借り手は返済が猶予され、一定期間の後あるいは一定年齢以上では最終的には返済免除されるため、負担感は少ない。厳密に言えば、ICL には、所得に連動した返済額、一定所得以下の場合の返済猶予ないし免除、源泉徴収あるいはそれに類似の徴収という3つの要素があり、これらは別々の問題であり、各国の ICL はこれらを組み合わせている。各国の事例の事例を参考に、ICL の導入や奨学金制度の改革の検討がなされる必要がある³。

しかし、実施に関しては、多くの解決すべき問題がある。たとえば、欧米の所得連動型ローンでは、個人主義的な考え方によりローンの負債はあくまで個人が単位である。配偶者が高所得であっても、本人の所得がなければ支払いは猶予される。この点を家族主義の日本の土壌で、どのように考えるかは、議論が必要であろう。また、ICL が可能になるためには、納税者番号制度が必要となる。これについては、我が国でも議論が分かれている。しかし、英豪など一部の国で実施しているように、ローン希望者のみ、ローン契約を結ぶ際の付帯条件として、納税者番号を付与するというような柔軟な制度設計が参考になる³。

² 日本学生支援機構奨学金に関しては、返済期間が最長 20 年ときわめて長いこと、第 1 種奨学金は無利子であること、予約より在学中の応募が多いこと、などの特徴がある。

³ イギリスでは、ローンの申し込みの際に、国民保険番号 (National Insurance number) の提示 (既に

さらに、政府保証制度がモラル・ハザードを引き起こしているのではないかという問題も指摘されている。政府が保証するため、未返済になりやすいというのである。これは、日本学生支援機構の保証制度についても検討すべき問題点であろう⁴。

第三に、各国とも授業料と奨学金の選択の多様性を高めるため、かえって複雑化し、選択を困難にしている点も十分に考慮する必要がある。進路選択に効果を持つためには、在学時の採用より予約奨学制を充実していくことも重要であろう⁵。これまでの日本の奨学金は、学生の福利厚生のためという視点から捉えられてきたため、在学中の採用が一般的である。しかし、今後は、進路選択や教育機会の均等に効果を持つために、学生応募戦略の一環としての奨学金を重視していくことが必要であろう。

第四に、奨学金システムの民営化についても、各国とも一部の業務についてアウト・ソーシングしているけれども、アメリカの政府保証ローンのように、システム全体の民営化には問題点が多く、完全民営化している国はないことも考慮する必要がある。

冒頭にふれたように、授業料も奨学金も、他の高等教育システムと同様、各国の文化、社会経済、政治の基盤の上に成り立っており、それぞれの歴史的な経緯を有している。その相違を十分考慮しないままに、部分的に導入を図ろうとしてもかえって混乱を招くだけであろう⁶。

最後に、現在では、調査データの公開は国際的な傾向である。これによって様々な分析が行われ、それがまた調査の改善に役立つという好循環が生じている。たとえば、アメリカ教育統計局では数十の調査データを公開し、その結果膨大な研究成果が生まれている。オーストラリアやイギリスなどでも同じようなデータの公開がなされている。しかし、日本では同じような調査が実施されながら、公開されているのはごく一部のデータだけである。今後こうしたデータを公開し、それによって実証研究が行われ、それに基づいて政策が策定遂行され、その結果を再び実証研究で検証するという、フィードバックのループを確立していくことが、高等教育研究にとっても、高等教育政策にとっても必要とされよう⁷。

番号を持っている場合)か、なぜ番号を持っていないかの理由の提示が必要である。また、オーストラリアでは、CHESSN (Commonwealth Higher Education Student Support Number)があり、学生は Tax File Number を取得しなければならないとされている。

⁴ さらに、資産テストに貯蓄が含まれていると、子どもの将来の教育費のための貯蓄をしなくなるという別のモラル・ハザードについても議論されている。アメリカにおける教育貯蓄に対する減税措置はこの点を改善するためのものである。

⁵ これと合わせて重要な問題として、現在は大学を通じて応募している制度を、日本学生支援機構に直接オンラインで応募するという制度に変更することも考えられる。これにより大学の事務負担を軽減するだけでなく、大学別の推薦枠の問題や、採用率の国公立大学と私立大学の格差などの問題も解消する効果もある。

⁶ アメリカで高授業料・高奨学金政策のため、教育機会の均等が損なわれていると主張されながら、大きな政治的社会的問題にならないのは、アメリカには授業料の大幅な値上げに対して、奨学金だけでなく、いくつかのセーフティネットがあるからである。Johnstone によれば、コミュニティカレッジ、オープン・アドミッション、単位累積加算制度、パートタイム労働などがこれにあたる (Johnstone, 2003, pp.20-21)

⁷ 本研究で紹介した学術創成科研では、高校生調査・保護者調査だけでなく、大学生調査や卒業生調査を実

参考文献

Johnstone, B. D. (2003). "Cost Sharing in Higher Education."
(<http://www.gse.buffalo.edu/org/inthigheredfinance/textForSite/HEdFinandAccess.pdf>.)

施することにしており、これらの調査データすべてを研究者に公開する予定である。多くの研究者がデータを分析することによって、研究が進展することを期待している。(調査の単純集計表は、東京大学教育学研究科大学経営・政策センターのホームページに掲載されている)。